平成 21 年度

水質汚濁物質排出量総合調査

(調査結果概要)

平成 22 年 3 月

環境省水·大気環境局水環境課

目 次

1	調査目的	1
2	調査概要	1
	(1)調査対象事業場	1
	(2)調査対象期間	1
	(3)調査方法	1
	(4)調査項目	2
3	調査票の回収状況	2
4	調査結果集計一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

1 調査目的

水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが重要であるが、合理的かつ効果的な排出規制や指導を実施するには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。

このため、本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動 向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基礎的資料とすることを目的とする。な お、本調査は、総務省の承認統計調査として実施している。

2 調査概要

(1)調査対象事業場

本調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場(特定事業場)のうち、 ①一日当たりの平均的な排水量が 50m³以上である工場・事業場、②有害物質使用特定事業場を対象とする(指定地域特定施設及び湖沼水質保全特別措置法に定めるみなし指定地域特定施設を含む。)。

今年度調査の対象事業場数は、総数で 36,361 件であり、排水量・有害物質区分別の内訳では、 ①が 25,669 件、②が 5,033 件、③が 5,659 件であった。

所管	総数	排水量・有害物質区分				
771 E	小心 女 父	1	2	3		
都道府県	28, 078	20, 303	3, 594	4, 181		
政令市*	8, 209	5, 330	1, 401	1, 478		
経済産業省	74	36	38	0		
総計	36, 361	25, 669	5, 033	5, 659		

※排水量・有害物質区分

- ①:排水量 50m³/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50m3/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量 50m3/日未満、有害物質使用特定事業場である

※政令市とは、水質汚濁防止法施行令第10条に基づく水質汚濁防止法上の政令市をいう。

(2)調查対象期間

総務省の承認期限に従い、調査は平成21年10月1日~平成21年12月31日までの間に実施した。

承認番号: NO. 27687

承認期限: 平成 21 年 12 月 31 日まで

なお、本調査は、対象事業場における排水濃度等の前年度実績を対象としており、平成21年度調査で対象となる期間は、平成20年4月1日~平成21年3月31日までである。

(3)調査方法

本調査は、調査対象事業場に調査票を個別配布し、事業者は排出水の自主測定結果等の実績を調査票に記入、提出するアンケート調査方式で実施した。

<調査手順>

- ①調査対象名簿の作成
- ②調査票の印刷

- ③調査票の発送・回収
- ④調査票の整理とデータ入力
- ⑤集計・解析及び結果のとりまとめ

(4)調査項目

調査項目は、次の4項目とした。

- ①従業員数、出荷額等の事業規模、稼動状況、産業分類等の工場・事業場概要
- ②用排水量の実績
- ③生活環境項目の排水濃度
- ④有害物質の使用・製造状況と排水濃度

3 調査票の回収状況

調査対象 36,361 事業場に調査票を配布し、回収総数は 29,629 件、回収率は 81.5%であった。

 所管	配布数	回収状況				
I) E	אל וויטם	回収	未回収	回収率%		
都道府県	28, 078	22, 754	5, 324	81. 0		
政令市	8, 209	6, 805	1, 404	82. 9		
経済産業省	74	70	4	94. 6		
総計	36, 361	29, 629	6, 732	81. 5		

4 調査結果集計一覧

- 注1)代表特定施設別排水濃度等の集計事業場数は、調査票への記入漏れ等により、実際の施設数と一致していない場合があります。
- 注2)集計表の中で、有害物質とは水質汚濁防止法施行令第2条に定める物質、生活環境項目とは 同施行令第3条に定める項目を指します。

図表	表タイトル	頁
表 1.1	調査対象事業場数	都道府県別内訳
表 1.2	調査対象事業場数	政令市別内訳
	調査対象事業場数	産業分類別内訳
表 1.4	調査対象事業場数	代表特定施設別內訳
		都道府県別内訳10
		政令市別内訳11
		産業分類別内訳12
表 2.4	調査票の回収状況	代表特定施設別內訳14
		数16
表 3.2	稼働コード別事業場	数 都道府県別内訳16
		数 政令市別内訳17
		火量⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯18
表 4.2	代表特定施設別総括	非水量20
表 5.1	有害物質使用・製造	事業場数23
表 5.2	代表特定施設別排力	k濃度(生活環境項目)······24
表 5.3	代表特定施設別排力	k濃度(有害物質)······56
水質汚	濁物質排出量総合訓	看查票·110

表1.1 調查対象事業場数 都道府県別内訳

都道府県	総数	排水量·有害物質区分		都道府県 総数		排水量•有害物質区分			
印坦州州	小心 亥 久	1	2	3	1100円 元	小心 女 父	1	2	3
北海道	1,210	1,100	46	64	滋賀県	692	471	128	93
青森県	341	304	15	22	京都府	436	286	59	91
岩手県	624	481	76	67	大阪府	388	272	32	84
宮城県	459	332	62	65	兵庫県	1,256	707	151	398
秋田県	551	349	90	112	奈良県	288	231	23	34
山形県	515	397	60	58	和歌山県	419	357	35	27
福島県	695	471	127	97	鳥取県	256	225	11	20
茨城県	881	646	146	89	島根県	387	333	23	31
栃木県	829	615	110	104	岡山県	418	344	28	46
群馬県	622	487	100	35	広島県	705	448	76	181
埼玉県	925	619	112	194	山口県	575	334	156	85
千葉県	915	654	134	127	徳島県	284	226	38	20
東京都	127	96	9	22	香川県	320	274	18	28
神奈川県	368	234	34	100	愛媛県	389	230	121	38
新潟県	981	589	83	309	高知県	258	184	41	33
富山県	420	281	80	59	福岡県	783	529	126	128
石川県	528	382	73	73	佐賀県	433	333	37	63
福井県	319	248	45	26	長崎県	287	246	8	33
山梨県	431	285	46	100	熊本県	508	401	67	40
長野県	1,039	637	213	189	大分県	376	334	11	31
岐阜県	975	767	117	91	宮崎県	321	266	40	15
静岡県	1,064	734	201	129	鹿児島県	755	503	78	174
愛知県	1,542	1,032	234	276	沖縄県	245	227	12	6
三重県	938	802	62	74	小計	28,078	20,303	3,594	4,181

※排水量•有害物質区分

- ①:排水量50㎡/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50㎡/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量50㎡/日未満、有害物質使用特定事業場である

表1.2 調查対象事業場数 政令市別内訳

	♦/\\ ¥4-	排水	、量•有害物質	区分		◇◇米 /•	排水量•有害物		勿質区分	
政令市	総数	1	2	3	政令市	総数	1	2	3	
札幌市	41	38	2	1	静岡市	157	98	25	34	
函館市	39	38	0	1	浜松市	187	83	74	30	
旭川市	34	24	3	7	沼津市	102	64	25	13	
青森市	68	65	3	0	富士市	155	105	30	20	
八戸市	71	54	13	4	名古屋市	98	56	19	23	
盛岡市	41	31	5	5	豊橋市	114	79	20	15	
仙台市	66	52	13	1	岡崎市	106	80	8	18	
秋田市	93	66	13	14	一宮市	101	74	12	15	
山形市	96	66	6	24	春日井市	97	60	14	23	
福島市	114	86	14	14	豊田市	184	128	27	29	
郡山市	115	74	27	14	四日市市	106	77	17	12	
いわき市	163	90	49	24	大津市	53	31	12	10	
水戸市	61	42	9	10	京都市	39	30	5	4	
つくば市	26	20	3	3	大阪市	33	18	6	9	
宇都宮市	108	75	9	24	堺市	124	59	33	32	
前橋市	91	65	14	12	岸和田市	30	8	4	18	
高崎市	105	62	24	19	豊中市	3	2	0	1	
伊勢崎市	119	70	32	17	吹田市	16	9	0	7	
太田市	126	67	33	26	高槻市	45	16	4	25	
さいたま市	118	64	17	37	枚方市	33	20	2	11	
川越市	65	30	9	26	茨木市	12	8	2	2	
川口市	37	13	5	19	八尾市		19	4	38	
所沢市		16	5		寝屋川市	61	5	0		
春日部市	28	21	1	7	東大阪市	22	15	1	6	
草加市	23	8	3		神戸市				13	
越谷市				11	姫路市	98	66	19		
	39	24	1	14		122	83	26	13	
千葉市	80	36	26	18	尼崎市	27	17	8	2	
市川市	94	65	21	8	明石市	28	20	6	2	
船橋市	184	164	9	11	西宮市	14	12	1	1	
松戸市	54	27	13	14	加古川市	38	26	6	6	
柏市	68	48	7	13	宝塚市	5	5	0	0	
市原市	96	63	27	6	奈良市	46	35	6	5	
八王子市	54	34	5	15	和歌山市	153	105	14	34	
町田市	30	20	3	7	鳥取市	92	76	5	11	
横浜市	124	49	35	40	岡山市	212	166	28	18	
川崎市	80	27	35	18	倉敷市	151	90	48	13	
横須賀市	17	6	9	2	広島市	98	62	15	21	
平塚市	16	6	7	3	呉市	48	38	5	5	
藤沢市	45	10	13	22	福山市	97	60	20	17	
小田原市	39	22	11	6	下関市	72	43	25	4	
茅ヶ崎市	15	5	2	8	徳島市	129	94	18	17	
相模原市	47	23	14	10	高松市	97	77	5	15	
厚木市	59	6	3	50	松山市	109	90	8	11	
大和市	16	9	5	2	高知市	97	69	17	11	
新潟市	202	133	12	57	北九州市	77	34	27	16	
長岡市	75	45	8	22	福岡市	26	22	3	1	
上越市	126	82	25	19	久留米市	61	45	3	13	
富山市	169	108	46	15	長崎市	54	43	3	8	
金沢市	88	62	13	13	佐世保市	49	39	1	9	
福井市	88	70	9	9	熊本市	42	32	7	3	
甲府市	34	16	7	11	大分市	111	79	18	14	
長野市	99	44	19	36	宮崎市	62	54	3	5	
松本市	60	48	5	7	鹿児島市	62	54	2	6	
岐阜市	77	61	8	8	小計	8,209	5,330	1,401	1,478	
				J	※排水量・有			-,1	-,0	

※排水量・有害物質区分

- ①:排水量50㎡/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50㎡/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量50㎡/日未満、有害物質使用特定事業場である

表1.3 調查対象事業場数 産業分類別内訳

	産業中分類	総数		水量·有害物質区	
0.1			1)	2	3
01	農業	330	291	12	27
02	林業	2	1	0	1
03	漁業(水産養殖業を除く)	1	0	1	0
04	水産養殖業	7	5	2	0
05	鉱業,採石業,砂利採取業	225	185	38	2
06	総合工事業	138	114	15	9
07	職別工事業(設備工事業を除く)	15	8	0	7
08	設備工事業	4	2	0	2
09	食料品製造業	2,994	2,933	52	9
10	飲料・たばこ・飼料製造業	517	494	19	4
11	繊維工業	558	398	120	40
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	74	40	4	30
13	家具・装備品製造業	38	20	9	9
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	399	294	95	10
15	印刷·同関連業	110	16	23	71
16	化学工業	1,138	383	584	171
17	石油製品•石炭製品製造業	64	17	39	8
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	102	44	39	19
19	ゴム製品製造業	127	39	67	21
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	12	5	3	4
21	窯業・土石製品製造業	852	217	158	477
22	鉄鋼業	299	101	147	51
23	非鉄金属製造業	239	36	136	67
24	金属製品製造業	2,000	155	580	1,265
25	はん用機械器具製造業	209	48	74	87
26	生産用機械器具製造業	226	62	70	94
27	業務用機械器具製造業	294	18	84	192
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	534	83	321	130
29	電気機械器具製造業	365	66	162	137
30	情報通信機械器具製造業	86	23	32	31
31	輸送用機械器具製造業	751	242	303	206
32	その他の製造業	188	15	41	132
33	電気業	75	33	38	4
34	ガス業	11	8	2	1
35	熱供給業	5	2	3	0
36	水道業	2,455	1,739	692	24
37		1	1	0	0
38	放送業	0	0	0	0
39	情報サービス業	5	5	0	0
40	インターネット附随サービス業	1	1	0	0
41	映像・音声・文字情報制作業	9	4	0	5
42	鉄道業	57	54	3	0
43	道路旅客運送業	12	11	1	0
44	道路貨物運送業	21	20	1	0
45	水運業	2	2	0	0
	航空運輸業	3	1	1	1
47	倉庫業	19	18	0	1
48	運輸に附帯するサービス業	130	127	1	2
49	郵便業(信書便事業を含む)	0	0	0	0
50	各種商品卸売業	17	17	0	0
51	繊維·衣服等卸売業	4	2	0	2
52	飲食料品卸売業	39	38	0	1
53	建築材料, 鉱物·金属材料等卸売業	10	5	1	4
	機械器具卸売業		7		1
54		10		2 0	1
55	その他の卸売業	19	18		0
56	各種商品小売業	631	616	15	
57	織物・衣服・身の回り品小売業	8	8	0	0

	**************************************	AA MG	排力	水量・有害物質図	7分
	産業中分類	総数	1	2	3
58	飲食料品小売業	74	74	0	0
59	機械器具小売業	4	3	0	1
60	その他の小売業	72	56	1	15
61	無店舗小売業	0	0	0	0
62	銀行業	1	1	0	0
63	協同組織金融業	5	5	0	0
64	貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関	0	0	0	0
65	金融商品取引業, 商品先物取引業	0	0	0	0
66	補助的金融業等	0	0	0	0
67	保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)	0	0	0	0
68	不動産取引業	18	18	0	0
69	不動産賃貸業・管理業	152	147	4	1
70	物品賃貸業	5	2	1	2
71	学術•開発研究機関	538	91	141	306
72	専門サービス業(他に分類されないもの)	21	15	1	5
73	広告業	0	0	0	0
	技術サービス業(他に分類されないもの)	224	8	6	210
	宿泊業	3,451	3,333	69	49
	飲食店	400	393	5	2
	持ち帰り・配達飲食サービス業	235	233	0	2
	洗濯・理容・美容・浴場業	1,647	533	84	1,030
79	その他の生活関連サービス業	67	42	1	24
80	娯楽業	1,332	1,270	44	18
81	学校教育	732	434	160	138
82	その他の教育、学習支援業	202	176	9	17
-	てい他の教育、子育文版未 医療業			197	37
83	保健衛生	1,521	1,287	2	98
		114	14 376		5
	社会保険・社会福祉・介護事業	392		11	
86	郵便局 かっていたいない よの	1	1	0	0
87	協同組合(他に分類されないもの)	83	64	15	4
88	廃棄物処理業 自到 本報 供業	5,337	4,970	209	158
89	自動車整備業	11	5	1	5
90	機械等修理業(別掲を除く)	7	3	1	3
	職業紹介・労働者派遣業	0	0	0	0
	その他の事業サービス業	40	24	4	12
93	政治・経済・文化団体	15	13	1	1
	宗教	31	31	0	0
95	その他のサービス業	221	196	3	22
96	外国公務	0	0	0	0
97	国家公務	100	84	6	10
98	地方公務	252	177	10	65
99	分類不能の産業	2,502	2,443	50	9
-	産業分類不明	112	55		50
	合計	36,361	25,669	5,033	5,659

※排水量•有害物質区分

- ①:排水量50㎡/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50㎡/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量50㎡/日未満、有害物質使用特定事業場である

表1.4 調查対象事業場数 代表特定施設別內訳

	代表特定施設	総数		、量·有害物質区	
1	於業力は小津農業の用に供より を割	00	1)	2)	3
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	90	43	47 13	30
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設 本式を料した機会の用に供する施設	326	283		
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	610	588	21	1
3	水産食料品製造業の用に供する施設	628	623	5	0
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	516	507	8	1
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	147	138	8	1
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0
7	砂糖製造業の用に供する施設	43	43	0	0
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	54	54	0	0
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	56	56	0	0
10	飲料製造業の用に供する施設	479	450	23	6
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	86	82	1	3
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	59	52	2	5
13	イースト製造業の用に供する施設	3	3	0	0
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	61	60	1	0
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	14	13	1	0
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	128	127	1	0
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	249	246	0	3
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	4	0	0
	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	125	125	0	0
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	6	5	1	0
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	504	375	93	36
20	洗毛業の用に供する施設	7	4	1	2
21	化学繊維製造業の用に供する施設	42	15	26	1
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	5	5	0	0
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	20	19	1	0
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	3	0	0
22	木材薬品処理業の用に供する施設	40	4	4	32
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	401	296	97	8
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	78	19	12	47
24	化学肥料製造業の用に供する施設	36	5	25	6
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0	3	0
26	無機顔料製造業の用に供する施設	33	16	15	2
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	254	84	129	41
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	20	8	8	4
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	6	1	3	2
30	発酵工業の用に供する施設	12	11	1	0
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	2	2	2
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	24	5	14	5
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	152	67	75	10
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	11	4	6	1
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	2	5	0
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	3	2	0
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	58	17	35	6
38	石けん製造業の用に供する施設	0	0	0	0
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	2	0	0
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	3	1	0
41	香料製造業の用に供する施設	16	6	7	3
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	1	1	0	0
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	2	3	1
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	0	0	0
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	222	83	114	25
47	医薬品製造業の用に供する施設	199	76	98	25
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	2	6	3
	農薬製造業の用に供する混合施設	14	0	6	8
49					

	代表特定施設	総数		く量・有害物質	
F.1			11	2	3
	石油精製業の用に供する施設	39	11	28	0
	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	74	23	37	14
	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	4	3	1	0
	皮革製造業の用に供する施設	11	4	3	4
	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	317	38	99	180
-	セメント製品製造業の用に供する施設	209	45	22	142
	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	401	158	24	219
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0	1	0
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	9	2	7	0
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	137	47	32	58
59	砕石業の用に供する施設	56	51	3	2
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	130	129	1	0
61	鉄鋼業の用に供する施設	144	68	65	11
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	101	18	54	29
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	806	179	322	305
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	6	5	0	1
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	26	9	17	0
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	12	6	6	0
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	304	233	55	16
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2,203	444	904	855
66	電気めっき施設	1,139	32	503	604
66-2	旅館業の用に供する施設	3,583	3,458	74	51
	共同調理場に設置されるちゅう房施設	230	225	3	2
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	280	276	4	0
	飲食店に設置されるちゅう房施設	918	882	26	10
	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	6	6	0	0
	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	2	2	0	0
	洗たく業の用に供する洗浄施設	1,394	342	74	978
	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	55	7	1	47
	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	394	304	81	9
	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	121	120	1	0
	中央卸売市場に設置される施設	9	9	0	0
	地方卸売市場に設置される施設	36	36	0	0
	廃油処理施設	4	2	2	0
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	5	5	0	0
	自動式車両洗浄施設	98	72	4	22
	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,371	155	308	908
	一般廃棄物処理施設である焼却施設	141	32	21	88
	産業廃棄物処理施設	111	40	31	40
	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	722	15	56	651
	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	27	0	9	18
72	し尿処理施設	9,729	9,265	436	28
73	下水道終末処理施設	2,069	1,432	634	3
	ドホ道ボ木だ连旭設 特定事業場から排出される水の処理施設	352	249	88	15
	特定事業場がら併出される水の処理施設 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	2,224	2,156	56	12
			2,130		
	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	245		4	1 0
	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	345	341	4	
-	特定施設不明	108	85	5 000	15
	合計	36,361	25,669	5,033	5,659

※排水量·有害物質区分

- ①:排水量50㎡/日以上、有害物質使用特定事業場でない
- ②:排水量50㎡/日以上、有害物質使用特定事業場である
- ③:排水量50㎡/日未満、有害物質使用特定事業場である

表2.1 調査票の回収状況 都道府県別内訳

都道府県	配布数		回収状況		都道府県	配布数		回収状況	
10000000000000000000000000000000000000	間C177 安X	回収	未回収	回収率(%)	印 坦	間の印数	回収	未回収	回収率(%)
北海道	1,210	939	271	77.6	滋賀県	692	614	78	88.7
青森県	341	294	47	86.2	京都府	436	356	80	81.7
岩手県	624	504	120	80.8	大阪府	388	296	92	76.3
宮城県	459	353	106	76.9	兵庫県	1,256	1,046	210	83.3
秋田県	551	446	105	80.9	奈良県	288	226	62	78.5
山形県	515	398	117	77.3	和歌山県	419	330	89	78.8
福島県	695	578	117	83.2	鳥取県	256	207	49	80.9
茨城県	881	744	137	84.4	島根県	387	333	54	86.0
栃木県	829	592	237	71.4	岡山県	418	356	62	85.2
群馬県	622	447	175	71.9	広島県	705	603	102	85.5
埼玉県	925	748	177	80.9	山口県	575	512	63	89.0
千葉県	915	740	175	80.9	徳島県	284	226	58	79.6
東京都	127	106	21	83.5	香川県	320	281	39	87.8
神奈川県	368	282	86	76.6	愛媛県	389	345	44	88.7
新潟県	981	758	223	77.3	高知県	258	189	69	73.3
富山県	420	338	82	80.5	福岡県	783	624	159	79.7
石川県	528	425	103	80.5	佐賀県	433	333	100	76.9
福井県	319	257	62	80.6	長崎県	287	245	42	85.4
山梨県	431	329	102	76.3	熊本県	508	354	154	69.7
長野県	1,039	825	214	79.4	大分県	376	295	81	78.5
岐阜県	975	839	136	86.1	宮崎県	321	263	58	81.9
静岡県	1,064	862	202	81.0	鹿児島県	755	582	173	77.1
愛知県	1,542	1,342	200	87.0	沖縄県	245	187	58	76.3
三重県	938	805	133	85.8	小計	28,078	22,754	5,324	81.0

表2.2 調査票の回収状況 政令市別内訳

政令市	配布数		回収状況		本人士	ボコ <i>ナ</i> c 米ケ		回収状況	
政节川	自己 们 级	回収	未回収	回収率(%)	政令市	配布数	回収	未回収	回収率(%)
札幌市	41	32	9	78.0	静岡市	157	136	21	86.6
函館市	39	25	14	64.1	浜松市	187	159	28	85.0
旭川市	34	24	10	70.6	沼津市	102	81	21	79.4
青森市	68	56	12	82.4	富士市	155	129	26	83.2
八戸市	71	65	6	91.5	名古屋市	98	84	14	85.7
盛岡市	41	40	1	97.6	豊橋市	114	101	13	88.6
仙台市	66	55	11	83.3	岡崎市	106	99	7	93.4
秋田市	93	79	14	84.9	一宮市	101	76	25	75.2
山形市	96	61	35	63.5	春日井市	97	82	15	84.5
福島市	114	77	37	67.5	豊田市	184	165	19	89.7
郡山市	115	86	29	74.8	四日市市	106	97	9	91.5
いわき市	163	123	40	75.5	大津市	53	44	9	83.0
水戸市	61	48	13	78.7	京都市	39	27	12	69.2
つくば市	26	19	7	73.1	大阪市	33	30	3	90.9
宇都宮市	108	95	13	88.0	堺市	124	99	25	79.8
前橋市	91	78	13	85.7	岸和田市	30	18	12	60.0
高崎市	105	89	16	84.8	豊中市	3	3	0	100.0
伊勢崎市	119	98	21	82.4	吹田市	16	16	0	100.0
太田市	126	92	34	73.0	高槻市	45	29	16	64.4
さいたま市	118	93	25	78.8	枚方市	33	30	3	90.9
川越市	65	45	20	69.2	茨木市	12	11	1	91.7
川口市	37	28	9	75.7	八尾市	61	42	19	68.9
所沢市	28	20	8	71.4	寝屋川市	9	4	5	44.4
春日部市	23	18	5	78.3	東大阪市	22	13	9	59.1
草加市	22	15	7	68.2	神戸市	98	89	9	90.8
越谷市	39	29	10	74.4	姫路市	122	109	13	89.3
千葉市	80	67	13	83.8	尼崎市	27	25	2	92.6
市川市	94	80	14	85.1	明石市	28	25	3	89.3
船橋市	184	149	35	81.0	西宮市	14	14	0	100.0
松戸市	54	45	9	83.3	加古川市	38	29	9	76.3
柏市	68	50	18	73.5	宝塚市	5	4	1	80.0
市原市	96	86	10	89.6	奈良市	46	37	9	80.4
八王子市	54	43	11	79.6	和歌山市	153	124	29	81.0
町田市	30	27	3	90.0	鳥取市	92	81	11	88.0
横浜市	124	112	12	90.3	岡山市	212	181	31	85.4
川崎市	80	78	2	97.5	倉敷市	151	128	23	84.8
横須賀市	17	16	1	94.1	広島市	98	83	15	84.7
平塚市	16 45	11 34	5	68.8 75.6	呉市 短山市	48 97	45 81	3	93.8
藤沢市	45 39	34	11 7		福山市	72	64	16	83.5
小田原市	15	13		82.1 86.7	下関市 徳島市	129	104	8 25	88.9
茅ヶ崎市 相模原市	47	38	9	80.7	高松市	97	77	25	80.6 79.4
厚木市	47 59	38 42	17	71.2	松山市	109	104	5	95.4
大和市	16	16	0	100.0	高知市	97	83	5 14	95.4 85.6
新潟市	202	165	37		北九州市	77	74	3	96.1
長岡市	75	61	14	81.7	福岡市	26	26	0	100.0
上越市	126	113	13	89.7	福岡川 久留米市	61	48	13	78.7
富山市	169	113	21	89.7 87.6	人留木巾 長崎市	54	48	13	79.6
金沢市	88	67	21	76.1	佐世保市	49	37	12	75.5
福井市	88	78	10	88.6	熊本市	49	32	10	76.2
甲府市	34	27	7	79.4	大分市	111	97	10	87.4
長野市	99	84	15	84.8	宮崎市	62	49	13	79.0
松本市	60	47	13	78.3	鹿児島市	62	49	13	77.4
岐阜市	77	70	7	90.9	小計	8,209	6,805	1,404	82.9
以早川	1.1	10	1	90.9	(1,旦)	0,209	0,805	1,404	84.9

表2.3 調査票の回収状況 産業分類別内訳

				回収状況	
	産業中分類	配布数 —	回収	未回収	回収率(%)
01	農業	330	206	124	62.4
02	林業	2	2	0	100.0
03	漁業(水産養殖業を除く)	1	1	0	100.0
04	水産養殖業	7	6	1	85.7
05	鉱業,採石業,砂利採取業	225	176	49	78.2
06	総合工事業	138	128	10	92.8
07	職別工事業(設備工事業を除く)	15	11	4	73.3
08	設備工事業	4	3	1	75.0
09	食料品製造業	2.994	2,332	662	77.9
10	飲料・たばこ・飼料製造業	517	445	72	86.1
11	繊維工業	558	437	121	78.3
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	74	57	17	77.0
13	家具・装備品製造業	38	35	3	92.1
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	399	338	61	84.7
15	印刷·同関連業	110	84	26	76.4
	化学工業	1,138	1,075	63	94.5
17	石油製品・石炭製品製造業	64	63	1	98.4
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	102	94	8	92.2
19	ゴム製品製造業	127	114	13	89.8
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	127	9	3	75.0
21	窓業・土石製品製造業 ・	852	702	150	82.4
22	去来· 工口袋巾袋点来 鉄鋼業	299	262	37	87.6
23	非鉄金属製造業	239	202	33	86.2
	金属製品製造業				
24 25	はん用機械器具製造業	2,000	1,468 168	532 41	73.4 80.4
	はかけ機械器具製造業	209	184	41	
26					81.4
27	業務用機械器具製造業	294	215	79	73.1
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	534	471	63	88.2
29	電気機械器具製造業	365	311	54	85.2
30	情報通信機械器具製造業	86	74	12	86.0
31	輸送用機械器具製造業 - スの(t) の 制度を対象	751	657	94	87.5
32	その他の製造業	188	130	58	69.1
33	電気業	75	71	4	94.7
34	ガス業 ** W / A ***	11	11	0	100.0
35	熱供給業	5	4	1	80.0
36	水道業	2,455	2,382	73	97.0
37	通信業	1	0	1	0.0
38	放送業	0	0	0	0.0
39	情報サービス業	5	5	0	100.0
40	インターネット附随サービス業	1	0	1	0.0
41	映像·音声·文字情報制作業	9	6	3	66.7
42	鉄道業 ************************************	57	50	7	87.7
43	道路旅客運送業	12	8	4	66.7
44	道路貨物運送業	21	12	9	57.1
	水運業	2	2	0	100.0
46	航空運輸業	3	3	0	100.0
47	倉庫業	19	17	2	89.5
48	運輸に附帯するサービス業	130	126	4	96.9
49	郵便業(信書便事業を含む)	0	0	0	0.0
50	各種商品卸売業	17	12	5	70.6
51	繊維·衣服等卸売業	4	1	3	25.0
52	飲食料品卸売業	39	32	7	82.1
53	建築材料,鉱物·金属材料等卸売業	10	7	3	70.0
54	機械器具卸売業	10	9	1	90.0
55	その他の卸売業	19	14	5	73.7
56	各種商品小売業	631	485	146	76.9
57	織物・衣服・身の回り品小売業	8	6	2	75.0

	立 光中八彩			回収状況	
	産業中分類	配布数 -	回収	未回収	回収率(%)
58	飲食料品小売業	74	44	30	59.5
59	機械器具小売業	4	4	0	100.0
60	その他の小売業	72	45	27	62.5
61	無店舗小売業	0	0	0	0.0
62	銀行業	1	1	0	100.0
63	協同組織金融業	5	5	0	100.0
64	貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関	0	0	0	0.0
65	金融商品取引業,商品先物取引業	0	0	0	0.0
66	補助的金融業等	0	0	0	0.0
67	保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)	0	0	0	0.0
68	不動産取引業	18	12	6	66.7
69	不動産賃貸業・管理業	152	124	28	81.6
70	物品賃貸業	5	1	4	20.0
71	学術·開発研究機関	538	493	45	91.6
72	専門サービス業(他に分類されないもの)	21	18	3	85.7
73	広告業	0	0	0	0.0
74	技術サービス業(他に分類されないもの)	224	196	28	87.5
75	宿泊業	3,451	1,948	1,503	56.4
76	飲食店	400	254	146	63.5
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	235	226	9	96.2
78	洗濯·理容·美容·浴場業	1,647	964	683	58.5
79	その他の生活関連サービス業	67	46	21	68.7
80	娯楽業	1,332	961	371	72.1
81	学校教育	732	670	62	91.5
82	その他の教育,学習支援業	202	183	19	90.6
83	医療業	1,521	1,266	255	83.2
84	保健衛生	114	107	7	93.9
85	社会保険・社会福祉・介護事業	392	303	89	77.3
86	郵便局	1	0	1	0.0
87	協同組合(他に分類されないもの)	83	71	12	85.5
88	廃棄物処理業	5,337	5,163	174	96.7
89	自動車整備業	11	8	3	72.7
90	機械等修理業(別掲を除く)	7	7	0	100.0
91	職業紹介·労働者派遣業	0	0	0	0.0
92	その他の事業サービス業	40	32	8	80.0
93	政治·経済·文化団体	15	15	0	100.0
94	宗教	31	29	2	93.5
95	その他のサービス業	221	199	22	90.0
96	外国公務	0	0	0	0.0
97	国家公務	100	94	6	94.0
	地方公務	252	224	28	88.9
_	分類不能の産業	2,502	2,144	358	85.7

表2.4 調査票の回収状況 代表特定施設別内訳

	代表特定施設	配布数		回収状況	
	1.农行足/// (7)	目じ行政 文 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	回収	未回収	回収率(%)
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	90	83	7	92.2
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	326	216	110	66.3
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	610	526	84	86.2
3	水産食料品製造業の用に供する施設	628	440	188	70.1
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	516	388	128	75.2
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	147	128	19	87.1
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0.0
7	砂糖製造業の用に供する施設	43	40	3	93.0
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	54	41	13	75.9
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	56	38	18	67.9
10	飲料製造業の用に供する施設	479	411	68	85.8
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	86	73	13	84.9
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	59	45	14	76.3
13	イースト製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	61	45	16	73.8
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	14	14	0	100.0
16			102	26	79.7
	めん類製造業の用に供する湯煮施設 「原文」は考えの制造業の用に供する湯煮施設	128 249	171	78	68.7
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設				
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	4	0	100.0
	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	125	102	23	81.6
	たばこ製造業の用に供する施設	6	6	0	100.0
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	504	396	108	78.6
20	洗毛業の用に供する施設	7	5	2	71.4
21	化学繊維製造業の用に供する施設	42	41	1	97.6
	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	5	4	1	80.0
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	20	16	4	80.0
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
22	木材薬品処理業の用に供する施設	40	29	11	72.5
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	401	340	61	84.8
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	78	58	20	74.4
24	化学肥料製造業の用に供する施設	36	36	0	100.0
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	3	0	100.0
26	無機顔料製造業の用に供する施設	33	32	1	97.0
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	254	237	17	93.3
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	20	18	2	90.0
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	6	6	0	100.0
30	発酵工業の用に供する施設	12	12	0	100.0
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	6	0	100.0
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	24	21	3	87.5
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	152	143	9	94.1
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	11	11	0	100.0
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	7	0	100.0
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5	0	100.0
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	58	55	3	94.8
38	石けん製造業の用に供する施設	0	0	0	0.0
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	2	0	100.0
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	4	0	100.0
41	相が取扱点素の用に供する流りずり心設 香料製造業の用に供する施設	16	15	1	93.8
42	甘村製垣業の用に供する施設	10	0	1	0.0
43			6	0	100.0
	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	0		
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0.0
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0		0	0.0
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	222	211	11	95.0
47	医薬品製造業の用に供する施設	199	188	11	94.5
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	11	0	100.0
49	農薬製造業の用に供する混合施設	14	14	0	100.0
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	1	0	1	0.0

10年代の上級技術 10年代の上級技術 10年代の上級技術 10年代の上級技術 10年代の上級技術 10年の日本 10		/is. 士 # + 宀 + /r ÷ /i	≖7 /- */-		回収状況	
51-2 自動車用9イで等1人製品製造業の用に供する直接加洗施設 74 66 8 80.2 51 2 2 2 2 2 2 2 3 4 3 1 7.75.0 52 2 2 2 2 3 4 3 1 7.75.0 53		代表特定施設	配布数	回収		回収率(%)
151-3 京藤 衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	51	石油精製業の用に供する施設	39	39	0	100.0
22 皮革製造業の用に供する施設 317 229 88 72.2 81.8 83 31 プススはガラス製品の製造業の用に供する施設 317 229 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 88 72.2 81.8 73.7 12.9 12.9 12.0 12.0 12.0 12.0 12.0 12.0 12.0 12.0	51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	74	66	8	89.2
カラスマはガラス製品の製造業の用に供する施設 209 162 47 77.5 54 セメト製品製造業の用に供する施設 209 162 47 77.5 55 42 カブリー・製造業の用に供するが設け、サーブラント 401 342 59 55.3 55.3 55 42 カブリー・製造業の用に供するが異ない。 56 56 401 1 0 100.0 56 56 56 57 人造黒部電機製造業の用に供するが異ない。 56 3 66.7 58 3 56.7 人造黒部電機製造業の用に供する施設 137 119 18 66.9 59 56 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 3 66.7 58 59 59 50 50 50 50 50 50	51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	4	3	1	75.0
54 セメント製品製造業の用に供する施設 209 162 47 77.5 55 生 コングリート製造業の用に供するパッチャープラント 401 342 58 85.3 6月機質が少く材製造業の同に供する配型施設 9 6 3 66.7 7 人造黒鉛電製製造業の用に供する配型施設 9 6 3 66.7 8 業無評料の複製業の用に供する配型施設 9 6 3 66.7 8 業無評料の複製業の用に供する配型施設 137 119 18 86.9 9 6 3 66.7 8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 2 2 2 2 2 2	52	皮革製造業の用に供する施設	11	9	2	81.8
55 全コンワリー製造業の用に供するパッチャーブラント 401 342 59 85.3 65 有機質砂かく村製造業の用に供する混合施設 1 1 0 100.0 10	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	317	229	88	72.2
55 生コンリリート製造業の用に供するパッチャーブラント 401 342 59 85.3 66 荷饅貨砂かく極急速条の用に供する混造施設 1 1 0 100.0 1	54	セメント製品製造業の用に供する施設	209	162	47	77.5
特別の	55			342	59	85.3
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する施設 137 119 18 66.7 88 累無原料の情度業の用に供する施設 137 119 18 66.9 9日 日本 157 119 119 119 9日 日本 157 119 9日 119 119 9日 119 119 9日 119 119 9日 119 119	56		1	1	0	100.0
88	57		9	6	3	66.7
959 砕石業の用に供する施設 566 48 8 85.7 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60.2 (2014) 40 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	58			119	18	86.9
60 妙利採取業の用に供する旅設 130 90 40 69.2 61 鉄御業の用に供する施設 144 131 131 13 91.0 80.2 金麗製品製造業の用に供する施設 101 81 20 80.2 金麗製品製造業の用に供する施設 806 682 124 84.6 63-2 空きびん卸売業の用に供する施設 20 22.3 18.6 63 GZ 22 23.3 GZ 23 24 25 23.3 GZ 23 24 25 23.3 GZ 23 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	-				8	
61	-					
# 辞金麗製造業の用に供する施設 80.2 80.2 80.2 80.2 80.2 80.2 80.2 80.2						
63 全属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 66 5 1 2 83.6 63.2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 6 5 1 83.3 63.3 63 対策を燃料とする火力発電施設のち廃ガス洗浄施設 26 24 2 92.3 10.0 100.0 64-2 次適施設、工業用水道施設の方限力ス洗浄施設 12 12 0 100.0 64-2 次適施設、工業用水道施設の方限力ス洗浄施設 12 12 0 100.0 64-2 次適施設、工業用水道施設の浄水施設 304 299 5 88.4 66 電気のっき施設 1,1319 890 249 78.1 1319 890 249 89.2 203 77 72.5 890 249 890 203 77 72.5 890 249 890 2					_	
63-3 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 6 5 1 83.3 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃力ス洗浄施設 26 24 2 92.3 64 7						
83-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃力ス洗浄施設 26 24 2 92.3						
64-2 が遺施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 304 299 5 98.4 65 設 はアルカリによる表面処理施設 2,203 1,816 387 82.4 66 電気かき施設 1,139 890 249 78.1 66-2 旅館業の用に供する施設 3,583 2,007 1,576 56.0 66-3 共同訓理場に設置されるちゅう房施設 230 218 12 94.8 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 988 623 295 67.9 66-6 大砂食店に設置されるちゅう房施設 6 1 5 16.7 66-6 大砂食店に設置されるちゅう房施設 2 1 1 1 50.0 67 洗たく業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 1,394 786 608 66.4 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 55 34 21 61.8 68-2 赤院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 66-6 を業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 10.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 10.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 69-1 自動工学の解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 71 自動工学の解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 71 自動工車両洗浄施設 111 36 5 96.5 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 中央課業物処理施設 7 22 463 259 64.1 71-6 下CE, PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 77 2 3 4 85.2 71-6 下CE, PCE又はジクロスタンの蒸りゅう施設 77 2 3 4 85.2 71-7 下、MERTAN 20 2 9 8,773 956 90.2 71-7 下、MERTAN 20 2 9 9 9 9 9 1 2 89.2 71-5 下でE, PCE又はジクロのメタンの蒸りゅう施設 7 2 3 4 85.2 71-6 下のE, PCE又はジクロの大タンの蒸りゅう施設 7 2 3 4 85.2 71-7 下、MERTAN 20 9 8,773 956 90.2 71 日本・大砂産施設 9 9,729 8,773 956 90.2 71 日本・大砂産施設 9,729 8,773 956 90.2 71 日本・大砂産施設 9,729 8,773 956 90.2 72 日本・大砂産施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下、連絡手が設し 反浄化権20 ~ 500 人間) 362 343 343 343 343 357 357 35.5 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 3					-	
66-12 大道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 2,203 1,816 387 82.4						
85 酸又はアルカリによる表面処理施設 2,203 1,816 387 82.4 66 電気かっき施設 1,139 890 249 78.1 66-2 旅館業の用に供する施設 3,583 2,007 1,576 56.0 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 230 218 12 94.8 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 280 203 77 72.5 66.5 飲食店に設置されるちゅう房施設 918 623 295 67.9 66.6 とん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 918 623 295 67.9 66.6 代店、うし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 6 1 5 16.7 47章、パー、キャパレー、ナイトラブ等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 50.0 67 料学、パー、キャパレー、ナイトラブ等に設置されるちゅう房施設 5 34 21 61.8 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 5 5 0 100.0 71 自動工専両洗浄施設 5 5 0 100.0 71 自動工専両洗浄施設 5 5 0 100.0 71 自動工専両洗浄施設 1,371 1,252 119 91.3 75.0 1 自動工車両洗浄施設 111 99 12 89.2 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-5 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-5 71-6 2 2 2 463 259 64.1 71-6 71-6 2 2 3 4 85.2 71-6 71-6 71-6 71-6 71-6 71-6 71-6 71-6	_	The state of the s				
66・ 電気かっき施設 1,139 890 249 78.1 66・2 旅館業の用に供する施設 3,583 2,007 1,576 56.0 66・3 旅館業の用に供する施設 230 218 12 94.8 66・4 弁当仕出尾又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 280 203 77 72.5 66・6・6 4 弁当仕出尾又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 280 203 77 72.5 66・6 校飯店に設置されるちゅう房施設 918 623 295 67.9 66・6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 6 1 5 16.7 66・7 料亭、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 50.0 66・7 料亭、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 50.0 66・8 写真現像業の用に供する計算が高設 1,394 786 608 56.4 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 55 34 21 61.8 68・2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69 2 6番業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 9 9 9 0 100.0 69・3 地方卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 66・3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 36 29 7 80.6 71・2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71・3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 98 76 22 77.6 71・2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71・3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1111 99 12 89.2 71・5 TCE、PCE又はジグロロメタンの蒸りゅう施設 722 463 259 64.1 71・7 TCE、PCE又はジグロロスタンの蒸りゅう施設 722 463 259 64.1 71・7 TCE、PCE又はジグロロスタンの蒸りゅう施設 722 463 259 64.1 71・7 TCE、PCE又はジグロロスタンの蒸りゅうが高設 722 463 259 64.1 71・7 TCE、PCE又はジグロロスタンの蒸りゅうが高設 722 463 259 64.1 71・7 TCE、PCE又はジグロスタンの蒸りゅうによる洗剤を含むまたが高によるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるに						
66-2 旅館業の用に供する施設 3,553 2,007 1,576 56.0 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 230 218 12 94.8 66-4 分当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 280 203 77 72.5 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 918 623 295 67.9 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 6 1 5 16.7 66-7 料亭、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 5 50.0 76.7 株元〈業の用に供する活浄施設 5 34 21 61.8 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 55 34 21 61.8 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 停止処理施設 4 3 1 75.0 69-1 自動式車両洗浄施設 5 5 5 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 9 8 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 111 199 12 89.2 71-5 71-6 下CE、PCE又はジクロメタンの蒸りゅう施設 77-6 67-5 PCE又はジクロメタンの素りゅう施設 77-7 85-7 71-6 下CE、PCE又はジクロメタンの素りゅう施設 27 23 4 85.2 17-6 下CE、PCE又はジクロメタンの素りゅう施設 27 23 4 85.2 17-6 下で、PCE又はジクロスタンの素りゅう施設 362 298 54 84.7 14 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12			,			
66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 230 218 12 94.8 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 280 203 77 72.5 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 918 623 295 67.9 66-6 名は店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 6 1 5 16.7 16.7 ドル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 280 203 77 72.5 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 918 623 295 67.9 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 6 1 5 16.7 66-7 秩序、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 50.0 1 50.0 1 50.0 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 50.0 66-7 秩たく業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 55 34 21 61.8 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 0 100.0 69-3 中央卸売市場に設置される施設 9 9 0 100.0 69-3 中央卸売市場に設置される施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 71 自動式車両洗浄施設 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 1 262 27.4 在業廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 在業廃棄物処理施設である焼却施設 111 99 12 89.2 71-6 TOE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 722 463 259 64.1 71-6 TOE、PCE又はジクロコメタンの蒸りゅう施設 77 23 4 85.2 17 74 63.6 74 74 74 74 74 74 74 7			,			
66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 918 623 295 67.9 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 6 1 5 16.7 66-7 料亭、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 1 50.0 67						
66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 6 1 5 16.7 66-7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 1 50.0 67 洗たく業の用に供する洗浄施設 1,394 786 608 56.4 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 55 34 21 61.8 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する海上設置される施設 9 8 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設である焼却施設 111 99 12 89.2 71-5 71-6 TCE、PCE又はジクロスタンの蒸りゅう施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロスタンの蒸りゅう施設 9,729 8,773 956 90.2 下水道終末処理施設 9,729 8,773 956 90.2 75 74 特定事業場から排出される水の処理施設 9,729 8,773 956 90.2 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 345 287 58 83.2 95 54 83.2 95 54 83.2 95 56 83.3 95 56 90 88 76 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90						
66-7 料亭 バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 2 1 1 50.0 67 洗たく業の用に供する洗浄施設 1,394 786 608 56.4 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 55 34 21 61.8 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は広亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 5 5 0 100.0						
67 洗た(業の用に供する洗浄施設 1,394 786 608 56.4 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 55 34 21 61.8 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 70 廃漁処理施設 36 29 7 80.6 70 廃漁処理施設 36 29 7 80.6 70 原油処理施設 5 5 0 100.0 100.0 自動式車両洗浄施設 5 5 0 100.0 71 自動式車両洗浄施設 5 5 5 0 100.0 71 自動式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設 1111 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 9,729 8,773 956 90.2 7、1・6 下CE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9,729 8,773 956 90.2 下水道終末処理施設 9,729 8,773 956 90.2 下水道終末処理施設 352 298 54 84.7 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽 201~500人槽 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 108 90 18 83.3						
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 55 34 21 61.8 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 100.0 自動式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 110.0						
68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 394 337 57 85.5 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 自動式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 100.0 自動式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 11-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 36 5 96.5 2 119 91.3 111 99 12 89.2 71-5 71-6 下CE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 下CE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 9,729 8,773 956 90.2 72 23 4 85.2 72 L尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終未処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終未処理施設 2,069 2,016 53 97.4 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 4 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(玩房) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(玩房) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 108 90 18 83.3			,			
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 121 106 15 87.6 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 71 自動式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設 111 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 352 298 54 84.7 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(気际) 11 7 4 63.6						
69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 9 9 0 100.0 69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 100.0 自動式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設 111 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 1人尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 352 298 54 84.7 1岩定地域特定施設(し尿浄化槽 201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 特定施設不明 108 90 18 83.3						
69-3 地方卸売市場に設置される施設 36 29 7 80.6 70 廃油処理施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 71 自動式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設である焼却施設 111 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終未処理施設 2,069 2,016 53 97.4 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(成病院) 11 7 4 63.6			-			
70 廃油処理施設 4 3 1 75.0 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 5 0 100.0 71 自動式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設 71 1 1 1 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 2,069 2,016 53 97.4 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽 2 0 1 ~ 5 0 0 人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(「病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 特定施設不明 108 90 18 83.3			-		-	
100.0 10						
日勤式車両洗浄施設 98 76 22 77.6 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設 111 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 12 12 13 13 13 13 13 1			-			
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 1,371 1,252 119 91.3 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設 111 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 2,069 2,016 53 97.4 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3			5		_	
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 141 136 5 96.5 71-4 産業廃棄物処理施設 111 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 2,069 2,016 53 97.4 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3	71		98			
71-4 産業廃棄物処理施設 111 99 12 89.2 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 2,069 2,016 53 97.4 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3	71-2		1,371	1,252		91.3
71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 722 463 259 64.1 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 2,069 2,016 53 97.4 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3			141			
71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 27 23 4 85.2 72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 2,069 2,016 53 97.4 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3			111		12	89.2
72 し尿処理施設 9,729 8,773 956 90.2 73 下水道終末処理施設 2,069 2,016 53 97.4 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3			722	463	259	64.1
73 下水道終末処理施設 2,069 2,016 53 97.4 74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3	71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	27	23	4	85.2
74 特定事業場から排出される水の処理施設 352 298 54 84.7 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3	72	し尿処理施設	9,729	8,773		90.2
81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 2,224 1,882 342 84.6 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 182 183 184 184 185	73	下水道終末処理施設	2,069	2,016	53	97.4
91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 11 7 4 63.6 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3	74	特定事業場から排出される水の処理施設	352	298	54	84.7
92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 345 287 58 83.2 - 特定施設不明 108 90 18 83.3	81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	2,224	1,882	342	84.6
- 特定施設不明 108 90 18 83.3	91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	11	7	4	63.6
	92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	345	287	58	83.2
合計 36,361 29,629 6,732 81.5	-	特定施設不明	108	90	18	83.3
		合計	36,361	29,629	6,732	81.5

表3.1 稼働コード別事業場数

捐	1¥ ∆II □				稼動コード			
	E 17 XX	1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	不明
都道府県	22,754	21,344	282	194	203	259	155	14
政令市	6,805	6,431	179	4	09	48	40	က
経済産業省	02	68	0	0	1	0	1	0
総計	29,629	27,843	764	238	264	307	196	17

表3.2 稼働コード別事業場数 都道府県別内訳

10 元 宋 7年	紫兰匠				稼働コード				五名					稼働コード			
即追加宗	m X XX	1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	十二	即通机系	E HY XX	1稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止	9その他	不明
北海道	626	881	20	5	14	17	2	0	滋賀県	614	575	29	0	3	2	3	2
言 禁 言	294	276	0	1	4	0	က	0	京都府	356	341	4	-	3	5	2	0
岩手県	504	482	2	4	2	2	1	0	大阪府	296	282	9	1	3	2	2	0
宮城県	353	325	12	3	8	3	1	1	兵庫県	1,046	901	98	2	11	28	14	1
秋田県	446	416	13	8	2	1	9	0	奈良県	226	207	13	0	1	2	3	0
山形県	398	375	11	2	4	4	2	0	和歌山県	330	317	4	1	0	2	3	0
福島県	218	540	13	80	1	3	3	0	鳥取県	207	198	4	0	-	3	-	0
茨城県	744	711	12	13	2	4	2	0	島根県	333	316	5	7	3	2	0	0
栃木県	592	551	12	8	7	8	9	0	岡山県	356	334	6	3	2	4	4	0
群馬県	447	401	23	2	3	11	3	1	口島県	603	574	2	4	2	6	4	2
埼玉県	748	710	12	10	9	9	4	0	一二二二	512	494	2	3	1	4	3	0
千葉県	740	200	14	8	3	6	9	0	徳島県	226	215	1	5	2	3	0	0
東京都	106	104	1	0	0	1	0	0	香川県	281	276	0	1	1	2	1	0
神奈川県	282	218	49	2	4	9	2	_	愛媛県	345	338	4	0	_	_	_	0
新潟県	758	715	12	4	12	12	3	0	高知県	189	184	3	0	0	2	0	0
富山県	338	329	1	0	3	3	2	0	福岡県	624	595	10	4	5	9	3	1
石川県	425	404	10	9	2	1	2	0	佐賀県	333	310	7	2	9	9	2	0
福井県	257	240	9	4	က	4	0	0	長崎県	245	240	2	က	0	0	0	0
山梨県	329	304	10	2	2	2	2	1	熊本県	354	308	27	4	4	4	9	1
長野県	825	786	14	3	10	7	2	0	大分県	295	280	5	2	3	1	4	0
岐阜県	839	798	20	3	10	9	2	0	宮崎県	263	244	5	2	1	7	4	0
静岡県	862	820	10	9	7	6	6	1	鹿児島県	585	517	26	1	7	22	7	2
愛知県	1,342	1,275	24	13	8	7	15	0	沖縄県	187	173	2	9	2	1	3	0
三重県	802	764	15	11	2	9	4	0	小計	22,754	21,344	585	194	203	259	155	14

表3.3 稼働コード別事業場数 政令市別内訳

4					お働コード			<	j			按側口	<u> </u>			
友心于		[稼働	2下水道接続	3建設中	4休止	5廃止 9その他	不明	友心已	回収数	1稼働 2下水	道接続 3建	設中	- 4	5廃止 9.	9その他 7	不明
札幌市	32	31	1	0	0	0 0	0	静岡市	136	125	4	1	2	0	1	0
函館市	25	21			1	1 0	0	浜松市	159	150	3	0	1	3	2	0
旭川市	24	23	0	0	0	1 0	0	紹津市	81	92	0	0	1	4	0	0
青茶市	99	53			1		0	富士市	129	121	2	0	4	2	0	0
人戸市	65	64			1		0	名古屋市	84	80	3	0	0	0	1	0
盛岡市	40	38			0		0	豊橋市	101	100	1	0	0	0	0	0
仙台市	22	54			1		0	岡崎市	66	68	3	4	1	1	1	0
秋田市	79	42			0		0	一回一	92	22	1	0	0	0	0	0
山形市	61	54			2		0	春日井市	82	2.2	0	4	0	1	0	0
福島市	LL	74			1		0	豊田市	165	156	8	1	0	0	0	0
郡山市	98	98			0		0	四日市市	26	94	1	0	0	0	2	0
いわき市	123	114	3		0		0	大津市	44	41	2	0	0	0	1	0
- 土田土	48	45			-		0	1.	2.6	2.7	1 6	0	· -	0	Ū	0
出きへく	10	10	-	4 0	٦ ٥		0	子 子 子 子 子	22 08	06	1 -	0 0	٦ (0 0	0 0	
ノンドタニ	1.0	010	7	0 0	0 -	0 0		大阪 単型 単元	00	20	1 6	0 0	0 0	0 0	0	
1年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年1	000	100			7 0		0	Е	01	71	1 0	0 0	0 -	> -	> -	0
三二 三二 三二 三二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	0,0	00	7 -		7 -		0	上世日	Io	CT	0 0	0 0	٦ ٥	1 0	7 0	0
回野田	68	83	_	0	_		0		, n	5	0	0	0	0	0	0
伊勢崎市	86	95		1	1		0	吹田市	16	13	3	0	0	0	0	0
太田市	92	98			1		0	高槻市	29	23	2	0	0	0	1	0
さいたま市	93	88	2		0		0	枚方市	30	27	П	0	1	П	0	0
川越市	45	41	1	1	2		0	茨木市	11	10	1	0	0	0	0	0
川口市	28	25			2		0	八尾市	42	39	2	1	0	0	0	0
所沿市	2.0	20	0		0		0	海屋川市	4	4	0	0	0	0	0	0
秦日部市	18	2 2		0	0	0 0	0	東大阪市		6	2 2	0	0	-	-	0
世上出		13			0		Û	祖口出	08	87	1 0	-	Ô	0	-	0
非公开	06	95	-	> -	> -		0	H/ 所数市	100	101	> -	٦ (0 0	0 0	1 -	
及 村 十 二 十	67	07			1 0		0	A B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	109	101	1 0	0 0	0 0	0 0	I O	
 	10	00	۱ ا		0		0		67	67	O 7	0	0	0	0	0
#\ # #\ #	08	75			0		0	明石市	25	24	-	0	0	0	0	0
船橋市	149	141			0		0	西国币	14	14	0	0	0	0	0	0
松戸市	45	44			1		0	加古川市	29	28	0	0	1	0	0	0
柏市	20	41			0		0	宝塚市	4	4	0	0	0	0	0	0
市原市	98	84			1		0	奈良市	37	36	0	0	1	0	0	0
人王子市	43	42			0		0	和歌山市	124	119	0	0	4	1	0	0
町田市	27	25			0		0	鳥取市	81	92	4	1	0	0	0	0
横浜市	112	105			-		0	岡山市	181	179	-	0	П	0	0	0
川崎市	78	78			0		0	倉敷市	128	123	-	1	0	0	3	0
横須賀市	16	16			0		0	広島市	83	62	2	0	0	0	1	-
	=	10			0		0		45	40	ı	· c:	-	0	0	0
秦 次市	34	28	\$ 4	С	0	0	0	福山市	2 2	92	2 6	0		0	2	0
小田原 十	32	29			-		0	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	64	6. 69	ı	0	0	0	ıc	0
	1 65	10			10		-	金配子:	104	101	10	-	-	0	-	0
相横原市	0 000	34	ı		-		O	画 京 記 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	22	72	4	· 0	-	0	Ū	0
厚大市	42.	22			0		0		104	104	0	0	0	О	0	0
大和市	16	16	0		0	0	0	高知市	83	80	2	0	0	0	-	0
新潟市	165	156					0	半九点市	74	89	2	cc	0	0	-	0
東西市	61	55			2		1	福岡市	26	23	2	0	1	0	0	0
上越市	113	103	5		0		0	人留米市	48	47	1	0	0	0	0	0
二十二年	148	145			1		0	長崎市	43	40	2	0	1	0	0	0
金沢市	29	29	0		0		0	佐世保市	37	34	33	0	0	0	0	0
福井市	78	73			1		0	能本市	32	31	0	1	0	0	0	0
甲府市	27	25			2		0		26	68	0 00	0	0	0	0	0
長野市	84	77	3	0	1	0 3	0	宮崎市	49	48	1	0	0	0	0	0
松本市	47	45			0	0 0	0	鹿児島市	48	48	0	0	0	0	0	0
京四十二	20	89			0		0		8 805	6.431	179	44	90	48	40	c
	2	3	4	2	>		>	10,1	0,000	101,0	0 11	11	20	D F	PF PF	٥

表4.1 代表特定施設別用水量

		I I				単位:m³/日
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	71	14,290.50	55,870.19	397,726.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	183	215.85	573.77	4,800.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	502	774.06	915.86	6,926.00	10.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	392	392.41	966.83	11,320.00	1.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	365	486.15	734.52	6,514.00	15.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	120	2,585.64	11,289.92	104,539.00	3.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	40	24,497.18	21,086.35	74,598.00	5.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	38	350.00	338.30	1,416.00	30.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	36	371.47	333.28	1,317.00	31.00
10		397	1,323.66	2,100.83	18,487.00	1.00
	飲料製造業の用に供する施設		·	,	,	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	57	2,264.44	9,759.84	73,879.00	2.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	40	3,243.33	9,540.32	59,324.00	22.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	6,987.00	8,747.80	17,088.00	1,900.00
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	35	6,922.99	8,759.06	36,726.00	135.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	12	6,385.92	7,961.68	25,891.00	190.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	98	997.46	5,591.56	55,609.00	23.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	157	529.65	1,018.17	9,300.00	6.10
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	2,941.50	2,305.04	5,739.00	109.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	97	311.81	319.88	2,299.00	24.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	552.00	58.53	636.00	475.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	365	1,863.24	4,059.51	37,119.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	3	512.33	744.16	1,367.00	8.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	39	39,810.33	53,516.31	230,803.00	130.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	91.00	-	91.00	91.00
21-3	放表が未えば不物ブック表達未の用に供する連式パーガー	16	776.63	1,057.73	4,407.00	23.00
		3	429.33	292.43	737.00	155.00
	パーティクルボード製造業の用に供する施設	17				
22	木材薬品処理業の用に供する施設		346.47	1,053.20	4,383.00	1.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	325	22,974.45	52,665.62	408,277.00	8.00
	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	51	392.04	1,065.30	7,107.00	1.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	32	83,579.25	293,710.42	1,659,704.00	1.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	19,084.00	12,968.71	26,781.00	4,111.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	9,600.06	22,774.82	94,677.00	40.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	221	26,586.73	138,932.46	1,527,238.00	1.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	18	13,514.72	31,995.57	112,200.00	1.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	24,228.00	33,200.97	62,377.00	1,868.00
30	発酵工業の用に供する施設	11	5,834.27	11,942.83	41,078.00	68.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	6	4,084.97	7,948.53	20,177.00	3.80
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	19	39,935.90	156,867.51	687,108.00	5.10
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	140	7,510.67	26,113.76	280,909.00	14.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	9	42,076.11	52,062.91	146,227.00	18.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	2,769.00	2,368.63	6,199.00	233.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5,268.40	9,129.87	21,574.00	679.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	50	82,407.47	163,767.96	777,000.00	0.70
		0	02,707.47	-	-	- 0.70
38	石けん製造業の用に供する施設	2	10 104 50			
39	硬化油製造業の用に供する施設 8585-2587/2015 では、これが19	1	10,194.50	13,851.51	19,989.00	400.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	1,330.25	1,194.92	2,900.00	195.00
41	香料製造業の用に供する施設	14	897.36	1,485.14	5,682.00	29.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	5,687.50	11,426.03	28,934.00	145.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	201	3,885.29	11,574.14	88,784.00	2.90
47	医薬品製造業の用に供する施設	179	4,013.08	17,977.21	217,894.00	1.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	2,765.41	6,829.82	23,210.00	11.50
49	農薬製造業の用に供する混合施設	13	793.46	2,473.58	9,007.00	1.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-
-	四木ツベル木ツ川に穴する叫禾衣ルル以	J				

	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
51		事未 物奴 37	156,143.35	194,040.39	739,846.00	123.00
	石油精製業の用に供する施設 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	65	830.73	1,733.65	12,413.00	0.20
		3	1,465.00	1,235.24	2,420.00	70.00
	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設の基準に供する	9	-	-	4,000.00	12.00
	皮革製造業の用に供する施設	202	797.33	1,252.27	20,065.00	
	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設		700.44	2,116.39	,	0.00
	セメント製品製造業の用に供する施設	145	266.77	641.45	3,928.00	0.10
	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	261	221.54	895.70	8,200.00	0.00
	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	395.00	4,000,54	395.00	395.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	2,714.58	4,689.51	12,200.00	111.50
	窯業原料の精製業の用に供する施設 ************************************	110	813.74	2,782.46	21,100.00	0.02
	砕石業の用に供する施設	42	795.26	1,025.55	4,000.00	1.00
	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	69	686.54	740.24	4,452.00	0.00
	鉄鋼業の用に供する施設	129	234,797.35	773,344.89	1 1	3.58
	非鉄金属製造業の用に供する施設	71	11,938.35	44,741.16	-	2.00
	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	609	1,475.04	11,101.20	1	0.00
	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5	111.18	99.16		5.90
	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	2,082,397.30	2,395,415.91		1,289.30
	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	11	46,678.88	66,689.85		181.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	282	49,652.21		1,231,110.00	0.30
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,656	842.26	2,388.85	37,571.00	0.00
66	電気めっき施設	812	26,898.16	752,150.12	21,433,352.00	0.01
66-2	旅館業の用に供する施設	1,495	508.00	3,973.34	72,206.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	196	16,745.79	233,216.98	3,265,125.00	30.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	182	231.44	236.34	2,450.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	496	118.86	291.09	4,926.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	82.00	-	82.00	82.00
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	64.00		64.00	64.00
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	539	191.48	512.47	7,000.00	0.10
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	16	25.04	39.27	126.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	299	232.77	225.78	2,362.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	103	676.68	553.01	2,993.00	10.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	597.98	361.98	1,272.00	132.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	26	477.83	898.79	4,440.00	10.30
70	廃油処理施設	3	3,811.00	6,054.67	10,800.00	160.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	34.60	14.72	47.40	13.40
71	自動式車両洗浄施設	62	257.51	334.91	1,772.00	0.90
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,065	1,196.19	12,743.25	346,638.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	117	1,404.28	9,007.11	81,669.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	82	716.46	2,401.75	15,510.00	0.00
	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	363	144.02	925.51	15,498.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	20	8,239.08	35,524.61	159,117.00	0.10
72	し尿処理施設	6,344	11,531.62	392,583.99	20,030,111.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,532	803.48	4,248.40	70,387.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	246	62,449.34	457,299.77	6,468,717.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,415	74,301.52	729,826.33	16,238,015.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	77.79	46.91	170.00	37.00
	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	189	68.09	197.81	2,415.00	0.00
	特定施設不明	62	645.14	3,623.20	28,513.00	0.00
-				,		

表4.2 代表特定施設別総排水量

						単位: m³/日
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	77	13,257.75	52,616.01	397,271.00	46.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	179	164.63	376.74	4,049.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	497	704.84	824.68	6,669.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	382	363.12	859.28	10,120.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	356	441.39	637.88	5,100.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	121	2,410.27	11,125.33	104,045.00	3.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-,	-	-	
7	砂糖製造業の用に供する施設	40	23,137.20	20,267.39	72,736.00	1.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	39	304.31	313.68	1,364.00	21.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	37	300.68	262.47	1,216.00	31.00
					-	
10	飲料製造業の用に供する施設	397	1,118.21	1,832.78	16,101.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	57	2,281.28	9,772.80	73,879.00	12.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	40	3,015.38	9,237.75	57,570.00	46.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	6,851.00	8,711.64	16,910.00	1,750.00
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	35	6,740.91	8,040.60	29,004.00	126.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	12	5,744.42	6,869.80	20,066.00	187.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	96	830.63	4,474.35	44,040.00	22.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	158	467.51	935.11	9,300.00	8.20
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	2,091.75	2,097.46	5,029.00	75.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	96	268.53	271.58	1,841.00	20.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	510.40	98.60	653.00	409.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	361	1,812.61	3,891.10	34,854.00	0.30
20	洗毛業の用に供する施設	3	438.67	627.58	1,159.00	10.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	39	38,712.66	53,069.32	226,792.00	101.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	91.00	-	91.00	91.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	391.46	465.02	1,374.00	20.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	136.67	4.93	140.00	131.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	17	343.65	1,053.15	4,383.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	328	21,975.74	51,050.79	408,277.00	1.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	49	364.69	1,079.49	7,107.00	1.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	33	73,857.03	266,199.53	1,528,755.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	17,419.33	12,263.69	26,781.00	3,537.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	9,748.32	22,754.97	94,077.00	38.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	220	19,012.27	95,560.99	-	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	18	13,393.44	32,054.82	112,200.00	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	4	17,322.50	28,805.12	60,179.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	11	5,830.55	12,051.39	41,402.00	68.00
31		6	3,169.13	5,853.98	14,938.00	3.80
32	メタン誘導品製造業の用に供する施設	19	8,061.79	20,484.52	89,148.00	5.00
	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設					
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	138	6,723.24	23,718.61	253,268.00 2,937,000.00	14.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	329,690.00	917,376.93		12.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	2,595.43	2,259.04	6,199.00	233.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	4,197.60	8,330.30	19,097.00	352.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	50	74,321.40	159,538.74	777,000.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	618.50	379.72	887.00	350.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	1,326.50	1,257.82	3,030.00	160.00
41	香料製造業の用に供する施設	13	851.23	1,388.42	5,190.00	29.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	6,087.83	12,673.09	31,907.00	117.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	199	3,663.23	10,915.85	89,903.00	3.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	178	3,925.47	18,061.14	217,894.00	1.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	3,366.10	7,088.70	23,210.00	30.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	13	762.80	2,384.23	8,679.00	1.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-,,	-	-
υU	武衆の衆垣美の用に供りる試楽製道施設	0	-	-	-	-

	/\\ -4+r-\	# 7K18 #F		1本注户学	日上/生	単位: m³/日
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大值	最小值
51	石油精製業の用に供する施設	38	149,761.05	214,160.65	882,781.00	122.00
	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	62	718.58	1,481.22	9,957.00	0.00
	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	3	1,465.00	1,235.24	2,420.00	70.00
52	皮革製造業の用に供する施設	9	830.67	1,254.54	4,000.00	12.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	196	610.00	1,781.29	16,720.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	136	219.42	669.99	4,242.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	251	320.01	1,170.55	12,000.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	400.00	-	400.00	400.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	1,774.58	2,532.04	6,800.00	111.50
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	110	765.80	2,708.55	21,100.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	43	464.35	722.04	3,787.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	70	652.36	741.58	4,452.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	128	149,989.64	470,815.41	2,851,877.00	5.50
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	70	10,388.32	44,149.61	286,861.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	591	778.61	1,808.52	17,791.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5	98.38	90.16	240.00	5.90
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	2,274,041.04	2,407,714.37	7,658,340.00	173.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	11	43,334.03	65,822.46	183,206.00	11.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	282	1,710.20	4,348.46	34,339.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,613	840.36	2,739.29	47,420.00	0.00
66	電気めっき施設	797	27,367.78	759,280.33	21,435,784.00	0.00
	旅館業の用に供する施設	1,462	520.02	4,133.90	83,456.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	194	16,919.08	234,470.92	3,265,887.00	30.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	178	215.98	227.89	2,400.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	511	157.02	903.75	19,402.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	82.00	-	82.00	82.00
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	517	210.45	645.71	7,800.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	16	35.22	54.48	178.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	297	223.02	188.34	1,800.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	101	684.75	544.80	2,993.00	26.59
	中央卸売市場に設置される施設	9	535.34	356.44	1,223.00	131.00
-	地方卸売市場に設置される施設	27	455.47	883.38	4,440.00	12.00
70	廃油処理施設	3	3,816.33	6,050.14	10,800.00	165.00
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	33.38	14.40	50.60	15.50
71	自動式車両洗浄施設	59	225.50	296.56	1,511.00	0.00
	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	1,036	1,251.51	12,903.02	346,024.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	97	943.58	8,066.43	79,265.00	0.00
	産業廃棄物処理施設	85	1,263.79	5,754.29	48,310.00	0.00
	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	339	120.92	817.81	14,187.00	0.00
	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	19	7,735.45	32,734.12	142,886.00	0.00
72	し尿処理施設	7,787	12,331.41		20,939,647.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,941	23,451.88	72,299.64		0.00
		265	48,349.00	416,834.60		0.00
	特定事業場から排出される水の処理施設 特定事業場から排出される水の処理施設	1,585	71,698.42		16,225,882.00	0.00
	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	7		48.22		
	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)		71.36		160.00	16.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	233	74.53	157.43	2,291.00	0.00
-	特定施設不明	76	742.41	3,342.70		1.04
	合計	25,723	15,939.45	345,9/1.51	21,435,784.00	0.00

表5.1 有害物質使用·製造事業場数

						集計対象	7,825
	項目	使用の有無					
	以口	有	無	未回答	有	無	未回答
01	カドミウム及びその化合物	622	4,992	2,211	42	5,306	2,477
02	シアン化合物	1,122	4,559	2,144	63	5,319	2,443
03	有機燐化合物	354	5,184	2,287	16	5,267	2,542
04	鉛及びその化合物	1,441	4,284	2,100	168	5,262	2,395
05	六価クロム化合物	1,481	4,335	2,009	85	5,393	2,347
06	砒素及びその化合物	630	4,953	2,242	48	5,271	2,506
07	総水銀	529	5,041	2,255	24	5,291	2,510
08	アルキル水銀化合物	197	5,320	2,308	7	5,262	2,556
09	P C B	236	5,279	2,310	5	5,262	2,558
10	トリクロロエチレン	758	4,977	2,090	26	5,391	2,408
11	テトラクロロエチレン	680	5,072	2,073	17	5,399	2,409
12	ジクロロメタン	1,051	4,633	2,141	29	5,360	2,436
13	四塩化炭素	444	5,087	2,294	9	5,272	2,544
14	1,2-ジクロロエタン	392	5,130	2,303	15	5,260	2,550
15	1,1-ジクロロエチレン	254	5,261	2,310	8	5,257	2,560
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	245	5,271	2,309	6	5,261	2,558
17	1,1,1-トリクロロエタン	289	5,244	2,292	8	5,270	2,547
18	1,1,2-トリクロロエタン	252	5,258	2,315	11	5,251	2,563
19	1,3-ジクロロプロペン	240	5,272	2,313	7	5,253	2,565
20	チウラム	286	5,232	2,307	19	5,245	2,561
21	シマジン	215	5,294	2,316	7	5,253	2,565
22	チオベンカルブ	214	5,294	2,317	6	5,252	2,567
23	ベンゼン	655	4,897	2,273	55	5,227	2,543
24	セレン及びその化合物	425	5,096	2,304	30	5,238	2,557
25	ほう素及びその化合物	1,637	4,033	2,155	135	5,238	2,452
26	ふっ素及びその化合物	1,916	3,818	2,091	132	5,284	2,409
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2,214	3,443	2,168	154	5,188	2,483

表5.2(1) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

水麦イ	 曲 中 / 1	IN T	7日 /古

	代表特定施設	事業場数	最大値	表 最小値
1				4.50
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	81	8.33	
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	171	8.30	2.50
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	498	8.60	3.10
3	水産食料品製造業の用に供する施設	369	8.20	3.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	345	8.60	5.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	119	8.00	5.50
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	36	8.20	5.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	36	7.80	6.20
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	35	7.90	5.60
10	飲料製造業の用に供する施設	380	8.50	3.60
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	56	9.00	4.30
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	41	8.40	5.90
13	イースト製造業の用に供する施設	3	7.20	6.50
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	32	8.10	5.80
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	7.60	5.80
		92	-	
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設		8.20	5.80
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	148	8.30	5.80
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	7.10	6.10
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	95	7.90	5.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	7.70	5.90
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	345	8.60	3.70
20	洗毛業の用に供する施設	4	7.20	6.40
21	化学繊維製造業の用に供する施設	37	7.90	5.80
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	6.90	6.90
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	7.50	6.20
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	7.40	6.87
22	木材薬品処理業の用に供する施設	6	7.40	6.60
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	310	7.80	5.10
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	43	8.30	3.70
24	化学肥料製造業の用に供する施設	31	7.70	3.30
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	7.60	7.00
26		31	8.20	5.40
27	無機顔料製造業の用に供する施設	212	8.10	5.00
28	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	17		6.50
	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設		8.10	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	8.10	6.80
30	発酵工業の用に供する施設	11	7.80	6.20
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	5	7.90	6.90
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	18	8.50	5.60
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	136	8.50	5.80
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	7.80	6.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	7.80	6.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	7.00	5.90
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	48	8.00	5.90
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	6.00	5.80
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	7.20	6.50
41	香料製造業の用に供する施設	14	8.20	5.60
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	7.60	6.20
44			- 7.00	-
	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0		
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	- 0.00	- 4 4 4
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	193	8.00	4.14
47	医薬品製造業の用に供する施設	175	7.90	5.80
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	7.40	6.10
49	農薬製造業の用に供する混合施設	11	7.40	6.22
	RANCER OF THE PROPERTY OF THE			

水素イオン濃度(pH) 下限値

		_	水素イオン濃度	支(pH) ト限値
	代表特定施設	事業場数	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	37	8.00	5.89
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	61	8.40	5.80
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	3	7.70	6.60
52	皮革製造業の用に供する施設	8	8.10	6.10
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	189	9.00	5.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	106	10.00	5.80
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	186	10.00	5.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	8.40	8.40
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	7.10	6.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	93	8.40	5.00
59	砕石業の用に供する施設	41	8.20	4.80
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	55	8.60	4.80
61	鉄鋼業の用に供する施設	121	8.20	5.40
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	67	8.20	6.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	563	8.90	4.40
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	4	7.30	6.80
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	8.20	5.70
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	8.60	6.70
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	253	8.60	5.60
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,570	10.90	2.50
66	電気めっき施設	736	8.40	5.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,538	9.00	1.80
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	193	8.70	4.10
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	182	7.80	4.80
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	547	9.70	2.91
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	6.80	6.80
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	6.40	6.40
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	337	10.00	4.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	6	7.00	5.80
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	309	8.00	3.70
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	102	7.87	5.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	7.50	6.40
69-3	地方卸売市場に設置される施設	26	7.90	5.80
70	廃油処理施設	3	7.20	6.60
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	7.40	6.50
71	自動式車両洗浄施設	66	8.50	4.70
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	884	8.40	2.10
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	60	8.00	4.50
71-4	在業廃棄物処理施設 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	76	8.00	5.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	212	9.40	5.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	12	8.10	5.80
72	し尿処理施設	8,182	8.80	2.10
73	下水道終末処理施設	1,969	7.80	3.70
74	特定事業場から排出される水の処理施設	274	8.20	3.80
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,703	8.40	3.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	7.20	6.40
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	262	8.50	3.30
-	特定施設不明	73	8.30	4.80
	合計	25,445	10.90	1.80

水素イオン濃度(pH)は濃度の逆数の常用対数であるため、平均値及び標準偏差の算出は行っていない。

表5.2(2) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

水素イオン濃度(pH) 上限値

			水素イオン濃度	(pH) 上限値
	代表特定施設	事業場数	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	81	8.60	6.20
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	171	9.10	6.30
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	498	9.50	6.30
3	水産食料品製造業の用に供する施設	369	11.20	3.30
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	345	9.45	5.90
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	119	8.90	6.40
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	36	9.00	6.50
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	36	8.70	6.40
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	35	8.60	6.30
10	飲料製造業の用に供する施設	380	10.00	6.10
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	56	9.00	5.10
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	41	8.90	6.50
13	イースト製造業の用に供する施設	3	8.10	7.50
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	32	8.60	6.60
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	8.30	7.10
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	92	8.60	6.80
17		148	8.60	6.90
	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	4		7.44
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	95	8.50	6.20
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設		8.60	
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	8.30	7.30
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	345	9.50	3.70
20	洗毛業の用に供する施設	4	7.80	7.50
21	化学繊維製造業の用に供する施設	37	8.70	7.20
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	6.90	6.90
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	16	8.60	6.90
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	3	8.70	7.79
22	木材薬品処理業の用に供する施設	6	11.80	7.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	310	9.80	6.40
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	43	8.51	6.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	31	8.70	6.90
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	7.90	7.60
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	8.60	7.10
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	212	9.00	6.70
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	17	8.60	6.50
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	8.60	7.50
30	発酵工業の用に供する施設	11	8.30	7.20
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	5	8.60	7.30
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	18	8.90	7.40
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	136	8.90	6.80
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	8.60	7.30
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	8.80	7.40
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	8.20	7.60
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	48	9.00	7.10
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	8.60	8.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	8.20	7.20
41	香料製造業の用に供する施設	14	8.40	6.90
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	8.00	7.50
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	193	9.10	6.60
47	医薬品製造業の用に供する施設	175	9.10	6.80
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	8.20	6.90
49	農薬製造業の用に供する混合施設	11	9.00	7.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-

水素イオン濃度(pH) 上限値

			水素イオン濃度	支(pn) 上限他
	代表特定施設	事業場数	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	37	8.50	7.30
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	61	9.00	6.80
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	3	8.60	7.00
52	皮革製造業の用に供する施設	8	8.10	7.10
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	189	10.90	6.20
54	セメント製品製造業の用に供する施設	106	11.90	6.40
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	186	12.00	6.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	8.40	8.40
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	7.80	7.20
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	93	8.60	6.40
59	砕石業の用に供する施設	41	8.60	6.50
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	55	9.30	6.50
61	鉄鋼業の用に供する施設	121	9.00	6.40
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	67	8.60	6.40
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	563	9.90	6.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	4	7.90	7.20
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	8.70	7.10
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	8.60	6.70
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	253	9.00	6.50
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,570	10.90	3.00
66	電気めっき施設	736	9.20	5.70
66-2	旅館業の用に供する施設	1,538	9.80	1.80
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	193	9.60	5.90
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	182	8.60	6.30
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	547	10.20	3.30
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	7.40	7.40
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	7.40	7.40
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	337	10.00	4.50
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	6	8.60	6.70
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	309	9.20	5.70
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	102	9.00	6.90
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	8.00	6.60
69-3	地方卸売市場に設置される施設	26	8.30	6.80
70	廃油処理施設	3	8.50	7.90
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	9.40	7.10
71	自動式車両洗浄施設	66	10.00	6.30
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	884	11.10	3.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	60	8.60	6.70
71-4	産業廃棄物処理施設	76	9.00	5.70
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	212	10.10	5.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	12	8.60	7.20
72	し尿処理施設	8,182	11.00	3.50
73	下水道終末処理施設	1,969	9.00	6.20
74	特定事業場から排出される水の処理施設	274	9.00	5.87
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,703	9.50	3.80
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	7.70	7.10
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	262	8.90	6.00
-	特定施設不明	73	9.40	6.50
	合計	25,445	12.00	1.80

水素イオン濃度(pH)は濃度の逆数の常用対数であるため、平均値及び標準偏差の算出は行っていない。

表5.2(3) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

BOD 単位:mg/

	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	単1址∶mg/ 最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	事未均 数	2.26	2.57	12.00	0.00
1-2	新来文は小元次来の用に供する施設 畜産農業又はサービス業の用に供する施設	179	25.56	28.98	158.00	0.00
2		488	8.63	14.26	160.00	0.00
3	畜産食料品製造業の用に供する施設 ***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	296	16.10	26.80	206.00	0.00
4	水産食料品製造業の用に供する施設	336	11.10	20.40	250.00	0.00
	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	109				
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設		10.63	19.52	170.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	- 00.50	- 00.04	- 05.00	- 4.70
7	砂糖製造業の用に供する施設	24	23.59	23.94	85.00	1.70
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	32	4.86	5.99	22.10	0.70
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	35	9.80	9.37	45.00	0.80
10	飲料製造業の用に供する施設	365	10.17	28.43	400.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	46	21.48	34.13	200.00	0.40
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	32	10.41	12.21	43.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	13.03	19.03	35.00	1.70
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	29	37.47	31.17	120.00	2.20
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	10	16.81	15.34	47.90	1.90
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	90	3.71	3.66	20.00	0.50
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	149	8.06	10.23	76.00	0.20
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	5.23	3.37	9.00	1.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	88	5.88	10.70	91.40	0.50
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	4	1.80	0.47	2.10	1.10
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	330	15.37	16.73	113.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	5	7.04	5.50	15.00	1.10
21	化学繊維製造業の用に供する施設	29	7.21	14.24	78.00	0.95
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	2.80	-	2.80	2.80
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	13	8.46	7.32	25.00	0.80
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	5.40	1.27	6.30	4.50
22	木材薬品処理業の用に供する施設	4	2.83	2.41	6.20	1.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	216	21.93	22.53	142.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	40	7.71	9.05	45.00	0.20
24	化学肥料製造業の用に供する施設	14	5.86	7.37	30.00	1.40
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	2.90	2.69	4.80	1.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	19	5.50	3.37	11.50	1.58
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	130	5.48	7.55	49.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	12	4.94	8.15	30.00	0.90
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	11	7.73	8.93	28.00	0.50
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	0.97	0.55	1.60	0.60
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	14	14.81	14.75	60.00	1.90
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	104	5.63	9.04	70.00	0.46
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	4	11.03	10.69	27.00	4.60
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	19.30	18.48	40.00	0.80
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	3	1.57	0.31	1.90	1.30
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	14	5.30	3.65	12.60	1.20
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	5.00	2.40	6.70	3.30
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	8.20	6.95	15.00	1.10
41	香料製造業の用に供する施設	11	14.40	32.12	110.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	1.73	1.34	3.70	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	_	_	_	_
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	150	6.62	9.00	80.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	158	5.55	9.55	97.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	100	2.39	1.95	7.40	0.00
49		8	2.68	2.76	9.30	0.70
	農薬製造業の用に供する混合施設		2.00	2.10	შ.ა0	
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

BOD 単位:mg/

代表特定施設 事業場数 平均値 標準偏差 最大値 表し 表し 表し 表し 表し 表し 表し 表	0.80 0.80 2.00 0.00 0.00 1.40 0.50 0.00 0.00 0.00 0.24 0.00
51-2 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設 57 6.52 9.23 62.00 51-3 医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 3 3.49 2.70 6.20 1.360	0.80 0.80 2.00 0.00 0.00 1.40 0.50 0.00 0.50 0.00 0.00 0.24
51-3 医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 3 3.49 2.70 6.20 52 皮革製造業の用に供する施設 7 6.66 3.96 13.60 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 142 5.63 8.89 67.00 54 セメント製品製造業の用に供するが設 83 6.53 13.84 120.00 55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 90 3.10 7.08 60.00 56 有機質砂かペ材製造業の用に供する混合施設 1 1.40 - 1.40 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 5 2.54 1.81 4.70 58 窯業原料の精製業の用に供する施設 67 3.97 5.57 25.00 59 砕石業の用に供する施設 24 1.52 1.25 6.80 60 砂利採取業の用に供する施設 17 18.88 47.10 160.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 5 4.83 6.74 43.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設の力・5度対な 7 1.46	0.80 2.00 0.00 0.00 1.40 0.50 0.00 0.50 0.00 0.24
52 皮革製造業の用に供する施設 7 6.66 3.96 13.60 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 142 5.63 8.89 67.00 54 セメント製品製造業の用に供する施設 83 6.53 13.84 120.00 55 生コンクリート製造業の用に供するがシチャープラント 90 3.10 7.08 60.00 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する施設 1 1.40 - 1.40 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 5 2.54 1.81 4.70 58 窯業原料の精製業の用に供する施設 67 3.97 5.57 25.00 59 砕石業の用に供する施設 24 1.52 1.25 6.80 60 砂利採取業の用に供する施設 17 18.88 47.10 160.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 5 4.83 6.74 43.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64-2 水道施設、工業用水道施設の目に供する施設 5	2.00 0.00 0.00 0.00 1.40 0.50 0.00 0.50 0.00 0.24 0.00
142 5.63 8.89 67.00 5.63 6.53 13.84 120.00 5.64 セメント製品製造業の用に供する施設 83 6.53 13.84 120.00 5.65 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 90 3.10 7.08 60.00 5.66 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 1 1.40 - 1.40 5.67 1.81 4.70 5.68 2.54 1.81 4.70 5.68 2.54 1.81 4.70 5.68 2.54 1.81 4.70 5.68 2.54 1.81 4.70 5.57 2.50 6.80 6.70	0.00 0.00 0.00 1.40 0.50 0.00 0.50 0.00 0.24 0.00
54 セメント製品製造業の用に供する施設 83 6.53 13.84 120.00 55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 90 3.10 7.08 60.00 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 1 1.40 - 1.40 1.40 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 5 2.54 1.81 4.70 58 窯業原料の精製業の用に供する施設 67 3.97 5.57 25.00 59 砕石業の用に供する施設 24 1.52 1.25 6.80 60 砂利採取業の用に供する施設 17 18.88 47.10 160.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 63 金属製品製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.00 63 金属製品製造業の用に供する自動式洗びん施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.00 0.00 1.40 0.50 0.00 0.50 0.00 0.24 0.00
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 90 3.10 7.08 60.00 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 1 1.40 - 1.40 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 5 2.54 1.81 4.70 58 窯業原料の精製業の用に供する施設 67 3.97 5.57 25.00 59 砕石業の用に供する施設 24 1.52 1.25 6.80 60 砂利採取業の用に供する施設 17 18.88 47.10 160.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 63 金属製品製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.00 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00 65 15.82 430.00	0.00 1.40 0.50 0.00 0.50 0.00 0.00 0.24 0.00
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 1 1.40 - 1.41 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 5 2.54 1.81 4.70 58 窯業原料の精製業の用に供する施設 67 3.97 5.57 25.00 59 砕石業の用に供する施設 24 1.52 1.25 6.80 60 砂利採取業の用に供する旅設 17 18.88 47.10 160.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.00 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設入は書用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	1.40 0.50 0.00 0.50 0.00 0.00 0.24 0.00
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 5 2.54 1.81 4.76 58 28業原料の精製業の用に供する施設 67 3.97 5.57 25.06 59 砕石業の用に供する施設 24 1.52 1.25 6.86 60 砂利採取業の用に供する施設 17 18.88 47.10 160.06 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.76 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.06 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.06 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.26 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.26 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.86 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.06 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.06	0.50 0.00 0.50 0.00 0.00 0.24 0.00
58 窯業原料の精製業の用に供する施設 67 3.97 5.57 25.00 59 砕石業の用に供する施設 24 1.52 1.25 6.80 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 17 18.88 47.10 160.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.00 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.00 0.50 0.00 0.00 0.24 0.00
59 砕石業の用に供する施設 24 1.52 1.25 6.86 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 17 18.88 47.10 160.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.00 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.50 0.00 0.00 0.24 0.00
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 17 18.88 47.10 160.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.00 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.00 0.00 0.24 0.00
61 鉄鋼業の用に供する施設 67 3.27 5.94 47.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.00 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.00 0.24 0.00
62 非鉄金属製造業の用に供する施設 52 4.83 6.74 43.00 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.24 0.00
63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 519 5.45 9.15 140.00 63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 5 11.60 10.34 27.20 63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.00
63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	
63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設 7 1.46 2.03 5.20 5.20 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 5 3.66 3.69 7.80 64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00 65 65 65 65 65 65 65	0.50
64	0.50
64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 223 1.53 2.92 33.00 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.00
65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1,392 6.57 15.82 430.00	0.90
HAZZION TVI TOTO DELL'OLI TIMO	0.00
66 電気めっき施設 553 9.17 11.71 140.00	0.00
E AVV フロルBIX 11.71 170.00	0.00
66-2 旅館業の用に供する施設 1,434 7.08 13.63 230.00	0.00
66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 191 4.81 8.91 112.00	0.00
66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 184 6.05 11.67 121.00	0.00
66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 524 4.92 6.86 86.00	0.00
66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 1 5.10 - 5.10	5.10
66-7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 1 19.60 - 19.60	19.60
67 洗た〈業の用に供する洗浄施設 307 13.65 31.78 300.00	0.00
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 5 14.82 25.36 60.00	0.50
68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 308 5.18 10.81 136.50	0.00
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 102 10.39 19.97 150.00	0.00
69-2 中央卸売市場に設置される施設 8 2.93 1.26 4.60	0.64
69-3 地方卸売市場に設置される施設 23 9.25 26.48 130.00	0.90
70 廃油処理施設 0	-
70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 4 27.98 48.05 100.00	1.70
71 自動式車両洗浄施設 60 7.00 7.15 35.50	0.00
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 743 9.82 23.87 390.00	0.00
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 60 1.87 3.25 20.00	0.00
71-4 産業廃棄物処理施設 62 6.79 10.61 71.00	0.00
71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 168 19.04 52.78 430.00	0.00
71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 2.87 3.13 10.00	0.00
72 し尿処理施設 8,106 5.06 7.18 320.00	0.00
73 下水道終末処理施設 1,976 3.40 4.57 131.00	
74 特定事業場から排出される水の処理施設 236 10.04 25.35 350.00	
81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,630 7.78 11.43 178.00	
91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 2.11 1.90 5.70	
92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 254 5.31 5.51 41.00	
- 特定施設不明 73 4.19 5.90 30.00	
合計 23,470 6.87 14.17 430.00	

表5.2(4) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

COD 単位:mg/

		代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	単1址∶mg/ 最小値
1-2	1						
2							
3							
### 19 ###							
5 みそ、しょう他、色用アジル酸等の製造業の用に供する施設 97 2.2.24 19.65 110.00 2.10 7. 次の製造業の用に供する施設 37 2.3.2 41.85 25.00 0.00 37 次の製造業の用に供する施設 37 2.3.2 41.85 25.00 0.00 38 バン・菓子の製造業の用に供する施設 37 2.3.2 41.85 25.00 0.00 38 バン・菓子の製造業の用に供する施設 37 2.3.2 41.85 25.00 0.00 37 2.3.2 41.85 25.00 0.00 37 2.3.2 41.85 25.00 0.00 37 2.3.2 41.85 25.00 0.00 37 3.00 0.00 37 2.3.2 41.85 25.00 0.00 37 3.00 0.			-				
○ 小麦根製造業の用に供する施設 37 21.32 41.85 250.00 0.00							
砂糖製造業の用に供する施設			-	22.24	19.65	110.00	2.10
ドン・第7の製造業以はごと認治薬の内に供する路製をんの次配槽 19 11.02 9.57 45.30 1.40	_		-	-	-	-	-
10 飲料製造業の用に供する施設	_						
11 動物系創料又は有機塑肥料の製造業の用に供する施設	_						
12 動植物油脂製造業の用に供する施設		飲料製造業の用に供する施設	-				
1		動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設			-		
14					8.06		
15 3ビン糖又は水あめの製造業の用に供する施設	13	イースト製造業の用に供する施設	1		-	4.20	
16	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	21		29.79	120.00	6.50
17	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	10	15.29	8.72	30.60	4.40
18	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	73	9.16	6.69	35.00	0.27
18-2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	115	15.07	14.68	101.00	0.80
18-3 たばに製造業の用に供する施設	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	19.15	12.65	37.10	7.40
19 新講業又は繊維製品の製造業著しくは加工業の用に供する施設	18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	75	10.86	8.65	45.00	0.80
20 洗毛葉の用に供する施設 3 47.23 71.70 130.00 4.20 21 化学繊維製造業の用に供する施設 34 9.73 17.63 81.40 1.00 1.00 1.10	18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	4.04	1.90	6.60	1.90
21 化学繊維報音響の用に供する施設	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	279	31.54	35.27	330.00	0.00
21-2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する温式パーカー 0 - - - - - - - -	20	洗毛業の用に供する施設	3	47.23	71.70	130.00	4.20
21-3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	21	化学繊維製造業の用に供する施設	34	9.73	17.63	81.40	1.00
21-4 パーティクルボード製造業の用に供する施設 2 10.80 2.26 12.40 9.20 22 木材薬品処理業の用に供する施設 5 6.40 4.95 13.90 1.90 1.90 23 パルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 264 34.00 24.41 117.00 1.00 3 3 38.00 0.20 24.21 20.00 0.50 23 9.19 24.21 120.00 0.50 25 水銀電解法による化成シーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 23 9.19 24.21 120.00 0.50 25 水銀電解法による化成シーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 26 4.71 2.70 11.70 0.70 2.00	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
22	21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	12	14.02	12.83	44.80	1.50
23	21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	10.80	2.26	12.40	9.20
23-2 新聞業 出版業 印刷業又は製版業の用に供する施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設	5	6.40	4.95	13.90	1.90
24 代学肥料製造業の用に供する施設 23 9.19 24.21 120.00 0.50 25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 1 2.00 - 2.00 2.00 26 無機額料製造業の用に供する施設 26 4.71 2.70 11.70 0.70 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 181 7.47 11.36 62.00 0.30 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 181 7.47 11.36 62.00 0.30 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 13 4.92 4.84 17.30 1.10 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 5.00 1.39 6.60 4.10 30 発酵工業の用に供する施設 3 3.00 2.35 5.70 1.40 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 10 14.02 13.89 38.00 1.80 32 有機額料又は合成染料の製造業の用に供する施設 16 19.63 26.45 109.00 2.50 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 128 8.93 13.60 132.00 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 14.21 12.67 42.30 0.90 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 6 38.53 44.38 119.90 5.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 5.60 1.16 6.80 4.40 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 47 9.35 12.45 80.00 1.70 38 石けん製造業の用に供する施設 0	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	264	34.00	24.41	117.00	1.00
25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	29	10.51	9.33	38.00	0.20
26 無機顔料製造業の用に供する施設 26 4.71 2.70 11.70 0.70 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 181 7.47 11.36 62.00 0.30 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 13 4.92 4.84 17.30 1.10 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 5.00 1.39 6.60 4.10 30 発酵工業の用に供する施設 10 14.02 13.89 38.00 1.80 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 3 3.00 2.35 5.70 1.40 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 16 19.63 26.45 109.00 2.50 33 合成ゴム製造業の用に供する施設 128 8.93 13.60 132.00 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 14.21 12.67 42.30 0.90 35 有機加工金融設造業の用に供する施設 6 38.53 44.38 119.90 5.00 36 合成ゴム製造業の用に供する施設 5 5.60 1.16 6.80 4.40 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 1 17.00 - - - </td <td>24</td> <td>化学肥料製造業の用に供する施設</td> <td>23</td> <td>9.19</td> <td>24.21</td> <td>120.00</td> <td>0.50</td>	24	化学肥料製造業の用に供する施設	23	9.19	24.21	120.00	0.50
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 181 7.47 11.36 62.00 0.30 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 13 4.92 4.84 17.30 1.10 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 5.00 1.39 6.60 4.10 発酵工業の用に供する施設 3 5.00 1.39 6.60 4.10 30 発酵工業の用に供する施設 10 14.02 13.89 38.00 1.80 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 3 3.00 2.35 5.70 1.40 2 6.60 4.10 4.02 4.84 17.30 1.80 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 16 19.63 26.45 109.00 2.50 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 128 8.93 13.60 132.00 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 14.21 12.67 42.30 0.90 4.00 4.00 4.00 4.00 4.00 4.00 4.0	25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	2.00	-	2.00	2.00
28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 13	26	無機顔料製造業の用に供する施設	26	4.71	2.70	11.70	0.70
3	27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	181	7.47	11.36	62.00	0.30
30	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	13	4.92	4.84	17.30	1.10
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 3 3.00 2.35 5.70 1.40 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 16 19.63 26.45 109.00 2.50 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 128 8.93 13.60 132.00 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 14.21 12.67 42.30 0.90 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 6 38.53 44.38 119.90 5.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 5.60 1.16 6.80 4.40 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 47 9.35 12.45 80.00 1.70 38 石けん製造業の用に供する施設 0		コールタール製品製造業の用に供する施設	3	5.00	1.39	6.60	4.10
32 有機額料又は合成染料の製造業の用に供する施設 16 19.63 26.45 109.00 2.50 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 128 8.93 13.60 132.00 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 14.21 12.67 42.30 0.90 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 6 38.53 44.38 119.90 5.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 5.60 1.16 6.80 4.40 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 47 9.35 12.45 80.00 1.70 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 17.00 - 17.00 17.00 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 4 8.28 6.12 13.80 1.30 41 香料製造業の用に供する施設 13 10.82 7.83 28.50 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する感説 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業製品製造業			_				
33 合成樹脂製造業の用に供する施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	3.00	2.35	5.70	1.40
34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 14.21 12.67 42.30 0.90 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 6 38.53 44.38 119.90 5.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 5.60 1.16 6.80 4.40 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 47 9.35 12.45 80.00 1.70 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 17.00 - 17.00 17.00 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 4 8.28 6.12 13.80 1.30 41 香料製造業の用に供する施設 13 10.82 7.83 28.50 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供する施設 177 12.12 21.67 176.00 0.20 47 医薬品製造業の用に供する施設 150 <td>32</td> <td>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設</td> <td>16</td> <td>19.63</td> <td>26.45</td> <td></td> <td>2.50</td>	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	16	19.63	26.45		2.50
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 6 38.53 44.38 119.90 5.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 5.60 1.16 6.80 4.40 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 47 9.35 12.45 80.00 1.70 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 17.00 - 17.00 17.00 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 4 8.28 6.12 13.80 1.30 41 香料製造業の用に供する施設 13 10.82 7.83 28.50 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 6 3.77 2.29 6.90 0.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供するのお設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供するのお設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 177 12.12 21.67 176.00 0.20 47 医薬品製造業の用に供する洗験	33		128		13.60	132.00	
36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 5.60 1.16 6.80 4.40 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 47 9.35 12.45 80.00 1.70 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 17.00 - 17.00 17.00 17.00 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 4 8.28 6.12 13.80 1.30 41 香料製造業の用に供する施設 13 10.82 7.83 28.50 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - -	34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	14.21	12.67		0.90
その他の石油化学工業の用に供する施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	38.53	44.38	119.90	5.00
38 石けん製造業の用に供する施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	5.60	1.16	6.80	4.40
39 硬化油製造業の用に供する施設 1 17.00 - 17.00 17.00 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 4 8.28 6.12 13.80 1.30 41 香料製造業の用に供する施設 13 10.82 7.83 28.50 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	37	その他の石油化学工業の用に供する施設	47	9.35	12.45	80.00	1.70
## 8.28	38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
41 香料製造業の用に供する施設 13 10.82 7.83 28.50 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	39	硬化油製造業の用に供する施設	1	17.00	-	17.00	17.00
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 6 3.77 2.29 6.90 0.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 177 12.12 21.67 176.00 0.20 47 医薬品製造業の用に供する施設 150 9.27 12.09 100.00 0.08 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 10 4.90 2.32 9.20 2.90 49 農薬製造業の用に供する混合施設 7 8.27 12.11 35.00 1.80		脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	8.28	6.12	13.80	1.30
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 6 3.77 2.29 6.90 0.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 177 12.12 21.67 176.00 0.20 47 医薬品製造業の用に供する施設 150 9.27 12.09 100.00 0.08 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 10 4.90 2.32 9.20 2.90 49 農薬製造業の用に供する混合施設 7 8.27 12.11 35.00 1.80		香料製造業の用に供する施設	-	10.82	7.83	28.50	0.00
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 177 12.12 21.67 176.00 0.20 47 医薬品製造業の用に供する施設 150 9.27 12.09 100.00 0.08 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 10 4.90 2.32 9.20 2.90 49 農薬製造業の用に供する混合施設 7 8.27 12.11 35.00 1.80		ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設		-	-	-	-
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0				3.77	2.29	6.90	0.00
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 177 12.12 21.67 176.00 0.20 47 医薬品製造業の用に供する施設 150 9.27 12.09 100.00 0.08 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 10 4.90 2.32 9.20 2.90 49 農薬製造業の用に供する混合施設 7 8.27 12.11 35.00 1.80			-	-	-	-	-
47 医薬品製造業の用に供する施設 150 9.27 12.09 100.00 0.08 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 10 4.90 2.32 9.20 2.90 49 農薬製造業の用に供する混合施設 7 8.27 12.11 35.00 1.80		木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0		_		-
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 10 4.90 2.32 9.20 2.90 49 農薬製造業の用に供する混合施設 7 8.27 12.11 35.00 1.80		その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設					
49 農薬製造業の用に供する混合施設 7 8.27 12.11 35.00 1.80		医薬品製造業の用に供する施設	150				
NOTICE AND THE PROPERTY OF THE		火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	4.90	2.32	9.20	2.90
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設		農薬製造業の用に供する混合施設	7	8.27	12.11	35.00	1.80
	50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

COD 単位:mg/

51 石油精製業の用に供する施設 51-2 自動車用タイヤ等工機器配産の用に供する直接加液施設 52 12.95 36.13 258.00 0.59 51-3 12							単位:mg/
51-2 日野車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設 52 12.95 36.13 258.00 0.50 1.50 252 反革発験論の用に供する方形と分類が表現 2 3.85 3.92 6.20 1.50 2 52 反革発験論の用に供する施設 87 5.23 9.08 80.00 0.00 3.00 4 12.00 1.00 3.00 4 12.00 1.00 3.00 3.00 4 12.00 1.00 3.00 3.00 4 12.00 1.00 3.00 3.00 4 12.00 1.00 3.00 3.00 4 12.00 1.00 3.00 3.00 4 12.00 1.00 3.00 3.00 4 12.00 1.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3.00 3		代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51-3 医療 部生用ゴム製品製造業の用に供する所設 3 82.30 69.40 143.30 6.70 5.70 5.70 5.70 6.70 6.70 6.70 5.70 5.70 5.70 6.70 6.70 6.70 6.70 5.70 5.70 5.70 6.70 6.70 6.70 6.70 6.70 6.70 6.70 6	51	石油精製業の用に供する施設	36	5.75	4.96	29.00	0.59
22 皮革製造業の用に供する施設 3 82.30 69.46 143.30 6.70 6.70 6.70 6.70 75.23 9.08 80.00 0.00	51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設		12.95	36.13		0.50
33 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 77 9.38 14.39 120.00 0.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.	51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設		3.85	3.32		1.50
54 セメント製品製造業の用に供する施設 777 9.38 14.93 120.00 0.00 55 生 コノツリー経過素の用に供する施設 1 3.30 60.00 0.00 0.00 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する施設 1 3.30 - 3.30 3.30 3.30 57 人造黒鉛電機製造業の用に供する施設 4 9.63 11.76 27.00 1.50 58 業業原料の精製業の用に供する施設 4 9.63 11.76 27.00 1.50 59 分石業の用に供する施設 23 3.59 3.40 14.00 0.80 60 砂利採取業の用に供する施設 18 15.04 30.81 123.00 0.60 61 63 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	52	皮革製造業の用に供する施設			69.46	143.30	6.70
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 67 5.21 8.30 60.00 0.00 66 有機質が小べ材製造業の月に供する混合施設 1 3.30 - 3.30 3.30 3.30 3.30 3.30 3.30 3.	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	87	5.23	9.08	80.00	0.00
66 有機質砂かへ材製造業の用に供する混合施設 4 9.63 11.76 27.00 1.50 1.50 2 2 2 3 3.59 11.76 27.00 1.50 2 2 3 3.59 3.40 14.00 0.80 6 2 4 6 5 3 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2	54	セメント製品製造業の用に供する施設	77	9.38	14.93	120.00	0.00
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 4 9.63 11.76 27.00 1.50 58 繁栗原料の精複製の用に供する施設 23 3.59 3.40 14.00 0.80 60 砂利採取業の用に供する施設 18 15.04 30.81 123.00 0.60 砂利採取業の用に供する施設 102 5.25 8.70 30.81 123.00 0.60 3.41 0.41 0.41 0.42 0.42 0.42 0.42 0.42 0.42 0.42 0.42	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	67	5.21	8.30	60.00	0.00
88	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	3.30	-	3.30	3.30
99 砕石業の用に供する施設 23 3.59 3.40 14.00 0.80 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 18 15.04 30.81 123.00 0.60 15 3 15.04 30.81 123.00 1.70 62 1 計鉄金属製造業の用に供する施設 102 5.25 8.70 89.30 1.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 153 5.39 5.54 27.00 0.60 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 445 7.94 11.63 130.00 0.00 63	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	9.63	11.76	27.00	1.50
60 砂料採取業の用に供する施設 123.00 0.60	58	窯業原料の精製業の用に供する施設	84	5.12	6.26	43.00	0.00
61 新編業の用に供する施設 1.70 5.25 8.70 89.30 1.70 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 53 5.39 5.54 27.00 0.60 63-3	59	砕石業の用に供する施設	23	3.59	3.40	14.00	0.80
62 非鉄金属製造業の用に供する施設 445 7.94 11.63 130.00 0.00 63-3 公職を開発している。 19.00 1.00 0.00 63-3 公職を関係している。 19.00 1.00 0.00 63-3 公職を担当を担当を明日に供する自動式がした施設 3 17.27 15.45 29.80 0.00 63-3 公職を担当を担当をの用に供する自動式がした施設 3 17.27 15.45 29.80 0.00 63-3 公職を担当を担当をの用に供する自動式がした施設 24 2.90 1.91 7.00 0.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.0	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	18	15.04	30.81	123.00	0.60
63・全	61	鉄鋼業の用に供する施設	102	5.25	8.70	89.30	1.70
3	62	非鉄金属製造業の用に供する施設	53	5.39	5.54	27.00	0.60
日本学院 日本学学	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	445	7.94	11.63	130.00	0.00
64	63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	17.27	15.45	29.80	0.00
84-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 170 3.34 8.35 87.20 0.00	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	2.90	1.91	7.00	0.00
1,138 8.91 15.99 320.00 0.00 66 電気かっき施設 416 12.09 15.39 160.00 0.00 66 電気かっき施設 416 12.09 15.39 160.00 0.00 66-2 旅館業の用に供する施設 882 8.89 9.00 0.00 66-3 共同調理場に設置されるちゃう房施設 136 9.50 6.31 41.10 0.00 66-3 共同調理場に設置されるちゃう房施設 144 10.75 7.94 50.45 0.11 80食店に設置されるちゃう房施設 421 8.75 6.22 47.00 0.00 66-6 47.00	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	8	8.79	8.37	29.00	3.00
電気かっき施設 416 12.09 15.39 160.00 0.00 66-2 旅館業の用に供する施設 882 8.89 8.39 90.00 0.00 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 136 9.50 6.31 41.10 0.00 66-6 共同調理場に設置されるちゅう房施設 136 9.50 6.31 41.10 0.00 66-6 於食店に設置されるちゅう房施設 144 10.75 7.94 50.45 0.11 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 421 8.75 6.22 47.00 0.00 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	170	3.34	8.35	87.20	0.00
66-2 旅館業の用に供する施設 882 8.89 8.39 90.00 0.00 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 136 9.50 6.31 41.10 0.00 分子仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 144 10.75 7.94 50.45 0.11 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 421 8.75 6.22 47.00 0.00 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,138	8.91	15.99	320.00	0.00
66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 136 9.50 6.31 41.10 0.00 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 144 10.75 7.94 50.45 0.11 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 421 8.75 6.22 47.00 0.00 66-6 そば店、うどん店、すじ店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 1 20.00 - 20.00 20.00 7 20.00 7 20.00 20.00 7 20.00 20.00 7 20.00 20.00 7 20.00 20.00 7 20.00 20.00 7 20.00 20.00 7 20.00 20.00 20.00 8 20 20.00 20.00 8 20 20.00 20.00 20.00 8 20 20.00 20.	66	電気めっき施設	416	12.09	15.39	160.00	0.00
66-4 弁当仕田屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 144 10.75 7.94 50.45 0.11 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 421 8.75 6.22 47.00 0.00 66-6 でば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	66-2	旅館業の用に供する施設	882	8.89	8.39	90.00	0.00
66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 421 8.75 6.22 47.00 0.00 66-6 名は店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	136	9.50	6.31	41.10	0.00
66-6 そば店 うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0 20.00 20.00 66-7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 1 20.00 - 20.00 20.00 67 洗たく業の用に供する洗浄施設 221 19.06 30.34 300.00 0.00 68 写真現像業の用に供する目動式フィルム現像洗浄施設 5 16.15 24.57 60.00 3.00 68-2 病院で病床数が300以上であるしい設置される施設 236 9.16 8.50 88.00 0.00 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 61 13.56 10.34 59.30 2.30 69-2 中央卸売市場に設置される施設 8 5.05 3.03 10.00 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 22 5.40 3.38 15.70 0.00 70 廃油処理施設 3 2.53 0.71 3.30 1.90 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 9.95 5.59 13.90 6.00 71 自動式車両洗浄施設 5 9.04 7.96 47.50 0.30 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 55 9.04 7.96 47.50 0.30 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 771-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 771-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 771-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 771-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.09 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 情定事業場から排出される水の処理施設 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 1 15元申録法から非出される水の処理施設 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	144	10.75	7.94	50.45	0.11
66-7 料亭、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 1 20.00 - 20.00 20.00	66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	421	8.75	6.22	47.00	0.00
66-7 料亭、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 1 20.00 - 20.00 20.00	66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	1	1
洗たく業の用に供する洗浄施設 221	66-7		1	20.00	-	20.00	20.00
68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 236 9.16 8.50 88.00 0.00 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 61 13.56 10.34 59.30 2.30 69-2 中央卸売市場に設置される施設 8 5.05 3.03 10.00 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 22 5.40 3.38 15.70 0.00 廃油処理施設 3 2.53 0.71 3.30 1.90 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 9.95 5.59 13.90 6.00 71 自動式車両洗浄施設 55 9.04 7.96 47.50 0.30 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 55 9.27 12.27 167.50 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.09 9.73 7.86 320.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 75 所決道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 75 所決道統設(以及浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 75 3.30 3.49 310.00 0.00 75 3.30 3.49 310.00 0.00 31 312.30 30.49 310.00 30.00 30.00 30 30.00	67		221	19.06	30.34	300.00	0.00
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 61 13.56 10.34 59.30 2.30 69-2 中央卸売市場に設置される施設 8 5.05 3.03 10.00 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 22 5.40 3.38 15.70 0.00 70 廃油処理施設 3 2.53 0.71 3.30 1.90 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 9.95 5.59 13.90 6.00 71 自動式車両洗浄施設 55 9.04 7.96 47.50 0.30 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 595 9.27 12.27 167.50 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 特定施設不明	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	5	16.15	24.57	60.00	3.00
69-2 中央卸売市場に設置される施設 8 5.05 3.03 10.00 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 22 5.40 3.38 15.70 0.00 70 廃油処理施設 3 2.53 0.71 3.30 1.90 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 9.95 5.59 13.90 6.00 71 自動式車両洗浄施設 55 9.04 7.96 47.50 0.30 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 595 9.27 12.27 167.50 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	236	9.16	8.50	88.00	0.00
15.00 15	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	61	13.56	10.34	59.30	2.30
Remuration R	69-2	中央卸売市場に設置される施設	8	5.05	3.03	10.00	0.00
70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 9.95 5.59 13.90 6.00 71 自動式車両洗浄施設 55 9.04 7.96 47.50 0.30 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 595 9.27 12.27 167.50 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 特定施設不明	69-3	地方卸売市場に設置される施設	22	5.40	3.38	15.70	0.00
71 自動式車両洗浄施設 55 9.04 7.96 47.50 0.30 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 595 9.27 12.27 167.50 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終未処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 特定施設不明	70	廃油処理施設	3	2.53	0.71	3.30	1.90
71 自動式車両洗浄施設 55 9.04 7.96 47.50 0.30 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 595 9.27 12.27 167.50 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 特定施設不明	70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	9.95	5.59	13.90	6.00
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 595 9.27 12.27 167.50 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 57 5.61 5.07 25.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終未処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設へは、 1,740 51.50 0.90 <td>71</td> <td></td> <td>55</td> <td>9.04</td> <td>7.96</td> <td>47.50</td> <td>0.30</td>	71		55	9.04	7.96	47.50	0.30
71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 特定施設不明	71-2		595	9.27	12.27	167.50	0.00
71-4 産業廃棄物処理施設 61 12.00 18.65 100.00 0.60 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終未処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	57	5.61	5.07	25.00	0.00
71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 100 15.76 30.61 260.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終未処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	71-4	産業廃棄物処理施設	61	12.00	18.65	100.00	0.60
71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 9 6.99 7.40 23.00 0.00 72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	71-5		100	15.76	30.61	260.00	0.00
72 し尿処理施設 6,009 9.73 7.86 320.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	71-6						
73 下水道終末処理施設 1,855 8.74 4.13 78.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	72		6.009	9.73	7.86		
74 特定事業場から排出される水の処理施設 194 17.39 30.49 310.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	73	下水道終末処理施設					
81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,730 12.71 8.72 91.80 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	74	特定事業場から排出される水の処理施設					
91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 5.39 1.99 8.20 2.73 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	81						
92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 226 9.81 7.46 51.00 1.20 - 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	91	, ,					
- 特定施設不明 62 8.28 6.15 31.50 0.90	-						
Tight		合計	19,222	11.36	14.85	397.50	0.00

表5.2(5) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

SS 単位:mg/0

	/N=#.今长3L	+ W 1 P W .	II 14 /#	压沙尼士		単位:mg/ℓ
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	68	8.96	10.07	51.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	174	33.02	43.79	340.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	490	11.66	20.85	320.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	357	19.68	26.42	200.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	340	14.17	18.22	200.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	119	12.11	13.28	90.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		-	_	
7	砂糖製造業の用に供する施設	36	13.23	18.87	110.00	1.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	37	11.24	14.58	68.00	0.74
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	34	14.56	9.82	40.00	1.00
10	飲料製造業の用に供する施設	365	10.72	27.21	420.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	54	16.29	20.06	96.00	0.50
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	41	7.97	7.96	42.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	3	12.50	12.28	26.00	2.00
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	34	33.78	36.02	150.00	2.20
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	12	8.18	8.51	33.00	1.10
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	87	7.21	6.65	33.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	145	11.31	20.54	190.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	4	5.30	4.93	12.40	1.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	92	8.85	9.20	48.00	1.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	5	2.22	1.91	5.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	327	14.10	15.67	130.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	4	6.45	3.56	10.00	3.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	33	4.51	3.39	13.20	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	1	20.00	_	20.00	20.00
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	15	7.24	5.77	20.50	2.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	4.30	1.98	5.70	2.90
22	木材薬品処理業の用に供する施設	4	9.53	8.97	22.00	2.10
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	312	15.39	14.24	118.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	38	7.00	7.85	31.00	0.30
24	化学肥料製造業の用に供する施設	29	7.89	5.13	23.00	2.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	3.57	2.32	5.50	1.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	31	6.41	7.42	34.00	0.00
27	無機顔科製垣乗り用に供する施設 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	198	7.71	12.42	95.80	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	156	3.98	3.47	13.00	1.60
29		3	5.13	3.36	7.90	
	コールタール製品製造業の用に供する施設					1.40
30	発酵工業の用に供する施設	11 5	8.74 5.96	8.45 4.68	21.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設					
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	17	11.27	9.58	38.60	1.30
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	134	4.48	4.07	25.30	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	10	11.65	9.22	31.00	2.70
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	5.65	4.31	12.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	2.38	1.54	4.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	45	5.84	4.52	17.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0				_
39	硬化油製造業の用に供する施設	2	5.55	6.43	10.10	1.00
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	3	3.87	3.35	6.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	14	5.20	5.18	16.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0		_		
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	6	2.17	2.92	7.80	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	_	=	_	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0		_		
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	178	5.91	8.37	73.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	167	5.05	5.16	34.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	10	5.02	5.01	18.20	1.80
49	農薬製造業の用に供する混合施設	10	2.03	1.76	4.70	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0		_		-

SS 単位:mg/0

						単位:mg/l
	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	38	4.24	3.73	17.60	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	56	4.47	6.25	40.50	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	3	1.78	1.01	2.95	1.20
52	皮革製造業の用に供する施設	8	25.63	39.41	116.60	1.00
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	159	4.40	5.76	40.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	93	12.98	26.98	200.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	127	13.40	24.13	200.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	2.00	_	2.00	2.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	6	4.14	3.95	10.70	0.33
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	92	10.91	17.29	114.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	35	21.70	23.32	130.00	0.80
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	52	38.76	36.71	130.00	1.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	117	5.80	6.45	44.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	62	3.99	5.19	32.20	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	536	4.31	5.58	50.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	4	4.73	5.14	12.00	0.00
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	2.69	3.33	11.60	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	10	13.35	28.01	92.00	0.70
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	246	8.18	14.09	130.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,430	5.72	18.39	610.00	0.00
66	電気めっき施設	538	5.30	8.04	120.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,261	7.83	11.81	160.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	186	8.77	11.57	125.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	182	8.19	10.64	77.66	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	478	7.15	9.74	121.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	3.30	-	3.30	3.30
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	6.80	_	6.80	6.80
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	303	11.29	14.39	90.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	5	10.32	16.69	40.00	1.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	285	6.54	8.14	92.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	104	9.70	15.59	120.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	9.77	7.78	23.00	0.77
69-3	地方卸売市場に設置される施設	24	4.61	3.41	13.00	0.00
70	廃油処理施設	2	1.95	0.78	2.50	1.40
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	4	12.23	8.50	23.00	2.90
71	自動式車両洗浄施設	60	6.84	7.58	40.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	715	7.29	11.98	160.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	58	3.70	8.18	46.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	71	5.54	7.03	40.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	150	10.06	14.84	92.50	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	8	2.30	3.28	9.60	0.00
72	し尿処理施設	7,866	5.23	9.46	567.50	0.00
73	下水道終末処理施設	1,974	3.11	3.68	109.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	265	8.80	11.37	90.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,521	7.62	8.90	120.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	3.90	2.85	9.30	1.02
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	246	6.41	9.33	71.00	0.00
<i>3</i> 4	特定施設不明	69	4.06	5.38	27.00	0.00
	合計	23,627	7.20	13.51		0.00
	ПН	43,041	1.40	10.01	610.00	0.00

表5.2(6) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

/ルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) 単位:mg/

			/ / V \ / V· \-	キサン抽出物		于 IU : IIIg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	23	0.14	0.31	1.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	7	0.21	0.39	1.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	88	0.50	1.43	11.80	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	39	2.47	8.70	54.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	57	0.34	0.99	5.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	19	0.30	1.14	5.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	1	1
7	砂糖製造業の用に供する施設	18	1.08	2.74	12.00	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	9	0.27	0.42	1.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	2	0.75	1.06	1.50	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	109	0.70	2.51	24.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	3	0.17	0.29	0.50	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	8	0.25	0.46	1.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	21	0.43	0.66	2.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	25	1.06	2.28	9.50	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	インスノントコーヒー 装造業の用に供する施設	19	0.53	1.17	5.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
19		135	1.28	1.80	12.50	0.00
20	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	133		1.00		
-	洗毛業の用に供する施設		0.00	0.00	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	19	0.18	0.29	1.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	- 0.47	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	5	1.20	2.17	5.00	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.50	-	0.50	0.50
22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	95	0.41	0.72	5.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	25	0.92	1.31	5.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	13	0.50	1.37	5.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.80	0.28	1.00	0.60
26	無機顔料製造業の用に供する施設	19	0.06	0.16	0.50	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	110	0.17	0.35	2.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	13	0.46	0.63	2.00	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	2	0.25	0.35	0.50	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	13	0.35	0.63	2.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	99	0.32	0.53	2.50	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	1.06	1.79	5.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	0.89	1.83	5.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.03	0.06	0.12	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	42	0.25	0.39	1.90	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	•	•
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	3	1.00	1.32	2.50	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	113	0.43	0.85	5.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	99	0.48	0.83	5.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	6	0.25	0.42	1.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	8	0.14	0.20	0.50	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-
				l		

/ルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) 単位:mg/

				キサン抽出物]質(鉱油類)	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	34	0.51	0.60	2.30	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	50	0.80	0.86	4.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	1	0.60	-	0.60	0.60
52	皮革製造業の用に供する施設	2	0.55	0.07	0.60	0.50
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	89	0.40	0.63	3.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	58	0.77	1.21	6.50	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	41	0.71	1.16	5.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	0.25	0.29	0.50	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	42	0.43	0.61	3.10	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	1	1
61	鉄鋼業の用に供する施設	102	0.55	1.11	9.30	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	41	0.33	0.61	2.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	461	0.56	0.73	5.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	2.50	-	2.50	2.50
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	24	0.01	0.04	0.20	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	8	0.79	1.74	5.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	74	0.17	0.52	3.40	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1,110	0.76	1.56	25.30	0.00
66	電気めっき施設	320	0.58	0.95	10.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	104	1.06	2.09	12.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	30	0.35	0.65	2.50	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	36	0.50	1.08	5.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	43	0.69	1.18	5.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_	_	-	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	111	1.11	1.94	17.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	1.00	-	1.00	1.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	29	0.83	1.39	5.10	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	9	0.44	1.01	3.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	3	0.17	0.29	0.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
70	廃油処理施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	3	1.33	1.53	3.00	0.00
71	自動式車両洗浄施設	37	1.36	2.10	12.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	329	0.44	0.90	5.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	45	0.15	0.31	1.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	55	0.52	0.78	4.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	116	2.00	4.98	39.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	10	0.30	0.42	1.00	0.00
72	し尿処理施設	955	0.38	1.00	14.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,356	0.17	0.51	5.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	101	0.43	0.72	5.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	150	0.43	0.72	2.50	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	130	1.00	- 0.47	1.00	1.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	19	0.79	1.57	5.00	0.00
-		32	0.79	1.12	5.00	0.00
-	合計		0.47	1.12	54.00	0.00
	PRI	7,361	0.52	1.40	54.00	0.00

表5.2(7) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) 単位:mg/

		ノルマ.	ルヘキサン狂	由出物質(動植	直物油脂類)	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	14	0.11	0.29	1.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	21	0.40	0.56	2.10	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	343	1.41	2.66	25.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	160	3.35	6.95	37.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	113	0.99	1.61	10.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	55	0.84	1.15	5.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	7	0.20	0.25	0.50	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	12	0.80	0.66	2.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	7	0.89	1.08	3.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	131	0.80	1.57	10.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	24	1.63	1.51	7.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	32	1.17	1.19	5.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	4	0.38	0.48	1.00	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	47	1.12	2.14	13.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	78	1.60	4.68	40.00	0.00
-				0.21		
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	3	0.43	-	0.60	0.20
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	62	1.43	2.16	15.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	115	2.27	3.41	18.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	2	1.00	0.00	1.00	1.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	10	0.20	0.30	0.80	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	4	1.50	2.38	5.00	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.50	-	0.50	0.50
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	68	0.55	1.04	5.30	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	10	0.20	0.42	1.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	5	1.20	2.17	5.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	1.00		1.00	1.00
26		9	0.40	1.03	3.10	0.00
27	無機顔料製造業の用に供する施設					
	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	47	0.10	0.26	1.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	4	0.03	0.05	0.10	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	6	0.17	0.41	1.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	47	0.22	0.42	2.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	5	0.68	1.06	2.50	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	9	0.06	0.17	0.50	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39		2	1.05	0.07	1.10	1.00
	硬化油製造業の用に供する施設					
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	4	0.40	0.80	1.60	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	9	0.34	0.42	1.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	70	0.58	1.92	15.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	69	0.49	0.95	5.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-
		J	_	_	_	

/ルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) 単位:mg/

		ノルマノ	レヘキサン打	出物質(動植	直物油脂類)	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	19	0.42	0.83	2.80	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	1	-
52	皮革製造業の用に供する施設	6	2.32	2.45	5.60	0.30
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	38	0.52	0.97	3.96	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	18	0.66	0.90	3.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	31	0.55	1.05	5.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	2	0.30	0.42	0.60	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	17	0.16	0.29	1.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	22	0.28	0.64	2.10	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	14	0.03	0.11	0.40	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	176	0.40	1.03	11.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	8	0.01	0.04	0.10	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	61	0.15	0.42	2.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	437	0.81	4.02	60.00	0.00
66	電気めっき施設	145	0.39	1.33	15.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	249	1.65	3.98	30.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	107	1.12	1.35	10.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	137	1.47	2.66	20.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	98	1.02	3.12	30.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	_		_
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	121	3.05	6.08	40.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.50	0.71	1.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	55	1.42	2.10	11.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	71	1.83	3.91	30.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	4	0.75	1.19	2.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	14	0.78	0.96	3.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	_	-	-
71	自動式車両洗浄施設	28	0.85	1.35	5.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	261	0.75	2.73	30.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	38	0.24	0.45	2.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	38	0.32	0.54	2.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	36	1.91	4.38	25.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	6	0.25	0.42	1.00	0.00
72	し尿処理施設	1,505	0.74	1.86	46.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,544	0.74	0.83	18.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1,344	0.27	1.32	5.00	0.00
81	指定地域特定施設(U尿浄化槽201~500人槽)	202	0.83	1.32	7.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	1.44	7.00	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	35	0.54	0.92	4.00	
JZ	附着法のなり指定地域特定施設() () () () () () () () () ()	29	0.54	0.92	1.00	0.00
-						
	合計	7,306	0.85	2.54	60.00	0.00

表5.2(8) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

フェノール類 単位:mg/

				7	フェノール類	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	17	0.09	0.34	1.40	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	7	0.17	0.37	1.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	48	0.05	0.13	0.50	0.00
3		12	0.09	0.10	1.01	0.00
	水産食料品製造業の用に供する施設	24				
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設		0.00	0.00	0.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	10	0.00	0.00	0.01	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	4	0.35	0.44	0.90	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	84	0.03	0.09	0.50	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	0.06	0.17	0.50	0.00
18				0.17		
	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.00	- 0.04	0.00	0.00
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	65	0.02	0.07	0.50	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	16	0.03	0.12	0.50	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	6	0.08	0.10	0.20	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.00		0.00	0.00
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	90	0.05	0.13	0.50	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	12	0.07	0.14	0.50	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	11	0.00	0.01	0.02	0.00
27	一根機関作業 担果の用に供する施設	64	0.03	0.01	1.00	
						0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.01	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	70	0.02	0.05	0.20	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	6	0.03	0.04	0.10	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	6	0.04	0.05	0.10	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	23	0.03	0.08	0.35	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39		0			_	
	硬化油製造業の用に供する施設 野野教制造業の用に供する差別のまな記			0.00	- 0.00	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	79	0.05	0.14	1.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	78	0.04	0.11	0.50	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	4	0.35	0.70	1.40	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-
JU	叫米ツ老児未り用に供りる武衆老児肥政	U	-	-	-	-

フェノール類 単位:mg/

					フェノール類	里1⊻∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
51	石油精製業の用に供する施設	26	0.05	0.11	0.50	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	16	0.03	0.12	0.50	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	38	0.01	0.03	0.10	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	16	0.02	0.03	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	26	0.10	0.20	0.50	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	24	0.02	0.03	0.10	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	54	0.01	0.02	0.10	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	25	0.03	0.10	0.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	229	0.02	0.08	0.50	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	14	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	7	0.03	0.08	0.20	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	102	0.00	0.01	0.10	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	469	0.05	0.32	6.32	0.00
66	電気めっき施設	144	0.01	0.06	0.70	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	48	0.17	0.87	6.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	11	0.45	1.51	5.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	16	0.04	0.13	0.50	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	_	_	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	15	0.05	0.13	0.50	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	34	0.08	0.16	0.50	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	7	0.03	0.05	0.10	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.25	0.35	0.50	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	0	-	_	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	_	-	-
71	自動式車両洗浄施設	8	0.02	0.04	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	313	0.06	0.19	2.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	48	0.03	0.10	0.50	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	46	0.05	0.17	1.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	22	0.18	0.28	1.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
72	し尿処理施設	607	0.03	0.11	1.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,818	0.03	0.11	0.50	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	71	0.02	0.08	0.90	0.00
81	指定地域特定施設(U尿浄化槽201~500人槽)	75	0.02	0.11	0.90	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	0.00	0.01	0.10	0.00
-	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	-	0.00	0.00	0.04	0.00
92		8	0.00	0.00	0.01	0.00
-	特定施設不明	23	0.01	0.03	0.10	0.00
	合計	5,204	0.03	0.18	6.32	0.00

表5.2(9) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

銅 単位:mg/

						銅	単位:mg/
1-2		代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
2	1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	47	0.03	0.04	0.18	0.00
3	1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
3	2		49	0.01	0.03	0.20	0.00
4 野窓又は果来を原料とする好容食料の関連等の用に供する施設 9 0.00 0.01 0.03 0.00 6 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.	3		12	0.00	0.00	0.01	0.00
5 みそ、しょう油、食用す?」解等の製造業の用に供する施設 9 0.00 <							
6							
7 砂糖製造業の用に供する施設							
8							
9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する施設 85 0.02 0.09 0.80 0.00 11 動物系動性と対象機関の用に供する施設 2 0.15 0.21 0.30 0.00 12 動物系動性又は有機関の野に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 12 動植物油酸温素の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 13 イースト製工業の機関に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 13 イースト製工業の機関に供する施設 3 0.00 0.01 0.01 0.00 0.00 15 0.01 0.00 0.00	-				-		
10 飲料製造業の用に供する施設				0.00	0.00	0.00	0.00
### 動物系銅料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0				-	-	-	-
12 動態物態配数追案の用に供する施設	_						
13							
14	12	動植物油脂製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
15 水と強型又は水あめの製造業の用に供する施設	13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
17	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
17	16		3	0.00	0.00	0.00	0.00
18	17			0.00	0.01	0.02	
18-2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.00 1.00 1.					-		
18-3 たばこ製造業の用に供する施設					0.03		
19	_						
20 洗毛葉の用に供する施設							
21・1 化学繊維製造業の用に供する施設 19 0.01 0.03 0.10 0.00 21・2 一般製材業以は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー 0					0.27		
21-2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー 0					-		
21-3 合板製造業の用に供する施設							
1							
22	_				0.01		
23	21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
24 化学肥料製造業の用に供する施設 12 0.00 0.01 0.02 0.00 25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 3 0.07 0.11 0.20 0.00 26 無機顔料製造業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.10 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 98 0.04 0.11 0.94 0.00 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 7 0.05 0.08 0.20 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 5 0.00 0.01 0.02 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.00 - 0.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.00 - 0.00 0.00 32 有機飼料又は合成染料の製造業の用に供する施設 1 0.00 - 0.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 61 0.02 0.04 0.24 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 61 0.02 0.04 0.24 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 9 0.01 0.02 0.00 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 9 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	84	0.02	0.06	0.31	0.00
25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 3 0.07 0.11 0.20 0.00 26 無機顔料製造業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.10 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 98 0.04 0.11 0.94 0.00 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 7 0.05 0.08 0.20 0.00 30 元サタール製品製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 1 0.00 - 0.00 0.00 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 12 0.17 0.27 0.85 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 61 0.02 0.04 0.24 0.00 36 合成活剤製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 9 0	23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	13	0.06	0.11	0.40	0.00
26 無機顔料製造業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.10 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 98 0.04 0.11 0.94 0.00 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 7 0.05 0.08 0.20 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.01 0.02 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.00 - 0.00 0.00 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 12 0.17 0.27 0.85 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 61 0.02 0.04 0.24 0.00 36 合成式力製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 9 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0	24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.00	0.01	0.02	0.00
26 無機顔料製造業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.10 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 98 0.04 0.11 0.94 0.00 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 7 0.05 0.08 0.20 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.01 0.02 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.00 - 0.00 0.00 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 12 0.17 0.27 0.85 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 61 0.02 0.04 0.24 0.00 36 合成式力製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 9 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0	25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0.07	0.11	0.20	0.00
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 98 0.04 0.11 0.94 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 7 0.05 0.08 0.20 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.00 - 0.00 0.00 0.00 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 12 0.17 0.27 0.85 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 12 0.17 0.27 0.85 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 35 有機近人薬器制造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 36 合成光剤製造業の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 9 0			19	0.01	0.02	0.10	0.00
カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 7 0.05 0.08 0.20 0.00 0.00 0.01 0.01 0.02 0.00 0			98	0.04	0.11		
コールタール製品製造業の用に供する施設 1							
発酵工業の用に供する施設 1 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00							
31							
32 有機額料又は合成染料の製造業の用に供する施設 12 0.17 0.27 0.85 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 61 0.02 0.04 0.24 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 9 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 -							
33 合成樹脂製造業の用に供する施設 61 0.02 0.04 0.24 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - - - - - -							
34 合成ゴム製造業の用に供する施設 8 0.04 0.07 0.20 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 0 - - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.06 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - - 45 木材化学工業製品製造業の用に供する施設 0 - - - - - - -							
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 4 0.00 0.00 0.00 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - <td>33</td> <td></td> <td>61</td> <td>0.02</td> <td>0.04</td> <td>0.24</td> <td>0.00</td>	33		61	0.02	0.04	0.24	0.00
36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.00 0.00 0.00 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 19 0.01 0.02 0.08 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - - - - - -	34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.04	0.07	0.20	0.00
その他の石油化学工業の用に供する施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
38 石けん製造業の用に供する施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
38 石けん製造業の用に供する施設 0	37	その他の石油化学工業の用に供する施設	19	0.01	0.02	0.08	0.00
39 硬化油製造業の用に供する施設 0	38		0	-	-	-	-
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.06 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	39		0	-	-	-	-
41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.06 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0				0.00	0.00	0.00	0.00
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 4 0.00 0.00 0.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 66 0.03 0.06 0.30 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 71 0.03 0.07 0.39 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.01 0.02 0.05 0.00 49 農薬製造業の用に供する混合施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00							
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 4 0.00 0.00 0.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 66 0.03 0.06 0.30 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 71 0.03 0.07 0.39 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.01 0.02 0.05 0.00 49 農薬製造業の用に供する混合施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00				- 0.04	- 0.00	-	-
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 66 0.03 0.06 0.30 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 71 0.03 0.07 0.39 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.01 0.02 0.05 0.00 49 農薬製造業の用に供する混合施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00				- 0.00	- 0.00	0.00	- 0.00
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0					0.00		
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 66 0.03 0.06 0.30 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 71 0.03 0.07 0.39 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.01 0.02 0.05 0.00 49 農薬製造業の用に供する混合施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00					-		
47 医薬品製造業の用に供する施設 71 0.03 0.07 0.39 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.01 0.02 0.05 0.00 49 農薬製造業の用に供する混合施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00							
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.01 0.02 0.05 0.00 49 農薬製造業の用に供する混合施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00		その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設					
49 農薬製造業の用に供する混合施設 2 0.00 0.00 0.00 0.00	47	医薬品製造業の用に供する施設	71	0.03	0.07	0.39	0.00
MONTH OF THE PARTY	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	8	0.01	0.02	0.05	0.00
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 0	49	農薬製造業の用に供する混合施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
	50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

銅 単位:mg/

						単位∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	10	0.00	0.00	0.01	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	18	0.01	0.02	0.07	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	57	0.02	0.03	0.14	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	18	0.01	0.03	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	29	0.03	0.05	0.20	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	35	0.02	0.03	0.13	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	66	0.04	0.25	2.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	45	0.07	0.14	0.70	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	303	0.04	0.11	1.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	16	0.00	0.00	0.01	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	126	0.00	0.02	0.20	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	777	0.10	0.27	3.00	0.00
66	電気めっき施設	496	0.24	0.41	3.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	66	0.03	0.07	0.30	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	5	0.01	0.02	0.05	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	11	0.08	0.27	0.90	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	18	0.01	0.01	0.05	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0		_		_
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	22	0.01	0.02	0.10	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	22	0.03	0.05	0.20	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	_	-	-
71	自動式車両洗浄施設	11	0.03	0.04	0.10	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	361	0.03	0.08	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	48	0.02	0.05	0.30	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	51	0.08	0.19	1.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	36	0.10	0.13	1.30	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	7	0.01	0.02	0.06	0.00
72	し尿処理施設	664	0.02	0.10	2.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,834	0.02	0.10	0.80	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	87	0.01	0.04	0.40	0.00
81	指定地域特定施設(U尿浄化槽201~500人槽)	89	0.03	0.07	0.40	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	0.01	0.01	0.07	0.00
-	湖沼法みなし指定地域特定施設(内院)	-	0.00	0.04	0.04	0.00
92		9	0.00	0.01	0.01	0.00
-	特定施設不明 <u>◆</u>	26	0.02	0.04	0.20	0.00
	合計	6,244	0.05	0.18	3.00	0.00

表5.2(10) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

亜鉛 単位:mg/

株理機能 km km km km km km km k
1-2 新産産業又はサービス業の用に供する施設
2
3 水産食料品製造業の用に供する施設
大産食料品製造業の用に供する施設
野菜又は果実を原料とする保存資料品製造業の用に供する施設 9 0.03 0.02 0.06 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
5 みそ、しょう施、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 9 0.03 0.02 0.06 0.05 6 小麦科製造業の用に供する洗浄施設 0 - </td
6 小麦粉製造業の用に供する施設 4 0.06 0.10 0.20 0.00 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 1 0.20 0.00 0.0
7 砂糖製造業の用に供する施設 8 バン・菓子の製造業又は収割の経過の用に供する組製あんの次製権 9 0
1
9 米薬製造業又はこり製造業の用に供する施設 88 0.03 0.04 0.20 0.00 11 動物系列料工は再便理料の製造業の用に供する施設 2 0.10 0.14 0.20 0.00 12 動植物油脂製造業の用に供する施設 2 0.10 0.14 0.20 0.00 13 1 1 7 人 東海原の用に供する施設 2 0.10 0.14 0.20 0.00 13 1 7 人 下 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表
10 飲料製造業の用に供する施設 2 0.10 0.14 0.20 0.05 111 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 4 0.04 0.05 0.11 0.05 13 イースト製造業の用に供する施設 4 0.04 0.05 0.11 0.05 0.10 0.10
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設
12 動植物油脂製造業の用に供する施設
13
14
15 気どき糖又は水あめの製造業の用に供する施設
16
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯素施設
18
18
18-2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設
18-3
19
20 洗毛業の用に供する施設
21
21-2
21-3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21-4 パーティクルボード製造業の用に供する施設
22 木材薬品処理業の用に供する施設 2 0.59 0.73 1.10 0.07 23 パルブ 紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 90 0.04 0.11 0.80 0.00 23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 12 0.02 0.03 0.09 0.00 24 化学肥料製造業の用に供する施設 13 0.05 0.11 0.33 0.00 25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 2 0.02 0.01 0.03 0.01 26 無機顔料製造業の用に供する施設 22 0.21 0.46 2.00 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 101 0.12 0.24 1.30 0.00 28 カーパイド法アセテレン誘導品製造業の用に供する施設 8 0.02 0.04 0.12 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.17 0.24 0.34 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.02 0.04 0.09 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 5 0.02 0.04 0.09 0.00 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 9 0.04 0.08 0.24 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 9 0.04 0.08 0.24 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00
23
23-2 新聞業 出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設
24 化学肥料製造業の用に供する施設
次銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 2
26 無機顔料製造業の用に供する施設 22 0.21 0.46 2.00 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 101 0.12 0.24 1.30 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 8 0.02 0.04 0.12 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.17 0.24 0.34 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.02 0.04 0.09 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.07 - 0.07 0.07 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 9 0.04 0.08 0.24 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 9 0.04 0.08 0.24 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 2 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 2 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 39 硬化油製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 101 0.12 0.24 1.30 0.00 0
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 101 0.12 0.24 1.30 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 8 0.02 0.04 0.12 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.17 0.24 0.34 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.02 0.04 0.09 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.07 - 0.07 0.07 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 9 0.04 0.08 0.24 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 62 0.15 0.42 3.10 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.05 0.03 0.08 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - -
29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.17 0.24 0.34 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.02 0.04 0.09 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.07 - 0.07 0.07 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 9 0.04 0.08 0.24 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 62 0.15 0.42 3.10 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0
29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.17 0.24 0.34 0.00 30 発酵工業の用に供する施設 5 0.02 0.04 0.09 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.07 - 0.07 0.07 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 9 0.04 0.08 0.24 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 62 0.15 0.42 3.10 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0
発酵工業の用に供する施設 1
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.07 - 0.07 0.
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 9 0.04 0.08 0.24 0.00 0.33 合成樹脂製造業の用に供する施設 62 0.15 0.42 3.10 0.00 0.34 合成ゴム製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 0.35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 0.36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.05 0.03 0.08 0.00 0.37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 0.38 石けん製造業の用に供する施設 0
33 合成樹脂製造業の用に供する施設 62 0.15 0.42 3.10 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.05 0.03 0.08 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 0 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - -
34 合成ゴム製造業の用に供する施設 9 0.26 0.37 1.00 0.00 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.05 0.03 0.08 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 0 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - -
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.03 0.04 0.10 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.05 0.03 0.08 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 0 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - -
36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.05 0.03 0.08 0.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 0 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - -
37 その他の石油化学工業の用に供する施設 27 0.11 0.20 0.70 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 0 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - -
38 石けん製造業の用に供する施設 0
39 硬化油製造業の用に供する施設 0
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 2 0.01 0.01 0.02 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - -
41 香料製造業の用に供する施設 3 0.04 0.05 0.10 0.00 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - -
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0
つまふいがでなに木ツバルにバッッふパの打造以 0 0.00 0.00 0.00 0.00
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - -
THIS I LEAD TO THE TO THE TO THE TOTAL TO TH
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 81 0.09 0.15 1.00 0.00
47 医薬品製造業の用に供する施設 73 0.05 0.07 0.31 0.00
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.05 0.05 0.15 0.00
49 農薬製造業の用に供する混合施設 4 0.03 0.06 0.06

亜鉛 単位:mg/

	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##					単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
51	石油精製業の用に供する施設	14	0.07	0.09	0.30	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	30	0.08	0.10	0.40	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	1	0.08	-	0.08	0.08
52	皮革製造業の用に供する施設	2	0.02	0.01	0.03	0.01
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	68	0.09	0.18	1.10	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	20	0.05	0.13	0.60	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	32	0.05	0.10	0.50	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.05	-	0.05	0.05
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.03	0.04	0.07	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	52	0.27	0.55	3.30	0.00
59	砕石業の用に供する施設	2	0.02	0.01	0.02	0.01
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	77	0.07	0.11	0.80	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	48	0.10	0.15	0.81	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	356	0.19	0.46	5.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	16	0.01	0.02	0.09	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	129	0.01	0.03	0.20	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	976	0.24	0.97	27.00	0.00
66	電気めっき施設	512	0.64	1.21	13.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	65	0.21	1.30	10.50	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	7	0.02	0.03	0.06	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	17	0.01	0.03	0.10	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0		-	_	
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	23	0.08	0.14	0.43	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	23	0.07	0.08	0.30	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.01	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	0.01	-
71	自動式車両洗浄施設	13	0.08	0.12	0.40	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	370	0.06	0.12	1.00	0.00
71-3	(48	0.03	0.13	0.20	0.00
71-4	一般廃棄物処理施設である焼却施設	51	0.03	0.04	1.40	0.00
71-5	産業廃棄物処理施設 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	43	0.12	0.23	1.30	
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンによる元/尹旭設 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	7	0.21	0.33	0.20	0.00
72	し尿処理施設					
73	下水道終末処理施設	676	0.04	0.11	2.00	0.00
73 74		1,853	0.04	0.12	4.90	0.00
	特定事業場から排出される水の処理施設	92	0.15	0.41	3.02	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	90	0.03	0.05	0.29	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	9	0.01	0.02	0.04	0.00
-	特定施設不明	28	0.09	0.28	1.50	0.00
	合計	6,692	0.14	0.57	27.00	0.00

表5.2(11) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

溶解性鉄 単位:mg/

	(A) 事 杜 宁 妆 t D	= 3K 1B %F	T. 15/#	1年2年75子	冷胜性 日本 生	
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	44	0.26	0.53	2.70	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	49	0.09	0.25	1.69	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	12	0.01	0.02	0.06	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	26	0.03	0.08	0.30	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	10	0.37	0.82	2.69	0.01
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	4	0.11	0.14	0.30	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	3	0.00	0.00	0.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	_	-	-	_
10	飲料製造業の用に供する施設	87	0.13	0.28	1.80	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	3	0.10	0.10	0.20	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	5	0.15	0.22	0.49	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	3	0.46	0.43	0.86	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	2	0.15	0.10	0.30	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
17	回のが規模に乗り用に供する場点施設 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	0.00	0.00	0.83	0.00
18	立腐又は急豆の製造業の用に供する海魚施設 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.09	-	0.03	0.00
18-2	1 ノスタントコーと一製造業の用に供する抽出施設	5	0.18	0.02	0.18	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	57	0.23	0.43	2.69	0.00
20	洗毛業の用に供する施設 (4.25 を) (4.25 を	1	0.00	-	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	17	0.11	0.24	1.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2	0.04	0.05	0.07	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	84	0.10	0.18	1.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	14	0.04	0.05	0.14	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	12	0.03	0.04	0.11	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	3	0.11	0.17	0.30	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	21	0.12	0.22	1.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	98	0.24	0.95	9.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	7	0.03	0.04	0.10	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	2	0.11	0.16	0.22	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	5	0.00	0.01	0.02	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	9	0.07	0.21	0.64	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	62	0.16	0.31	1.70	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	8	0.14	0.19	0.50	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	5	0.22	0.19	0.50	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	0.19	0.22	0.44	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	21	0.04	0.06	0.20	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	2	0.08	0.11	0.16	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.02	0.05	0.09	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	72	0.12	0.20	1.10	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	72	0.13	0.25	1.40	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	5	0.11	0.17	0.40	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-
00	四木い衣足未り用に広する叫米衣足肥政	U	-		-	-

溶解性鉄 単位:mg/

					溶解性鉄	里1⊻∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	13	0.08	0.13	0.40	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	14	0.10	0.15	0.50	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	1	0.04	-	0.04	0.04
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	48	0.08	0.20	1.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	18	0.11	0.24	1.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	30	0.21	0.53	2.53	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.06	-	0.06	0.06
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.03	0.04	0.08	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	41	0.15	0.28	1.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	85	0.17	0.32	2.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	37	0.11	0.19	1.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	330	0.14	0.28	3.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0		-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.05	0.13	0.49	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	3	0.03	0.05	0.08	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	149	0.07	0.20	1.40	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	851	0.22	0.74	10.00	0.00
66	電気めっき施設	302	0.28	0.88	10.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	56	0.24	0.73	5.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	6	0.14	0.22	0.56	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	10	0.00	0.01	0.04	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	17	0.10	0.15	0.50	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	16	0.90	2.62	10.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	17	0.20	0.38	1.40	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	5	0.06	0.13	0.30	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	11	0.29	0.83	2.80	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	347	0.17	0.61	10.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	49	0.16	0.39	2.50	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	47	0.34	0.92	5.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	37	0.71	1.81	10.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	7	0.07	0.08	0.20	0.00
72	し尿処理施設	650	0.08	0.32	7.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,827	0.04	0.32	2.60	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	81	0.11	0.11	1.75	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	77	0.04	0.06	0.23	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	10	0.08	0.21	0.68	0.00
-	特定施設不明	25	0.08	0.21	0.50	0.00
_	合計	6,109	0.04	0.11	10.00	0.00
		0,109	0.13	0.50	10.00	0.00

表5.2(12) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

溶解性マンガン 単位:mg/

代表特定施設 事業場数 平均値 標準偏差 最大値 1.10 4.70 1-2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設 3 0.00 0.00 0.00 0.00 2 畜産食料品製造業の用に供する施設 48 0.03 0.15 1.00 3 水産食料品製造業の用に供する施設 11 0.01 0.02 0.05 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 25 0.09 0.44 2.20 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.04 0.03 0.07 6 小麦粉製造業の用に供する施設 10 0.04 0.03 0.07 6 小麦粉製造業の用に供する施設 4 0.04 0.04 0.03 0.07 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	最小値0.000.000.000.000.00-0.000.00-0.000.000.000.000.000.000.000.000.00
1-2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設 3 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.05	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 - 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00
2 畜産食料品製造業の用に供する施設 48 0.03 0.15 1.00 3 水産食料品製造業の用に供する施設 11 0.01 0.02 0.05 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 25 0.09 0.44 2.20 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.04 0.03 0.07 6 小麦粉製造業の用に供する施設 0	0.00 0.00 0.00 0.00 - 0.00 0.00 - 0.00 0.00 0.00
3 水産食料品製造業の用に供する施設	0.00 0.00 0.00 - 0.00 0.00 - 0.00 0.00
3 水産食料品製造業の用に供する施設 11 0.01 0.02 0.05 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 25 0.09 0.44 2.20 5 みそ、しょう油、食用アミ/酸等の製造業の用に供する施設 10 0.04 0.03 0.07 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 0	0.00 0.00 - 0.00 0.00 - 0.00 0.00 0.00
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 25 0.09 0.44 2.20 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.04 0.03 0.07 0.07 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	0.00 0.00 - 0.00 0.00 - 0.00 0.00 0.00
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.04 0.03 0.07 0.07 0.05 0.07 0.05 0.07 0.05 0.07 0.05 0.07 0.05 0.07 0.05 0.07 0.05 0.07 0.05 0.07 0.05 0.07 0.08 0.07 0.07 0.08 0.07 0.07 0.00 0.00	0.00 - 0.00 0.00 - 0.00 0.00 0.00 - 0.00
小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	- 0.00 0.00 - 0.00 0.00 0.00
7 砂糖製造業の用に供する施設 4 0.04 0.04 0.10 8 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 3 0.00 0.00 0.00 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 0 - - - - 10 飲料製造業の用に供する施設 84 0.04 0.14 1.00 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 3 1.23 2.05 3.60 12 動植物油脂製造業の用に供する施設 5 0.22 0.27 0.65 13 イースト製造業の用に供する施設 0 - - - 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 3 0.08 0.09 0.17 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する湯煮施設 2 0.00 0.00 0.00 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.01 0.02 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	0.00 0.00 - 0.00 0.00 0.00 - 0.00
8 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 3 0.00 0.00 0.00 0.00 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 0	0.00 - 0.00 0.00 0.00 - 0.00
9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 0 - - 10 飲料製造業の用に供する施設 84 0.04 0.14 1.00 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 3 1.23 2.05 3.60 12 動植物油脂製造業の用に供する施設 5 0.22 0.27 0.65 13 イースト製造業の用に供する施設 0 - - 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 3 0.08 0.09 0.17 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00 0.00 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.00 0.00 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	- 0.00 0.00 0.00 - 0.00
10 飲料製造業の用に供する施設 84 0.04 0.14 1.00 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 3 1.23 2.05 3.60 12 動植物油脂製造業の用に供する施設 5 0.22 0.27 0.65 13 イースト製造業の用に供する施設 0 - - - - 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 3 0.08 0.09 0.17 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00 0.00 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.00 0.00 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	0.00 0.00 - 0.00
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 3 1.23 2.05 3.60 12 動植物油脂製造業の用に供する施設 5 0.22 0.27 0.65 13 イースト製造業の用に供する施設 0 - - - - 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 3 0.08 0.09 0.17 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00 0.00 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.00 0.00 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44 - 0.44	0.00 0.00 - 0.00
12 動植物油脂製造業の用に供する施設 5 0.22 0.27 0.65 13 イースト製造業の用に供する施設 0 - - - 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 3 0.08 0.09 0.17 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00 0.00 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.00 0.00 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	0.00 - 0.00
13 イースト製造業の用に供する施設 0 - - 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 3 0.08 0.09 0.17 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00 0.00 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.00 0.00 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	0.00
14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 3 0.08 0.09 0.17 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00 0.00 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.00 0.00 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	0.00
15ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設20.000.0016めん類製造業の用に供する湯煮施設30.000.0017豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設90.000.0118インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設10.44-	
16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.00 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	0.00
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 9 0.00 0.01 0.02 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	0.00
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.44 - 0.44	0.00
	0.44
18-2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 5 0.00 0.01 0.02	0.00
18-3 たばこ製造業の用に供する施設 2 0.00 0.00	0.00
	0.00
	0.00
IN CONTROL OF CHARACTER CONTROL OF CONTROL OF CHARACTER CONTROL OF CONTROL OF CHARACTER CONTROL OF CONTROL O	
21 化学繊維製造業の用に供する施設 17 0.03 0.06 0.20	0.00
21-2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー 0 - - -	-
21-3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 2 0.03 0.01 0.03	0.02
21-4 パーティクルボード製造業の用に供する施設	0.00
22 木材薬品処理業の用に供する施設 1 0.10 - 0.10	0.10
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 84 0.10 0.17 1.00	0.00
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 10 0.01 0.02 0.05	0.00
24 化学肥料製造業の用に供する施設 12 0.05 0.13 0.46	0.00
25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 2 0.01 0.02	0.00
26 無機顔料製造業の用に供する施設 20 0.69 1.12 4.30	0.00
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 86 0.33 1.13 9.00	0.00
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 7 0.03 0.04 0.10	0.00
29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.04 0.05 0.07	0.00
30	0.00
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設	0.00
	0.00
13 MANATONICAL TO ACCURATION OF STREET	0.00
HIM MAINTENANCE OF THE PARTY OF	
34 合成ゴム製造業の用に供する施設 8 0.04 0.05 0.10 25 本機ゴム英田製作業の用に供する施設 5 0.44 0.05 1.40	0.00
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.44 0.61 1.40	0.00
36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.02 0.05	0.00
37 その他の石油化学工業の用に供する施設 19 0.02 0.03 0.10	0.00
38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - -	-
39 硬化油製造業の用に供する施設 0	-
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 2 0.01 0.01 0.01	0.00
41 香料製造業の用に供する施設 2 0.01 0.01 0.01	0.00
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	-
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 4 0.00 0.00 0.00	0.00
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - -	-
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - -	_
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 68 0.07 0.17 1.00	0.00
Control of Experience Service Control of Con	
47 医薬品製造業の用に供する施設 69 0.08 0.18 1.00	0.00
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 6 0.11 0.40	0.00
49 農薬製造業の用に供する混合施設 2 0.00 0.00	0.00
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	-

溶解性マンガン 単位:mg/

					性マンガン	平12 · IIIg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	11	0.03	0.05	0.14	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	13	0.05	0.11	0.36	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	41	0.04	0.16	1.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	17	0.02	0.04	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	30	0.14	0.30	1.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	39	0.13	0.29	1.45	0.00
59	砕石業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	65	0.09	0.19	1.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	35	0.11	0.31	1.50	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	274	0.12	0.35	3.20	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.23	0.67	2.60	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	152	0.19	0.56	4.70	0.00
65	放送には、工業用が追加数とは自然用工業用が追びが小地級	584	0.13	0.59	10.00	0.00
66	取入はアルカリによる衣面処理心設 電気めっき施設	190	0.08	0.39	2.07	0.00
66-2	電気のうさ心設 旅館業の用に供する施設	56	0.00	0.99	6.90	0.00
66-3		5	0.02	0.99	0.10	0.00
66-4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	10	0.02	0.04	0.10	0.00
	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	-				
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	18	0.06	0.13	0.50	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	- 0.07	- 0.07	- 4.00	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設 □ 表現像器の用に供する洗浄施設	17	0.27	0.97	4.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	16	0.07	0.11	0.40	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	5	0.03	0.07	0.16	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	8	0.03	0.05	0.11	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	345	0.09	0.44	5.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	48	0.08	0.17	1.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	49	0.24	0.73	5.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	25	0.31	0.83	4.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	8	0.05	0.07	0.20	0.00
72	し尿処理施設	627	0.13	0.56	7.60	0.00
73	下水道終末処理施設	1,831	0.03	0.10	2.30	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	75	0.07	0.19	1.12	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	74	0.02	0.07	0.58	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	9	0.00	0.01	0.03	0.00
-	特定施設不明	23	0.01	0.03	0.10	0.00
	合計	5,550	0.10	0.42	10.00	0.00

表5.2(13) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

クロム 単位:mg/

代表特定施設事業場数平均値標準偏1鉱業又は水洗炭業の用に供する施設160.010.01-2畜産農業又はサービス業の用に供する施設30.000.02畜産食料品製造業の用に供する施設500.010.03水産食料品製造業の用に供する施設110.000.04野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設260.000.05みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設100.010.06小麦粉製造業の用に供する洗浄施設07砂糖製造業の用に供する施設40.050.08パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽30.000.09米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機0	1 0.03 0 0.00 3 0.20 1 0.04 0 0.02 1 0.04 - 0 0.20 0 0.20	最小值 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 - 0.00 0.00
1-2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設 3 0.00 0.0 2 畜産食料品製造業の用に供する施設 50 0.01 0.0 3 水産食料品製造業の用に供する施設 11 0.00 0.0 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 26 0.00 0.0 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.01 0.0 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 0 - - 7 砂糖製造業の用に供する施設 4 0.05 0.0 8 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 3 0.00 0.0	0 0.00 3 0.20 1 0.04 0 0.02 1 0.04 - 0 0.20 0 0.20 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 -
2 畜産食料品製造業の用に供する施設 50 0.01 0.0 3 水産食料品製造業の用に供する施設 11 0.00 0.0 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 26 0.00 0.0 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.01 0.0 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 0 - - 7 砂糖製造業の用に供する施設 4 0.05 0. 8 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 3 0.00 0.0	3 0.20 1 0.04 0 0.02 1 0.04 - 0 0.20 0 0.20 	0.00 0.00 0.00 0.00 - 0.00
3 水産食料品製造業の用に供する施設	1 0.04 0 0.02 1 0.04 - 0 0.20 0 0.00	0.00 0.00 0.00 - 0.00
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 26 0.00 0.0 0.0 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.01 0.0 0.0 0.0 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 0 砂糖製造業の用に供する施設 4 0.05 0.0 0.0 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 3 0.00 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0.02 1 0.04 - 0 0.20 0 0.00	0.00 0.00 - 0.00
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.01 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	1 0.04 - 0 0.20 0 0.00	0.00 - 0.00
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設 10 0.01 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0.20 0 0.00 -	0.00
6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 0 砂糖製造業の用に供する施設 4 0.05 0.8 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 3 0.00 0.0	0 0.20 0 0.00 -	0.00
7 砂糖製造業の用に供する施設 4 0.05 0.0 8 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 3 0.00 0.0	0.00	-
8 パン·菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 3 0.00 0.0	0.00	-
	-	0.00
↑	3 0.20	-
10 飲料製造業の用に供する施設 86 0.01 0.0		0.00
11		0.00
		0.00
	2 0.05	0.00
10 「人」表記来の用に戻する他故		
14		0.00
15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 2 0.00 0.0		0.00
16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 3 0.00 0.0		0.00
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 8 0.01 0.0		0.00
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 1 0.00 -	0.00	0.00
18-2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 6 0.00 0.0	1 0.02	0.00
18-3 たばこ製造業の用に供する施設 2 0.00 0.0	0.00	0.00
19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設 74 0.03 0.0	6 0.35	0.00
20 洗毛業の用に供する施設 1 0.00 -	0.00	0.00
21 化学繊維製造業の用に供する施設 17 0.00 0.0	1 0.04	0.00
21-2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー 0	-	-
21-3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 2 0.01 0.0	1 0.01	0.00
21-4 パーティクルボード製造業の用に供する施設 1 0.00 -	0.00	0.00
22 木材薬品処理業の用に供する施設 1 0.00 -	0.00	0.00
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 84 0.01 0.0		0.00
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 15 0.04 0.00		0.00
24 化学肥料製造業の用に供する施設		0.00
103 104 1000 001000		0.00
13 SAN TANK TO SAN TO S		0.00
TO TO THE WORLD SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SE		0.00
28		0.00
29 コールタール製品製造業の用に供する施設 2 0.01 0.0		0.00
30 発酵工業の用に供する施設 5 0.00 0.0		0.00
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.00 -	0.00	-
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 9 0.01 0.0		
33 合成樹脂製造業の用に供する施設 59 0.01 0.0	2 0.10	0.00
34 合成ゴム製造業の用に供する施設 8 0.04 0.0	7 0.20	0.00
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 4 0.08 0.4	5 0.30	0.00
36 合成洗剤製造業の用に供する施設 4 0.00 0.0	0.00	0.00
37 その他の石油化学工業の用に供する施設 20 0.01 0.01	2 0.08	0.00
38 石けん製造業の用に供する施設 0	-	-
39 硬化油製造業の用に供する施設 0	-	-
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 2 0.00 0.0	0.00	0.00
41 香料製造業の用に供する施設 3 0.02 0.0	2 0.04	0.00
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	_	-
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 0.00 0.0	0.00	0.00
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 -	- 0.00	-
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 -	_	_
THE STATE OF THE S	4 0.20	0.00
		0.00
47 医薬品製造業の用に供する施設 67 0.01 0.0		0.00
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 7 0.00 0.0		0.00
49	0.00	0.00
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 0	-	-

クロム 単位:mg/

1 日本日本学院 1 日本日本学院院 1 日本日本学院院 1 日本日本学院院 1 日本日本学院院 1 日本日本学院院院 1 日本日本学院院院院院院 1 日本日本学院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院		小主件中共和	= W.10 **		1= >+ /		単位:mg/
51-2 自動専用タイヤ写 1人製品を注意使の用に供する音声的加速施設 1 0.00 0.01 0.02 0.00 0.05 0.03 0.00 0.05 0.00 0.05 0.00 0.05 0.00 0.05 0.00 0.05 0.00 0		代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51-3 医療・衛生用ゴム製品製造業の用に供する方子ックス成形型洗浄施設							
5 日本製造業の用に供する施設					0.01		
3	51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設			-		0.04
50	52			0.24	0.15		0.10
155 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	49	0.01	0.03	0.20	0.00
56 有機質砂かく材製造業の用に供する店会施設 4 0.01 0.01 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.	54		50	0.04	0.07	0.37	0.00
57 人造黒部電極製造業の用に供する成型施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	57	0.02	0.04	0.20	0.00
58	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
9日本学の用に供する施設	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	0.01	0.01	0.01	0.00
60 砂料採取業の用に供する水洗式分別施設	58	窯業原料の精製業の用に供する施設	44	0.02	0.02	0.10	0.00
61 鉄鋼業の用に供する施設 39 0.01 0.02 0.05 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	59		4	0.01	0.02	0.04	0.00
20	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
63-2 全でかん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 1 0.07 - 0.07 0.07 0.07 0.07 0.03	61	鉄鋼業の用に供する施設	72	0.02	0.05	0.30	0.00
63-2 空きびん即売業の用に供する自動式洗びん施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設	39	0.01	0.02	0.10	0.00
63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃力ス洗浄施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	325	0.03	0.08	0.95	0.00
64	63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	0.07	-	0.07	0.07
64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.01	0.01	0.04	0.00
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66 電気かっき施設 566 0.13 0.25 2.00 0.00 66-2 旅館業の用に供する施設 6 0.02 0.04 0.20 0.00 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 6 0.02 0.02 0.05 0.00 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 10 0.00 0.00 0.00 0.00 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 15 0.01 0.03 0.10 0.00 66-6 程式店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	117	0.00	0.02	0.20	0.00
66-2 旅館業の用に供する施設 56 0.02 0.04 0.20 0.00 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 分 分 分 付出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 15 0.01 0.03 0.10 0.00 66-6 そば底、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	774	0.04	0.14	2.00	0.00
66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 6 0.02 0.02 0.05 0.00 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 15 0.01 0.03 0.10 0.00 66-6	66	電気めっき施設	566	0.13	0.25	2.00	0.00
66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 10 0.00 0.00 0.00 0.00 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 15 0.01 0.03 0.10 0.00 66-6 では店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	66-2	旅館業の用に供する施設	56	0.02	0.04	0.20	0.00
66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 15 0.01 0.03 0.10 0.00 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	6	0.02	0.02	0.05	0.00
66-6 そば店、うどん店、すじ店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
66-7 料亭、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 0	66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	15	0.01	0.03	0.10	0.00
おたく業の用に供する洗浄施設 18	66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 2 0.03 0.04 0.05 0.00 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 21 0.03 0.05 0.20 0.00 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 6 0.08 0.20 0.50 0.00 69-2 中央卸売市場に設置される施設 2 0.03 0.04 0.05 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 1 0.00 - 0.00 0.00 70 廃油処理施設 1 0.00 - 0.00 0.00 70 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 0	66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 21 0.03 0.05 0.20 0.00 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 6 0.08 0.20 0.50 0.00 69-2 中央卸売市場に設置される施設 2 0.03 0.04 0.05 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 1 0.00 - 0.00 0.00 70 廃油処理施設 1 0.00 - 0.00 0.00 70 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 9 0.01 0.03 0.10 0.00 71-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 9 0.01 0.03 0.10 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 368 0.02 0.06 1.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 48 0.02 0.04 0.20 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 48 0.02 0.04 0.20 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 38 0.07 0.17 1.00 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 7 0.01 0.02 0.05 0.00 72 し尿処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 73 下水道終未処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 74 指定地域特定施設(切尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.05 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(切尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.05 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(切尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(切尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 95 0.00	67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	18	0.00	0.01	0.04	0.00
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 6 0.08 0.20 0.50 0.00 69-2 中央卸売市場に設置される施設 2 0.03 0.04 0.05 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 1 0.00 - 0.00 0.00 70 廃油処理施設 1 0.00 - 0.00 0.00 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 9 0.01 0.03 0.10 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 368 0.02 0.06 1.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 48 0.02 0.04 0.20 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 48 0.02 0.04 0.20 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 38 0.07 0.17 1.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 7 0.01 0.02 0.05 0.00 71 付ま定事業場から排出される水の処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 71 付ま定事業場から排出される水の処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 71 付ま定事業場から排出される水の処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 71 付ま定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 1.00 1.00 0.00 0.00 0.00 0.00	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
69-2 中央卸売市場に設置される施設	68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	21	0.03	0.05	0.20	0.00
69-3 地方卸売市場に設置される施設 1 0.00 - 0.00 0.00 70 廃油処理施設 1 0.00 - 0.00 0.00 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 0	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	6	0.08	0.20	0.50	0.00
70 廃油処理施設	69-2	中央卸売市場に設置される施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 0	69-3	地方卸売市場に設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71 自動式車両洗浄施設 9 0.01 0.03 0.10 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 368 0.02 0.06 1.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 48 0.02 0.04 0.20 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 48 0.04 0.15 1.00 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 38 0.07 0.17 1.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 7 0.01 0.02 0.05 0.00 72 し尿処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 73 下水道終未処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - - - - - - - - - <td< td=""><td>70</td><td>廃油処理施設</td><td>1</td><td>0.00</td><td>-</td><td>0.00</td><td>0.00</td></td<>	70	廃油処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 368 0.02 0.06 1.00 0.00 1.00 0	70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 368 0.02 0.06 1.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 48 0.02 0.04 0.20 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 48 0.04 0.15 1.00 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 38 0.07 0.17 1.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 7 0.01 0.02 0.05 0.00 72 し尿処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0	71	自動式車両洗浄施設	9	0.01	0.03	0.10	0.00
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 48 0.02 0.04 0.20 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 48 0.04 0.15 1.00 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 38 0.07 0.17 1.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 7 0.01 0.02 0.05 0.00 72 し尿処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 73 下水道終未処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	71-2		368	0.02	0.06	1.00	0.00
71-4 産業廃棄物処理施設 48 0.04 0.15 1.00 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 38 0.07 0.17 1.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 7 0.01 0.02 0.05 0.00 72 し尿処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 73 下水道終未処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	71-3		48	0.02	0.04	0.20	0.00
71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 7 0.01 0.02 0.05 0.00 72 し尿処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 73 下水道終未処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	71-4		48	0.04	0.15	1.00	0.00
72 し尿処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	71-5		38	0.07	0.17	1.00	0.00
72 し尿処理施設 641 0.01 0.09 2.00 0.00 73 下水道終末処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	71-6		7	0.01	0.02	0.05	
73 下水道終末処理施設 1,824 0.01 0.05 1.30 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	72	The state of the s	641	0.01	0.09	2.00	0.00
74 特定事業場から排出される水の処理施設 88 0.02 0.07 0.50 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	73	下水道終末処理施設					
81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 77 0.00 0.02 0.10 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	74						
91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 0.02 0.07 0.36 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)					
92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 9 0.01 0.02 0.05 0.00 - 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)			-	-	
- 特定施設不明 26 0.02 0.07 0.36 0.00	92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)		0.01	0.02	0.05	0.00
	-						

表5.2(14) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

大腸菌群数 単位:千個/m

				大腸	菌群数 単位	⊈∶十個/m
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	12	0.21	0.41	1.07	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	125	23.09	72.71	485.00	0.00
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	330	10.56	45.86	400.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	158	15.36	53.02	383.00	0.00
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	177	8.46	47.44	481.00	0.00
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	57	2.13	7.36	48.50	0.00
6		0	2.13	7.30	40.50	0.00
	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	-	0.00	- 00.04	400.50	0.00
7	砂糖製造業の用に供する施設	24	8.93	28.91	136.50	0.00
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	18	6.84	25.85	110.00	0.00
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	20	0.37	0.55	2.00	0.00
10	飲料製造業の用に供する施設	197	6.55	37.77	410.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	26	2.91	10.33	49.00	0.00
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	12	11.68	28.40	89.50	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	13	1.54	2.50	7.00	0.00
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	5	0.14	0.31	0.70	0.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	42	23.09	79.24	400.00	0.00
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	76	4.81	20.59	140.00	0.00
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	1	0.50	-	0.50	0.50
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	51	8.94	44.07	300.00	0.00
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	4	0.07	0.05	0.11	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	102	11.73	46.35	300.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.00	_	0.00	0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	19	0.06	0.10	0.37	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	8	0.48	0.89	2.60	0.00
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	1	0.00	0.00	0.00	0.00
22	木材薬品処理業の用に供する施設	4	0.45	0.90	1.80	0.00
23		99	7.74	49.25	480.00	0.00
23-2	パルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	23	6.99	25.52	118.00	0.00
24	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	11		14.14	47.00	
	化学肥料製造業の用に供する施設		4.38			0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.02	0.02	0.03	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	12	2.36	7.18	25.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	61	1.05	5.14	39.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	5	26.01	58.13	130.00	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	6	0.20	0.39	1.00	0.00
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	5	0.69	1.05	2.40	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	64	0.84	3.48	25.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	7	0.32	0.42	1.20	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	4	20.03	33.64	70.00	0.02
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	4	0.09	0.13	0.27	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	17	2.01	7.74	32.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	1	0.30	-	0.30	0.30
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	6.90	11.35	20.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	8	0.56	1.08	3.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	4	0.04	0.06	0.14	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0			-	-
45	木材化学工業の用に供するアルフラール蒸りゅう施設	0		_	_	
46		78		22.70	126.00	
	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設		5.29	22.78	126.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	117	3.69	19.51	142.20	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	5	4.71	10.50	23.50	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	4	21.76	43.49	87.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

大腸菌群数 単位:千個/m

	少主性 完 体机	# ** 18 **	ᅲ		国群数 单位	
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	13	3.06	10.80	39.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	32	18.34	74.63	410.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	5	117.86	194.24	451.00	0.02
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	55	15.25	56.50	276.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	27	3.95	12.00	56.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	32	3.73	19.77	112.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.17	-	0.17	0.17
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	4	0.07	0.14	0.28	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	31	11.88	31.94	159.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	5	4.61	8.70	20.00	0.00
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	4	1.00	2.00	4.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	40	10.50	32.67	173.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	31	2.37	9.04	47.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	330	10.09	52.84	600.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	0.56	-	0.56	0.56
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	15	0.02	0.03	0.10	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	5	1.63	3.03	7.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	157	0.59	4.63	57.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	724	6.19	30.25	357.00	0.00
66	電気めっき施設	205	3.70	15.83	140.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1,052	11.11	50.74	500.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	133	9.53	37.98	303.80	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	121	9.39	42.05	260.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	409	9.28	38.67	360.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	145	12.10	33.41	200.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	235	3.38	20.55	272.50	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	79	8.30	40.89	340.00	0.00
69-2	中央卸売市場に設置される施設	7	0.29	0.48	1.30	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	19	17.41	68.60	300.00	0.00
70	廃油処理施設	1	0.00	_	0.00	0.00
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71	自動式車両洗浄施設	34	5.37	15.37	65.60	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	483	6.03	37.31	630.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	52	3.21	15.11	100.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	47	5.29	16.74	93.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	64	16.75	55.62	333.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	5	0.12	0.22	0.50	0.00
72	し尿処理施設	6,909	5.19	32.60	510.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,921	4.27	29.18	450.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	183	14.81	66.09	480.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,360	6.70	38.35	487.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	1,300	0.02	0.04	0.10	0.00
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	203	3.51	17.71	160.00	0.00
-	内間点のなり指定地域特定施設(OM/学10僧) 特定施設不明	62	3.73	13.25	74.48	0.00
-						
	合計	17,281	6.50	36.40	630.00	0.00

表5.2(15) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

総窒素 単位:mg/

1-12						総窒素	単位:mg/
1-12		代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
2	1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	29	7.81	24.53	133.00	0.00
3	1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	112	90.39	132.43	810.00	0.00
3 水産会村高製造業の用に供する施設 159 15.97 17.21 120.00 0.00 0.00 55 みそ、しょう地、資用では、多種の製造業の用に供する施設 179 6.75 8.37 60.00 0.00 0.00 55 みそ、しょう地、資用では、多様の製造業の用に供する施設 77 10.43 11.78 61.00 0.02 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	2	畜産食料品製造業の用に供する施設	311	11.96	14.03	109.00	0.00
### 19 第又と伊楽を原料とする保存会科自製造業の用に供する施設 77 10.43 1.73 60.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.	3		168	15.97	17.21	120.00	0.00
9 分そ、しょう油、食用アミノ酸等の製造量の用に供する施設							
8 小麦粉製油業の用に供する洗浄施設 27 4.26 6.94 31.70 0.00 8 7.9 分類製油業の用に供する洗浄施設 27 4.26 6.94 31.70 0.00 8 7.70 単元の設定業又は整めん薬の用に供する洗光機 11 3.04 2.90 8.90 0.20 0.80 0.20 0.20 0.20 0.20 0.20 0.2							
砂糖製造業の用に供する施設					_		
アン・第子の製造業又は製あん葉の用に供する組製あんの次眼標							
9 米菓製造業又はこうい製造機の用に供する施設 224 5.21 7.29 5.00 0.00 0.00 10 放料製造業の用に供する施設 224 5.21 7.29 5.00 0.00 0.00 11 動物系削料又は有機関型性料の製造業の用に供する施設 22 3.78 3.61 17.60 0.48 12 12 17.35 42.09 150.00 0.56 13 イースト製造業の用に供する施設 12 17.35 42.09 150.00 0.56 15 ぶとう器又は大変の対象をの用に供する施設 11 3.17 4.70 17.00 0.56 15 ぶとう器又は大変の対象をの用に供する施設 11 3.17 4.70 17.00 0.56 15 ぶとう器又は大変の対象をの用に供する施設 11 3.17 4.70 17.00 0.56 15 ぶとう器又は大変の対途業の用に供する施設 11 3.17 4.70 17.00 0.56 15 がよう場が実施の用に供する施設 11 3.17 4.70 17.00 0.56 15 がよう場が実施の用に供する施設 11 3.17 4.70 17.00 0.56 15 かようというというというというというというというというというというというというという	-						
19 飲料整造業の用に供する施設 224 5.21 7.29 50.00 0.00 1.30 11 動物系別科又は存機質肥料の製造業の用に供する施設 22 3.78 3.61 17.60 0.48 13 イースト製造業の用に供する施設 0					-		
11 動物系飼料又は有機響肥料の製造業の用に供する施設 32 3.78 3.61 17.60 0.48 4.70 4.							
12 動植物油脂製造業の用に供する施設	-				-		
13		動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設					
14	12	動植物油脂製造業の用に供する施設	32	3.78	3.61	17.60	0.48
15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	12	17.35	42.09	150.00	0.55
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯素施設	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	11	3.17	4.70	17.00	0.50
17	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	65	4.95	4.36	22.00	0.00
18	17		78	9.81	11.01	65.00	0.00
18-2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設							
18-3 たばこ製造業の用に供する施設 3 3.53 4.39 8.60 0.90 19 が結業又は繊維製品の製造業者しくは加工業の用に供する施設 221 6.57 9.67 105.00 0.00 201 化学繊維製造業の用に供する施設 2 1.55 2.19 3.10 0.00 21 化学繊維製造業の用に供する施設 28 6.31 18.19 97.20 0.00 21-2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する施設 28 6.31 18.19 97.20 0.00 21-2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する施設 8 7.95 1.24 3.430 0.45 21-2 3.430 0.45 21-2 3.430 0.45 21-2 3.430 0.45 21-2 3.430 0.45 3.430 0.45 3.430 3.45 3.430 0.45 3.430 3.45 3.4							
19 紡績業又は繊維製品の製造業者とくは加工業の用に供する施設					_		
20 洗毛業の用に供する施設 2 1.55 2.19 3.10 0.00							
21							
21-2					-		
21-3 合放製造業の用に供する接着機洗浄施設 8 7.95 11.24 34.30 0.45 21-4 バーティクルボード製造業の用に供する施設 2 8.65 4.88 12.10 5.20 22 木材薬品処理薬の用に供する施設 3 2.40 2.43 5.20 0.90 23 バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 171 3.15 4.96 60.00 0.00 23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 24 10.79 11.45 40.00 0.00 24 化学肥料製造業の用に供する施設 23 17.01 32.09 126.00 0.56 25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 2 1.85 1.63 3.00 0.70 26 無機顔料製造業の同に供する施設 28 9.50 12.26 50.00 0.21 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 159 16.55 42.49 365.00 0.00 28 カーバイド法アセテレン誘導品製造業の用に供する施設 14 4.27 4.72 15.50 0.00 29 コールタール製品製造業の開に供する施設 3 7.86 11.05 20.60 0.88 30 発酵工業の用に供する施設 8 14.43 22.21 66.00 0.56 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 11 5.98 7.54 24.00 0.00 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 5.98 7.54 24.00 0.00 33 合成ゴム製造業の開に供する施設 11 5.98 7.54 24.00 0.00 34 合成式和製造業の用に供する施設 10 7.26 8.17 22.20 0.90 35 有機加製造業の用に供する施設 10 7.26 8.17 22.20 0.90 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 10 7.26 8.17 22.20 0.90 37 その他の有他化学工業の用に供する施設 0							
21-4 パーティクルボード製造業の用に供する施設 2 8.65 4.88 12.10 5.20 22 大村薬品処理業の用に供する施設 3 2.40 2.43 5.20 0.96 23 パルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 171 3.15 4.96 60.00 0.00 23-2 新開業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 24 10.79 11.45 40.00 0.00 24 化学肥料製造業の用に供する施設 23 17.01 32.09 126.00 0.56 25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 28 9.50 12.26 50.00 0.21 27 27 28 28 28 9.50 12.26 50.00 0.21 28 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 29							
22		合板製造業の用に供する接着機洗浄施設					0.45
23		パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	8.65			5.20
23-2 新聞業 出版業 印刷業又は製版業の用に供する施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設	3	2.40	2.43	5.20	0.90
24 化学肥料製造業の用に供する施設 23 17.01 32.09 126.00 0.56 25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 2 1.85 1.63 3.00 0.76 26 無機飼料製造業の用に供する施設 28 9.50 12.26 50.00 0.21 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 159 16.55 42.49 365.00 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 4.27 4.72 15.50 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 7.86 11.05 20.60 0.88 30 発酵工業の用に供する施設 8 14.43 22.21 66.00 0.50 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 3.90 - 3.90 3.90 32 有機飼料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 5.98 7.54 24.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 113 4.35 5.18 30.40 0.00 34 合成計解設造業の用に供する施設 11 4.36 25.42 70.00 3.00 35 有機到計算の目に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	171	3.15	4.96	60.00	0.00
25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 2	23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	24	10.79	11.45	40.00	0.00
26 無機顏料製造業の用に供する施設 28 9.50 12.26 50.00 0.21 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 159 16.55 42.49 365.00 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 4.27 4.72 15.50 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 7.86 11.05 20.60 0.88 30 発酵工業の用に供する施設 8 14.43 22.21 66.00 0.50 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 3.90 - 3.90 3.90 32 有機顏料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 5.98 7.54 24.00 0.00 33 合成が上製造業の用に供する施設 113 4.35 5.18 30.40 0.00 34 合成づム製造業の用に供する施設 10 7.26 8.17 22.20 0.90 35 有機近山薬品製造業の用に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3.00 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 44 4.53 6.52 34.50 0.20 38 石けん製造業の用に供する施設 1 1.30 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 1.30 - 1.30 1.30 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 9 3.72 3.06 8.90 0.64 41 香料製造業の用に供する施設 9 3.72 3.06 8.90 0.64 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 9 3.72 3.06 8.90 0.64 42 ゼラチンスはにかわの製造業の用に供する施設 5 3.06 1.84 5.80 1.00 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 3.06 1.84 5.80 1.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 3.06 1.84 5.80 1.00 45 大材化学工業製品製造業の用に供する施設 0	24	化学肥料製造業の用に供する施設	23	17.01	32.09	126.00	0.56
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 159 16.55 42.49 365.00 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 4.27 4.72 15.50 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 7.86 11.05 20.60 0.88 30 発酵工業の用に供する施設 8 14.43 22.21 66.00 0.50 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 3.90 - 3.90	25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	1.85	1.63	3.00	0.70
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 159 16.55 42.49 365.00 0.00 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 4.27 4.72 15.50 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 7.86 11.05 20.60 0.88 30 発酵工業の用に供する施設 8 14.43 22.21 66.00 0.50 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 3.90 - 3.90 3.90 3.90 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 5.98 7.54 24.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 111 4.35 5.18 30.40 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 7.26 8.17 22.20 0.90 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 6.91 4.35 12.00 2.10 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 44 4.53 6.52 34.50 0.20 38 石けん製造業の用に供する施設 44 4.53 6.52 34.50 0.20 38 石けん製造業の用に供する施設 1 1.30	26	無機顔料製造業の用に供する施設	28	9.50	12.26	50.00	0.21
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 4.27 4.72 15.50 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 7.86 11.05 20.60 0.88 30 発酵工業の用に供する施設 8 14.43 22.21 66.00 0.50 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 3.90 - 3.90 3.90 32 有機額料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 5.98 7.54 24.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 113 4.35 5.18 30.40 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 7.26 8.17 22.20 0.90 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 6.91 4.35 12.00 2.10 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 4 4.53 6.52 34.50 0.20 38 石けん製造業の用に供する施設 1 1.30 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 1 1.30 - 1.30 1.30 <tr< td=""><td>27</td><td></td><td>159</td><td>16.55</td><td>42.49</td><td>365.00</td><td>0.00</td></tr<>	27		159	16.55	42.49	365.00	0.00
29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 7.86 11.05 20.60 0.88 30							
30							
31							
32 有機額料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 5.98 7.54 24.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 113 4.35 5.18 30.40 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 7.26 8.17 22.20 0.90 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 6.91 4.35 12.00 2.10 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 0 - - - 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 1.30 - 1.30 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 3 3.40 4.24 8.30 0.90 41 香料製造業の用に供する施設 9 3.72 3.06 8.90 0.64 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する施設 5 3.06 1.84 5.80 1.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
33 合成樹脂製造業の用に供する施設 113 4.35 5.18 30.40 0.00 34 35 6.00 34 35 6.00 35 6.00							
34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 7.26 8.17 22.20 0.90 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 6.91 4.35 12.00 2.10 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 44 4.53 6.52 34.50 0.20 38 石けん製造業の用に供する施設 0							
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 24.36 25.42 70.00 3.00 3.00 3.00 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 6.91 4.35 12.00 2.10 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 44 4.53 6.52 34.50 0.20 38 石けん製造業の用に供する施設 0							
36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 6.91 4.35 12.00 2.10 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 44 4.53 6.52 34.50 0.20 38 石けん製造業の用に供する施設 0							
37 その他の石油化学工業の用に供する施設 44 4.53 6.52 34.50 0.20 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - -	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	7	24.36	25.42	70.00	3.00
38 石けん製造業の用に供する施設 0	36	合成洗剤製造業の用に供する施設	5	6.91	4.35	12.00	2.10
39 硬化油製造業の用に供する施設 1 1.30 - 1.30 1.30 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 3 3.40 4.24 8.30 0.90 41 香料製造業の用に供する施設 9 3.72 3.06 8.90 0.64 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	37	その他の石油化学工業の用に供する施設	44	4.53	6.52	34.50	0.20
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 3 3.40 4.24 8.30 0.90 41 香料製造業の用に供する施設 9 3.72 3.06 8.90 0.64 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
41 香料製造業の用に供する施設 9 3.72 3.06 8.90 0.64 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	39	硬化油製造業の用に供する施設	1	1.30	-	1.30	1.30
41 香料製造業の用に供する施設 9 3.72 3.06 8.90 0.64 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 3.06 1.84 5.80 1.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 140 7.63 14.63 101.00 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 122 6.21 10.69 97.00 0.00	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	3	3.40	4.24	8.30	0.90
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0	41		9	3.72	3.06	8.90	0.64
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 3.06 1.84 5.80 1.00 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 140 7.63 14.63 101.00 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 122 6.21 10.69 97.00 0.00					-	-	-
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0					1 8/	5 80	1 00
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0					1.04		
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 140 7.63 14.63 101.00 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 122 6.21 10.69 97.00 0.00					-		
47 医薬品製造業の用に供する施設 122 6.21 10.69 97.00 0.00							
							0.00
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 11 6.74 8.44 25.20 0.00		医薬品製造業の用に供する施設	122				0.00
	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	11	6.74	8.44	25.20	0.00
49 農薬製造業の用に供する混合施設 5 5.32 2.99 9.00 1.90	49	農薬製造業の用に供する混合施設	5	5.32	2.99	9.00	1.90
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 0	50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

総窒素 単位:mg/

					総至系	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	34	2.57	2.25	8.10	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	47	4.62	4.34	19.70	0.60
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	2	3.27	2.78	5.23	1.30
52	皮革製造業の用に供する施設	5	28.54	21.51	55.70	1.90
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	62	4.16	5.99	34.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	44	3.04	3.08	15.00	0.40
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	37	5.08	15.55	89.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.40	-	0.40	0.40
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	3	1.07	1.01	2.00	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	68	3.83	4.26	26.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	15	1.63	1.05	4.10	0.20
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	10	1.42	1.12	3.50	0.20
61	鉄鋼業の用に供する施設	94	8.43	28.01	260.00	0.05
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	42	5.27	6.14	26.30	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	399	10.49	18.21	264.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	3.13	2.40	5.20	0.50
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	20	7.32	11.93	46.60	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	6	15.18	16.16	45.90	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	147	1.44	1.85	11.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	971	12.10	47.69	1,393.00	0.00
66	電気めっき施設	385	13.88	16.84	120.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	577	11.09	19.26	390.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	110	6.39	4.64	25.00	0.20
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	129	4.75	5.16	50.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	361	8.98	7.47	88.10	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	8.90	-	8.90	8.90
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	163	4.27	4.25	24.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4	4.13	4.36	10.33	0.50
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	187	11.60	6.66	45.00	0.60
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	53	17.19	16.44	87.00	0.90
69-2	中央卸売市場に設置される施設	9	9.40	6.78	19.80	0.00
69-3	地方卸売市場に設置される施設	15	8.69	6.03	20.29	0.90
70	廃油処理施設	3	0.87	0.70	1.60	0.20
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2	10.15	6.86	15.00	5.30
71	自動式車両洗浄施設	38	7.25	7.85	30.00	0.34
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	451	10.21	13.49	120.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	44	10.86	23.96	163.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	53	18.25	39.93	280.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	50	14.41	26.35	150.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	8	4.82	6.50	19.28	0.20
72	し尿処理施設	5,761	11.94	10.06	100.00	0.00
73	下水道終末処理施設	1,916	9.31	7.85	78.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	172	15.04	27.13	204.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1,665	15.94	11.96	128.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	7	10.31	6.08	21.70	3.70
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	235	14.12	12.94	90.00	0.50
-	特定施設不明	59	7.35	6.71	31.00	0.54
	合計	17,111	11.54	21.05	1,393.00	0.00

表5.2(16) 代表特定施設別排水濃度(生活環境項目)

総燐 単位:mg/

1		代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	単1址∶IIIg/ 最小値
### 2月 12 新田東東以はサービス業の用に併する施設 306 2.94 5.58 8.00 0.00 3 水産資料品製産業の用に付する施設 165 3.06 5.45 61.00 0.00 0.00 3 水産資料品製産業の用に供する施設 165 3.06 5.45 61.00 0.00 0.00 5.24 1.05 1.81 8.00 0.00 0.00 5.24 1.05 1.81 8.00 0.00 0.00 5.24 1.05 1.05 1.81 8.00 0.00 0.00 5.24 1.05 1.05 1.05 1.05 0.00 0.00 0.00 0.00	1						
2							
3							
### 特別以は果実を原子にすら保存会料組織監察の用に供する施設 78 2.17 4.06 3.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0							
5 分老、上ヶ池油、食用アジ・服等の製造業の用に供する施設 78 2.17 4.06 30.00 0.00 6 小乗の製造業の用に供する施設館 0 -	-						
6 小麦が製造業の用に供する施浄施設 26 0.52 1.05 5.30 0.00 7 7 3 1.05 5.30 0.00 7 9 1.05 7 1.05 5.30 0.00 7 9 1.05 7 1.05 5.30 0.00 7 9 1.05 7 1.05 5.30 0.00 7 9 1.05 7 1.05 5.30 0.00 7 9 1.05 7 1.05							
7 砂糖製造業の用に供する施設	_			2.17	4.00	30.00	0.00
8	_		-	- 0.50	4.05	-	-
9 米華製造業の用に伴する施設 222 1.46 2.29 1.20 0.00 1.00 1.55 5.52 0.01 1.50 数件報道業の用に伴する施設 222 1.46 2.29 1.20 0.00 1.00 1.55 5.52 0.01 1.50 数件数量素の用に供する施設 19 1.02 1.55 5.52 0.01 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50			-				
10 飲料製造業の用に供する施設	_		_				
11 動物系領料又は有機製肥料の製造業の用に供する施設	-						
12 動植物油服製造業の用に供する施設			-				
13							
14							
15			-				
16			-				
17							
18		めん類製造業の用に供する湯煮施設	68	1.55			0.00
18-2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 70 1.59 2.02 13.00 0.00 18-3	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	81	1.83	2.29	11.20	0.00
18-3 たばこ製造業の用に供する施設 3 0.64	18		-		0.29		
19	18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	70	1.59	2.02	13.00	0.00
2	18-3	たばこ製造業の用に供する施設	3	0.64	1.11	1.92	0.00
21・2 化学機能製造業の用に供する施設 29 0.53 1.83 9.84 0.00 21・2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する渥式パーカー 0	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	220	0.85	1.34	11.00	0.00
21-2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー 0	20	洗毛業の用に供する施設	2	0.15	0.21	0.30	0.00
21-3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 7 0.24 0.22 0.66 0.03 21-4 パーティクルボード製造業の用に供する施設 2 0.55 0.21 0.70 0.40 0.13 21-4 パーティクルボード製造業の用に供する施設 2 0.16 0.04 0.18 0.13 23 パルブ・紅又は抵加工品の製造業の用に供する施設 170 0.28 0.70 8.00 0.00 23-2 新開業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 21 1.29 1.50 4.90 0.00 24 化学肥料製造業の用に供する施設 22 0.57 0.90 4.20 0.04 25 水銀電解法による化成シーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 1 0.06 - 0.06 0.06 26 無機顔料製造業の用に供する施設 27 0.34 0.77 3.50 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 27 2 - 1.00 - 1.00 4.00 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 0.18 0.23 0.80 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 0.18 0.19 0.40 0.07 30 発酵工業の用に供する施設 1 0.16 - 0.15 0.15 2.15 2.15 2.15 2.15 2.15 2.15 2.15 2	21	化学繊維製造業の用に供する施設	29	0.53	1.83	9.84	0.00
21-4 パーティクルボード製造業の用に供する施設 2 0.55 0.21 0.70 0.40	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
22 木材薬品処理業の用に供する施設 170 0.28 0.70 8.00 0.00 23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 170 0.28 0.70 8.00 0.00 23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 21 1.29 1.50 4.90 0.00 24 化学肥料製造業の用に供する施設 21 1.29 1.50 4.90 0.00 25 水銀電解法による化成シーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 1 0.06 - 0.06 0.06 26 無機顔料製造業の用に供する施設 27 0.34 0.77 3.50 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 0.18 0.23 0.80 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 1 0.18 0.23 0.80 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 1 0.15 - 0.15 0.07 0.00 36 発酵工業の用に供する施設 1 0.15 - 0.15 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	7	0.24	0.22	0.66	0.03
23	21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	2	0.55	0.21	0.70	0.40
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0.16	0.04	0.18	0.13
24 化学肥料製造業の用に供する施設 22 0.57 0.90 4.20 0.04 25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 1 0.06 - 0.06 0.06 26 無機飼料製造業の用に供する施設 27 0.34 0.77 3.50 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 28 カーバイド法アセテレン誘導品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 28 カーバイド法アセテレン誘導品製造業の用に供する施設 14 0.18 0.23 0.80 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 0.18 0.19 0.40 0.07 30 発酵工業の用に供する施設 8 1.79 1.97 6.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.15 - 0.15 0.15 2 有機飼料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 0.45 - 0.10 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 112 0.39 0.66 5.20 0.00 34 合成工A製造業の用に供する施設 112 0.39 0.66 5.20 0.00 35 有機工A業品製造業の用に供する施設 10 0.30 0.30 1.00 0.05 6.60 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 7 0.22 0.27 0.61 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	170	0.28	0.70	8.00	0.00
25 水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設 1 0.06 - 0.06 0.06 26 無機顔料製造業の用に供する施設 27 0.34 0.77 3.50 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 0.18 0.23 0.80 0.00 3 1ールタール製品製造業の用に供する施設 3 0.18 0.19 0.40 0.07 30 発酵工業の用に供する施設 8 1.79 1.97 6.00 0.00 37 分別 3.50 0.00 37 分別 3.50 0.00 3 分別 3.50 0.00 3 分別 3.50 0.00 3 分別 3.50 0.00 3 0.18 0.19 0.40 0.07 3 0.50 0.00 3 0.50 0.00 0.00 3 0.00 0.00	23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	21	1.29	1.50	4.90	0.00
26 無機顔料製造業の用に供する施設 27 0.34 0.77 3.50 0.00 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 0.18 0.23 0.80 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 0.18 0.19 0.40 0.07 30 発酵工業の用に供する施設 8 1.79 1.97 6.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.15 - 0.15 0.15 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 110 0.30 0.30 1.00 0.05 35 有機が発していまする施設 7 0.22 0.27 0.61 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 1 0 0.05 - 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	24	化学肥料製造業の用に供する施設	22	0.57	0.90	4.20	0.04
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 151 0.39 0.79 5.60 0.00 28 カーパイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 0.18 0.23 0.80 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 0.18 0.19 0.40 0.07 30 発酵工業の用に供する施設 8 1.79 1.97 6.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.15 - 0.15 0.15 32 有機額料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 34 合成樹脂製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 34 合成送剤製造業の用に供する施設 10 0.30 0.30 1.00 0.05 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 存化他の石油化学工業の用に供する施設 1 0.05 - - - - <t< td=""><td>25</td><td>水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設</td><td>1</td><td>0.06</td><td>-</td><td>0.06</td><td>0.06</td></t<>	25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.06	-	0.06	0.06
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 14 0.18 0.23 0.80 0.00 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 3 0.18 0.19 0.40 0.07 30 発酵工業の用に供する施設 8 1.79 1.97 6.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.15 - 0.15 0.15 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 34 合成樹脂製造業の用に供する施設 10 0.39 0.65 5.20 0.00 34 合成が削製造業の用に供する施設 7 0.22 0.27 0.61 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 硬化油製造業の用に供する施設 1 0.05 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 1 0.05 - 0.05 0.05 42 </td <td>26</td> <td>無機顔料製造業の用に供する施設</td> <td>27</td> <td>0.34</td> <td>0.77</td> <td>3.50</td> <td>0.00</td>	26	無機顔料製造業の用に供する施設	27	0.34	0.77	3.50	0.00
29	27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	151	0.39	0.79	5.60	0.00
30 発酵工業の用に供する施設 8 1.79 1.97 6.00 0.00 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 0.15 - 0.15 0.15 0.15 0.15 0.15 0.15 0.15 0.15	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	14	0.18	0.23	0.80	0.00
31	29	コールタール製品製造業の用に供する施設	3	0.18	0.19	0.40	0.07
32 有機額料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 112 0.39 0.65 5.20 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 0.30 0.30 1.00 0.05 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 0.22 0.27 0.61 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 0.05 - 0.05 0.05 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 3 0.80 1.30 2.30 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業製品製造業の用に供する施設 <t< td=""><td>30</td><td>発酵工業の用に供する施設</td><td>8</td><td>1.79</td><td>1.97</td><td>6.00</td><td>0.00</td></t<>	30	発酵工業の用に供する施設	8	1.79	1.97	6.00	0.00
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 11 0.45 0.40 1.00 0.00 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 112 0.39 0.65 5.20 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 0.30 0.30 1.00 0.05 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 0.22 0.27 0.61 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 1 0.05 - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 0.05 - 0.05 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 3 0.80 1.30 2.30 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業製品製造業の用に供する施設 0 <t< td=""><td>31</td><td></td><td>1</td><td>0.15</td><td>-</td><td>0.15</td><td>0.15</td></t<>	31		1	0.15	-	0.15	0.15
33 合成樹脂製造業の用に供する施設 112 0.39 0.65 5.20 0.00 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 0.30 0.30 1.00 0.05 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 0.22 0.27 0.61 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 0.05 - 0.05 0.05 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 3 0.80 1.30 2.30 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 0.73 1.17 2.80 0.03 44 天然樹脂製品製造業の用に供する高光剤() ゆう施設 0 - - - - 45 木材化学工業製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業製品製造業の用に供する施設			11		0.40		
34 合成ゴム製造業の用に供する施設 10 0.30 0.30 1.00 0.05 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 0.22 0.27 0.61 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 0.05 - 0.05 0.05 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 3 0.80 1.30 2.30 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する感染剤洗浄施設 5 0.73 1.17 2.80 0.03 44 天然樹脂製品製造業の用に供するアルフラール蒸りゅう施設 0 - - - - 45 木材化学工業製品製造業の用に供する施設 134 0.71 1.82 15.90 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設	33		112	0.39	0.65	5.20	0.00
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 7 0.22 0.27 0.61 0.00 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 0.05 - 0.05 0.05 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 3 0.80 1.30 2.30 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する施設 5 0.73 1.17 2.80 0.03 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供する施設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 134 0.71 1.82 15.90 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設	34		10	0.30	0.30	1.00	0.05
36 合成洗剤製造業の用に供する施設 5 0.17 0.25 0.62 0.04 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 1 0.05 - 0.05 0.05 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 3 0.80 1.30 2.30 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 0.73 1.17 2.80 0.03 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 134 0.71 1.82 15.90 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 121 0.72 1.13 7.60 0.00 48 火薬製造業の用に供する混合施設 5 0.28			+				
その他の石油化学工業の用に供する施設 46 0.33 0.56 3.60 0.00 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - -							
38 石けん製造業の用に供する施設 0							
39 硬化油製造業の用に供する施設 1 0.05 - 0.05 0.05 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 3 0.80 1.30 2.30 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0				-	-	-	-
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設 3 0.80 1.30 2.30 0.00 41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0				0.05	_	0.05	0.05
41 香料製造業の用に供する施設 10 0.18 0.22 0.80 0.05 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0					1 30		
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 0.73 1.17 2.80 0.03 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 134 0.71 1.82 15.90 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 121 0.72 1.13 7.60 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.23 0.46 1.37 0.01 49 農薬製造業の用に供する混合施設 5 0.28 0.23 0.60 0.02							
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 5 0.73 1.17 2.80 0.03 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 134 0.71 1.82 15.90 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 121 0.72 1.13 7.60 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.23 0.46 1.37 0.01 49 農薬製造業の用に供する混合施設 5 0.28 0.23 0.60 0.02					- 0.22	-	-
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - 45 木材化学工業の用に供するアルフラール蒸りゅう施設 0 - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 134 0.71 1.82 15.90 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 121 0.72 1.13 7.60 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.23 0.46 1.37 0.01 49 農薬製造業の用に供する混合施設 5 0.28 0.23 0.60 0.02				0 73	1 17	2 80	U U3
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 0				0.13	1.17	2.00	0.03
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 134 0.71 1.82 15.90 0.00 47 医薬品製造業の用に供する施設 121 0.72 1.13 7.60 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.23 0.46 1.37 0.01 49 農薬製造業の用に供する混合施設 5 0.28 0.23 0.60 0.02			-	-	-	-	-
47 医薬品製造業の用に供する施設 121 0.72 1.13 7.60 0.00 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.23 0.46 1.37 0.01 49 農薬製造業の用に供する混合施設 5 0.28 0.23 0.60 0.02							
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 8 0.23 0.46 1.37 0.01 49 農薬製造業の用に供する混合施設 5 0.28 0.23 0.60 0.02							
49 農薬製造業の用に供する混合施設 5 0.28 0.23 0.60 0.02							
ACCOUNT OF THE POST OF THE POS							
50 試楽の製造業の用に供する試薬製造施設 0				0.28	0.23	0.60	
	50	試楽の製造業の用に供する試楽製造施設	0	-	-	-	-

総燐 単位:mg/

51						総解	単位:mg/
51-2 巨新車用タイド等ご人製品製造業の用に供する直接加活施設		代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51-3 医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供する所設 4 0.52 0.66 1.50 0.07 0.08 0.75 0.08 1.50 0.08 0.08 1.50 0.08 0.08 1.50 0.08 0.08 0.08 0.08 0.08 0.08 0.08 0	51	石油精製業の用に供する施設	34	0.14	0.14	0.69	0.00
日本製造業の用に供する施設 56 0.16 0.31 2.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0	51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	44	0.44	0.53	2.00	0.00
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 43 0.21 0.30 1.00 0.00 54 セント製品製造業の用に供する施設 43 0.21 0.30 1.00 0.00 0.00 55 生コンツリー・製造業の用に供する施設 43 0.21 0.30 1.00 0.00 0.00 55 生コンツリー・製造業の用に供するが異ない。 35 0.10 0.26 1.50 0.00 55 生コンツリー・製造業の用に供するが異ない。 35 0.10 0.26 1.50 0.00 58 万機 1.00 0.00 0.00 58 第業原刊の情製業の用に供する成型施設 5 1.65 3.17 7.30 0.00 0.00 68 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	2	0.11	0.06	0.15	0.07
54 セメント製品製造業の用に供する施設 43 0.21 0.30 1.60 0.00 55 生 ユソワリー提出業の用に供する施設 1 0.68 - 0.68 0.68 7人造無鉛整極製造業の用に供する施設 1 0.68 - 0.68 0.68 7人造無鉛整極製造業の用に供する施設 5 1.65 3.17 7.30 0.00 7.50 0.00	52	皮革製造業の用に供する施設	4	0.52	0.66	1.50	0.08
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 35 0.10 0.26 1.50 0.00 55 有機質砂かへ材製造業の用に供する混合施設 1 0.68 - 0.68 0.68 0.68 0.68 0.68 0.68 0.68 0.62 0.65 0.66 0.68 0.68 0.68 0.68 0.69 0.65 0.66 0.68 0.68 0.68 0.62 0.70 5.30 0.00 0.68 0.68 0.68 0.62 0.70 5.30 0.00 0.05 0.06 0.05 0.06 0.05 0.06 0.05 0.06 0.05 0.06 0.07 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	56	0.18	0.31	2.00	0.00
58 有機競砂か小材製造業の用に供する混合施設 5 1.65 3.17 7.30 0.00 57 人造黒部植物経営業の用に供する施設 68 0.22 0.70 5.30 0.00 59 好石業の用に供する施設 68 0.22 0.70 5.30 0.00 50 砂利業取業の用に供する施設 15 0.05 0.06 0.02 0.00 50 砂利業取業の用に供する施設 15 0.05 0.06 0.04 0.13 0.00 51 鉄銅業の用に供する施設 93 0.19 0.39 2.30 0.00 52 非鉄金開製造業を用に供する施設 36 0.15 0.25 1.30 0.00 53 金屋製品製造業及は機械器具積減量の用に供する施設 38 0.15 0.25 1.30 0.00 63 金屋製品製造業及は機械器具積減量の用に供する施設 38 0.15 0.25 1.30 0.00 63 金屋製品製造業及は機械器具積減量の用に供する施設 38 0.15 0.25 1.30 0.00 63 金屋製品製造業及は機体器具積減量の用に供する施設 38 0.15 0.25 1.30 0.00 63 金屋製品製造業及は機能器具積減量の用に供する施設 38 0.15 0.25 1.30 0.00 63 金屋製品製造業及が成業の方法の対象に対する施設 38 0.15 0.25 1.30 0.00 64 力炭化素を実はコークス型職態のうち展力洗浄施設 19 0.04 0.05 0.19 0.00 64 力炭化素を実はコークス型職態のうち展力洗浄施設 19 0.04 0.05 0.10 0.00 64 力炭化素を実はコークス型職態の方法の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	54	セメント製品製造業の用に供する施設	43	0.21	0.30	1.60	0.00
57 人造黒部電極製造業の用に供する成型施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	35	0.10	0.26	1.50	0.00
88 無業原料の精製薬の用に供する施設 15 0.05 0.66 0.20 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	1	0.68	-	0.68	0.68
99	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	5	1.65	3.17	7.30	0.00
60 砂利採取業の用に供する施設 93 0.19 0.39 2.30 0.00 61 鉄鋼業の用に供する施設 93 0.19 0.39 2.30 0.00 63 2 3 位 3 0.15 0.25 1.30 0.00 63 金属製品業の用に供する施設 36 0.15 0.25 1.30 0.00 63 金属製品業の目に供する施設 38 0.1.01 3.51 49.00 0.00 63 金属製品業の目に供する施設 38 0.0 1.01 3.51 49.00 0.00 63 2 空きびん卸売業の用に供する施設 3 2.94 3.76 7.20 0.11 0.00 64 1 万次供給業又は機械器具製造業の用に供する施設 19 0.04 0.05 0.19 0.00 64 1 万次供給業又は工事の用に供する施設 6 0.06 0.05 0.10 0.00 64 1 万次供給業又は工事の用に供する施設 19 0.04 0.05 0.10 0.00 64 0.05 0.19 0.00 66 0.05 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	58	窯業原料の精製業の用に供する施設	68	0.22	0.70	5.30	0.00
61	59	砕石業の用に供する施設	15	0.05	0.06	0.20	0.00
22 非終金属製造業の用に供する施設 36 0.15 0.25 1.30 0.00 63 金属製品製造業の用に供する施設 380 1.01 3.51 49.00 0.00 63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 3 2.94 3.76 7.20 0.11 63-3	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	10	0.06	0.04	0.13	0.00
63・全属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 380 1.01 3.51 49.00 0.00 63・2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 3 2.94 3.76 7.20 0.11 63・3・3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃力ス洗浄施設 19 0.04 0.05 0.19 0.00 64 カス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 6 0.06 0.05 0.10 0.00 64・2 水道施設 工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 142 0.14 0.30 1.80 0.00 65・6 酸又はアルカリによる表面処理施設 925 0.94 2.84 61.50 0.00 66・6 電気のうき施設 339 1.18 3.34 50.00 0.00 66・2 旅館業の用に供する施設 565 1.86 2.74 56.00 0.00 66・3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 108 1.53 1.02 5.80 0.08 66・3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 126 2.50 3.00 17.10 0.00 66・6・4 学出仕屋又は手製造業の用に供するちゅう房施設 126 2.50 3.00 17.10 0.00 66・6・5 飲食店に設置されるちゅう房施設 126 2.50 3.00 17.10 0.00 66・6・5 飲食店に設置されるちゅう房施設 108 1.57 1.41 13.26 0.00 66・6・6・7 科学、バー、キャパレ・、ナイトウラブ等に設置されるちゅう房施設 1 0.70 - 0.70 - 0.70 7.72 7.72 7.72 7.72 7.72 7.72 7.72	61	鉄鋼業の用に供する施設	93	0.19	0.39	2.30	0.00
日本学校の日本学校の日本学校の日本学校の日本学校の日本学校の日本学校の日本学校の	62	非鉄金属製造業の用に供する施設	36	0.15	0.25	1.30	0.00
日本学院 日本学校	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	380	1.01	3.51	49.00	0.00
64	63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	3	2.94	3.76	7.20	0.11
64-2 水道施設、工業用水道施設又はロ家用工業用水道の浄水施設 142 0.14 0.30 1.80 0.00 65-65 酸又はアルカリによる表面処理施設 925 0.94 2.84 61.50 0.00 66-67	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	19	0.04	0.05	0.19	0.00
64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	64		6	0.06	0.05	0.10	0.00
85 酸又はアルカリによる面処理施設 925 0.94 2.84 61.50 0.00 66 電気かっき施設 339 1.18 3.34 50.00 0.00 66-2 旅館業の用に供する施設 168 1.86 2.74 56.00 0.00 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 108 1.53 1.02 5.80 0.08 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 126 2.50 3.00 17.10 0.00 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 360 1.57 1.41 13.26 0.00 66-6 代表した。 3とん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 360 1.57 1.41 13.26 0.00 66-6 代表した。 3とん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 1 0.70 - 0.70 0.70 67 洗たく業の用に供する洗浄施設 1 0.70 - 0.70 0.70 67 洗たく業の用に供する洗浄施設 1 0.70 - 0.70 0.70 67 洗たく業の用に供する洗浄施設 1 1.81 9.04 0.00 68 写真現像業の用に供する洗浄施設 3 1.15 1.81 3.23 0.04 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 186 1.80 0.93 6.00 0.03 69 と番業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 50 3.52 3.62 14.00 0.01 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 14 2.00 2.38 9.65 0.20 70 廃油処理施設 3 0.04 0.02 2.00 0.03 71 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 71 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 3 0.04 0.02 2.06 0.03 71-1 2 日動車分解整備事業の用に供する洗車施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 5 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 下のに戻してはジクロンタンによる洗浄施設 5 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 下のに戻してはジクロスタンの表りゅう施設 5 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 下のに戻してはジクロスタンの表りゅう施設 5 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 下のに戻してはジクロスタンの表りゅう施設 5 1.91 1.26 2.04 58.00 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロスタンの表りゅう施設 5.541 1.82 2.29 66.20 0.00 71-6 下が遺経水処理施設 5.541 1.82 2.29 66.20 0.00 71-6 下が遺経水処理施設 5.541 1.82 2.29 66.20 0.00 71-6 1.91 4.28 34.80 0.00 71-7 1.91 4.28 34.80 0.00 71-7 1.91 4.28 34.80 0.0	64-2		142	0.14	0.30	1.80	0.00
66- 電気めっき施設 339 1.18 3.34 50.00 0.00 66-2 旅館業の用に供する施設 565 1.86 2.74 56.00 0.00 66-3 株同調理場に設置されるちゅう房施設 108 1.53 1.02 5.80 0.08 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 126 2.50 3.00 17.10 0.00 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 360 1.57 1.41 13.26 0.00 66-6 代ば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 1 0.70 - 0.70 0.70 66-6 代ば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 1 0.70 - 0.70 0.70 67 洗たく業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 1 163 1.42 1.81 9.04 0.00 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 3 1.15 1.81 3.23 0.04 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 186 1.80 0.93 6.00 0.03 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 50 3.52 3.62 14.00 0.01 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 1 4 2.00 2.38 9.65 0.20 70 廃油処理施設 3 0.04 0.02 0.06 0.03 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗浄施設 3 0.04 0.02 0.06 0.03 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗浄施設 3 0.07 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 1.03 71-1 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設である焼却施設 50 1.51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロ以タンによる洗浄施設 5.54 1.51 3.87 24.10 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロ以タンによる洗浄施設 5.54 1.82 2.29 86.20 0.00 71 1.04 特定事業場から排出される水の処理施設 5.54 1.82 2.29 86.20 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1.910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場がら排出される水の処理施設 1.910 1.28 2.04 58.00 0.00 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75	65		925	0.94	2.84	61.50	0.00
66-2 旅館業の用に供する施設 565 1.86 2.74 56.00 0.00 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 108 1.53 1.02 5.80 0.08 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 126 2.50 3.00 17.10 0.00 66-6 会議	66		339	1.18	3.34	50.00	0.00
66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 108 1.53 1.02 5.80 0.08 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 360 1.57 1.41 13.26 0.00 86-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 360 1.57 1.41 13.26 0.00 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 0	66-2		-				
66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 360 1.57 1.41 13.26 0.00 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 360 1.57 1.41 13.26 0.00 66-6 不ば底、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	66-3		108	1.53	1.02	5.80	0.08
66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 360 1.57 1.41 13.26 0.00 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0							
66-6 そば店 うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	66-5		-			13.26	
66-7 料亭、パー、キャパレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 1 0.70 - 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 次に人業の用に供する洗浄施設 163 1.42 1.81 9.04 0.00 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 3 1.15 1.81 3.23 0.04 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 186 1.80 0.93 6.00 0.03 6.90 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 50 3.52 3.62 14.00 0.01 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 14 2.00 2.38 9.65 0.20 70 廃油処理施設 3 0.04 0.02 0.06 0.03 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 71 自動式車両洗浄施設 3 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロコメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5.541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 5.541 1.82 2.29 86.20 0.00 74 特定事業場から非出される水の処理施設 1.661 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1.661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1.661 2.05 1.82 32.00 0.00 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 65 65 0.05 6	66-6		0	-	-	-	
67 洗たく業の用に供する洗浄施設 163 1.42 1.81 9.04 0.00 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 3 1.15 1.81 3.23 0.04 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 186 1.80 0.93 6.00 0.03 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 50 3.52 3.62 14.00 0.01 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 14 2.00 2.38 9.65 0.20 70 廃油処理施設 3 0.04 0.02 0.06 0.03 70 自動工車両洗浄施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 71 自動式車両洗浄施設 35 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 42 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設である焼却施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 下水道終末処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1.91 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1.661 2.05 1.82 32.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽01) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽01) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽01) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 特定施設不明	66-7		1	0.70	-	0.70	0.70
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 3 1.15 1.81 3.23 0.04 68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 186 1.80 0.93 6.00 0.03 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 50 3.52 3.62 14.00 0.01 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 14 2.00 2.38 9.65 0.20 70 廃油処理施設 3 0.04 0.02 0.06 0.03 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 71 自動式車両洗浄施設 35 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 U尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終未処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 月 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 特定施設不明	67			1.42	1.81		
68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 186 1.80 0.93 6.00 0.03 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 50 3.52 3.62 14.00 0.01 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 14 2.00 2.38 9.65 0.20 70 廃油処理施設 3 0.04 0.02 0.06 0.03 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 71 自動式車両洗浄施設 35 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終未処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 74 特定事業場から指出される水の処理施設 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 79 湖沼法みなし指定地域特定施設(は尿院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 70 71 71 71 71 71 71 71 71 71 71 71 71 71				1.15		3.23	0.04
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 50 3.52 3.62 14.00 0.01 69-2 中央卸売市場に設置される施設 9 1.00 0.87 2.93 0.00 69-3 地方卸売市場に設置される施設 14 2.00 2.38 9.65 0.20 70 廃油処理施設 3 0.04 0.02 0.06 0.03 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 71 自動式車両洗浄施設 35 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 月 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.00 70 70 72 1.58 70 70 71 70 71 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	68-2		186	1.80	0.93	6.00	0.03
69-2 中央卸売市場に設置される施設	69		50	3.52	3.62	14.00	0.01
69-3 地方卸売市場に設置される施設	69-2						0.00
70 廃油処理施設 3 0.04 0.02 0.06 0.03 70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 71 自動式車両洗浄施設 35 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設である焼却施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(も尿浄化槽2 01~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(も尿浄化槽) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 58 1.53 2.23 16.50 0.01	69-3		14	2.00	2.38		0.20
70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 2 1.52 0.69 2.00 1.03 71 自動式車両洗浄施設 35 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から指出される水の処理施設 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01	70		3	0.04	0.02	0.06	0.03
71 自動式車両洗浄施設 35 0.97 1.44 5.70 0.00 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 160 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 中定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01	70-2		2	1.52	0.69	2.00	1.03
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 428 1.38 2.07 20.00 0.00 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 1.50 1.50 0.01	71		35				0.00
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 43 0.16 0.23 1.00 0.00 71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 160 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01			-				0.00
71-4 産業廃棄物処理施設 51 1.51 3.87 24.10 0.00 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 160 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01	71-3		43	0.16	0.23	1.00	0.00
71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 52 1.31 2.58 13.00 0.00 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 160 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01	71-4		-	1.51			0.00
71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 8 0.53 0.79 2.30 0.01 72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 160 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01			-				
72 し尿処理施設 5,541 1.82 2.29 86.20 0.00 73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 160 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01							0.01
73 下水道終末処理施設 1,910 1.28 2.04 58.00 0.00 74 特定事業場から排出される水の処理施設 160 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01							
74 特定事業場から排出される水の処理施設 160 1.91 4.28 34.80 0.00 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01	73						
81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 1,661 2.05 1.82 32.00 0.00 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01							
91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 7 0.73 0.86 2.60 0.06 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01	81						
92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 232 1.92 1.48 8.00 0.02 - 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01		` '					
- 特定施設不明 58 1.53 2.23 16.50 0.01		, ,	-				
合計		合計	16,629	1.62	2.97	86.20	0.00

表5.3(1) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

カドミウム及びその化合物 単位:mg/

			ת	ドミウム及び	その化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-		-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0			_	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		_		_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0				_
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0				_
9	バン・楽子の袋追案又は袋のル条の用に供する相袋のルのル殿信 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0		-		_
10		0				
11	飲料製造業の用に供する施設	0		-	-	-
	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	-	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	•	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-		-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	_	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	_	-	_	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0		-		_
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
27	一根機関作業追乗の用に供する施設	9	0.00	0.01	0.00	0.00
28		0	-	0.01	0.02	-
_	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0				
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設		-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-		-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-		-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	_	_		_
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49		0	-	-	-	-
	農薬製造業の用に供する混合施設	-	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

カドミウム及びその化合物 単位:mg/

				ドミウム及び	その化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	2	0.01	0.00	0.01	0.01
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	1	-	1
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	0.01		0.01	0.01
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	8	0.01	0.00	0.01	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	11	0.01	0.01	0.02	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	33	0.01	0.01	0.06	0.00
66	電気めっき施設	5	0.01	0.01	0.03	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-		-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0		-		-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		_		_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0		-		_
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	_	-		_
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_	-		-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0		-		-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0		-		-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0		_		-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0				-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0		-		-
69-3	中央即元市場に設置される施設	0				-
70	地方呼流中場に設置される地設 廃油処理施設	0		-		-
70-2		0		-		-
71	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0		-		_
71-2	自動式車両洗浄施設	75	0.00	0.01	0.10	0.00
	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設					
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設 TOS BOSE はいたりによる洗浄ケジ		0.01	0.01	0.03	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	18	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.01	-	0.01	0.01
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.00	-	0.00	0.00
	合計	209	0.00	0.01	0.10	0.00

表5.3(2) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シアン化合物 単位:mg/

					アン化合物	単位:mg/	
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値	
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00	
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-		_	-	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0				_	
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	_	-		_	
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0				_	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0		-		_	
10	が果装造業の用に供する施設 飲料製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0		-		_	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0				-	
13		0		_			
14	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	<u>-</u>	-	-	-	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設		-	-	-	-	
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-	
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10	
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
21	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00	
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-	
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-	
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00	
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
24	化学肥料製造業の用に供する施設	4	0.01	0.02	0.05	0.00	
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-		-	-	
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.15		0.15	0.15	
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	15	0.05	0.13	0.50	0.00	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	1	-	-	
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	1	0.00	0.00	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-		-	-	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	6	0.01	0.02	0.05	0.00	
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-		_	-	
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	_	_	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0		-	_	_	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00	
44	ラ真感光材料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-	
45	木材化学工業の用に供するアルフラール蒸りゅう施設	0		_		-	
46	不例化学工業の用に供するブルブプール窓りゅう施設 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	18	0.01	0.03	0.10	0.00	
47		10	0.01	0.03	0.10	0.00	
48	医薬品製造業の用に供する施設	0	0.01	0.03	0.10	-	
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0		-			
	農薬製造業の用に供する混合施設	-	-	-	-	-	
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-	

シアン化合物 単位:mg/

	シアン化合物					
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	1	1	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	•	•	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-			-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	30	0.03	0.06	0.30	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	_	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	0.10	0.14	0.20	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	32	0.02	0.04	0.11	0.00
66	電気めっき施設	252	0.08	0.14	0.99	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	_	-	-	_
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		-	-	_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0		-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	_	-	-	_
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_	-	-	_
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0		-	-	_
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	_	-	-	_
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	_	_	-	_
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	_	-	-	_
70	廃油処理施設	0	_	-	-	_
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	_
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	62	0.03	0.13	1.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.02	0.04	0.10	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.10		0.10	0.10
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-		0.10	-
72	し尿処理施設	1	0.00		0.00	
73	下水道終末処理施設	22	0.00	0.03	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	11	0.01	0.03	0.10	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	2	0.03	0.00	0.00	
91			0.00	0.00	0.00	0.00
		0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	- 0.00	-	- 0.00	- 0.26
-	特定施設不明	1	0.36	- 0.40	0.36	0.36
	合計	505	0.05	0.12	1.00	0.00

表5.3(3) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

有機燐化合物 単位∶mg/

	有機機化合物					
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	_		-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	_		-	_
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0			-	_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0			_	_
6		0		_	_	
7	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	-			-	•
8	砂糖製造業の用に供する施設	0		-	•	-
-	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽				•	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	•	•	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-		•	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	1		-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	_
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	_	-	-	_
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0		-	-	
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	_	_		
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0				
23		0				
23-2	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	1.90	-	1.90	1.90
24	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	1.90		1.90	-
	化学肥料製造業の用に供する施設	_	-		-	
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	1	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-		-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0		-	_	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0		-	-	
44		0			-	
45	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設		- 0.05	- 0.07	0.40	- 0.00
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

有機燐化合物 単位:mg/

					機燐化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	•	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0		-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0		-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	_	_	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	_	_	_
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	4	0.03	0.05	0.10	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	_	_	_
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0		_		_
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	_	_	_
65	が 単元	5	0.08	0.08	0.20	0.00
66	取入はアルカリによる衣画処理施設 電気めっき施設	12	0.80	1.13	3.00	0.00
66-2		0	0.60	1.13	3.00	0.00
66-3	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	共同調理場に設置されるちゅう房施設		-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 ************************************	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	1	1.60	-	1.60	1.60
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	38	0.02	0.04	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.01	0.03	0.10	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	2.90	-	2.90	2.90
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0		_	_	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	1	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	91	0.19	0.60	3.00	0.00

表5.3(4) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

鉛及びその化合物 単位:mg/

	少主性 宁 佐凯	# 7K 1E #P	T 45/±		日上は	
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	11	0.01	0.01	0.02	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-		-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-		-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-		-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	_	-	_	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	_	-	_	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-		-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	_	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	18	0.02	0.02	0.08	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	_	-		_
30	発酵工業の用に供する施設	0	_	-		_
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0				-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0				_
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0				-
39	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0		_		_
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0		_		_
41	香料製造業の用に供する施設	0				
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0		_		_
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
44	与其窓元材料製造業の用に供する窓元削流/	0	-	-	-	-
45	大然倒崩製品製造業の用に供するの形成 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	<u> </u>	-		-
46	不利化子工業の用に供するブルブラール窓りずう施設 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
47		3	0.00	0.00	0.00	0.00
	医薬品製造業の用に供する施設					
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
49 50	農薬製造業の用に供する混合施設	-	-	-	-	-
อบ	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

鉛及びその化合物 単位:mg/

				鉛及ひ	その化合物	里1⊻∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	1	1
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	39	0.02	0.02	0.07	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	3	0.02	0.03	0.05	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	16	0.01	0.01	0.03	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-		
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	11	0.01	0.02	0.07	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	16	0.03	0.03	0.10	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	50	0.01	0.03	0.20	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	_	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	143	0.01	0.04	0.37	0.00
66	電気めっき施設	133	0.01	0.02	0.10	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0			-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0			-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-		-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0			_	_
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.01		0.01	0.01
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0			-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0			_	_
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0			_	
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0				-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0				-
70		0	-		-	-
70-2	廃川処理ル設 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0			-	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.06		0.06	0.06
71-2	日野八早川元字旭設 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	87	0.00	0.01	0.00	0.00
		-				
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設		0.02	0.02	0.06	0.00
71-5 71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	0.01	0.01	0.03	0.00
	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設		-	-	-	-
72	し尿処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設 株字恵業を見からせ出される水の処理等され	19	0.00	0.02	0.07	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	11	0.01	0.03	0.09	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	1	0.01	-	0.01	0.01
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.02	-	0.02	0.02
	合計	606	0.01	0.03	0.37	0.00

表5.3(5) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

六価クロム化合物 単位:mg/

				- 六価ク	ロム化合物	甲位∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	1	0.00		0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-		-	_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0			_	_
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		_		_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0		-		-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0				
9		0		-		-
10		0				
11	飲料製造業の用に供する施設	0		-	-	-
	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	-	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-		-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	15	0.02	0.02	0.05	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	1	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-		-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-		-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
27	一条の他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	18	0.01	0.01	0.01	0.00
28		0	-	0.02	0.03	-
29	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0				-
_	コールタール製品製造業の用に供する施設	0				
30	発酵工業の用に供する施設 (4.5.25年)	-	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-		-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-		-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-		-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	_	-	_
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.07	_	0.07	0.07
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48		1	0.00	0.00	0.00	0.00
49	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	0.00	-	0.00	
	農薬製造業の用に供する混合施設		-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

六価クロム化合物 単位:mg/

				六価ク	ロム化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	•
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	6	0.01	0.02	0.04	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	13	0.02	0.02	0.06	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	13	0.05	0.08	0.30	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	•
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	7	0.01	0.02	0.05	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	13	0.00	0.01	0.03	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	42	0.02	0.03	0.10	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	0.00	-	0.00	0.00
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	_	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	93	0.04	0.12	1.00	0.00
66	電気めっき施設	323	0.06	0.10	0.69	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0		-		-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		_		_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0		_		_
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	_	_		_
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0		-		-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0		-		-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	0.03	_	0.03	-
69		0		_		_
69-2	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0		-		-
69-3	中央卸売市場に設置される施設	0		-		
70	地方卸売市場に設置される施設	0		-		-
70-2	廃油処理施設 ウ	0				
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-		-
71-2	自動式車両洗浄施設	71	0.01	- 0.04	- 0.20	0.00
	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設			0.04	0.30	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.01	0.02	0.05	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	2	0.05	0.00	0.05	0.05
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	18	0.01	0.01	0.05	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	11	0.03	0.04	0.14	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	2	0.00	0.00	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	681	0.04	0.09	1.00	0.00

表5.3(6) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

砒素及びその化合物 単位:mg/

	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
4						
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	9	0.01	0.02	0.06	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	•	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	1	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	_	_	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0		_	_	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	_	_	_
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	_	_	_
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	_	_	_
20	別は 洗毛業の用に供する施設	0		_	_	_
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	_	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	0.00	-	0.00	0.00
21-2		0	-		-	-
	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	•	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-		-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設		-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	2	0.03	0.04	0.05	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.03	0.07	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.04	-	0.04	0.04
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	1	-	-	
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	_	_	-
50		0	-	_	_	-
30	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	_	-	-

砒素及びその化合物 単位:mg/

					その化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	1	1	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	1	1	-	1
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	18	0.00	0.01	0.02	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	•	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-		-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	6	0.01	0.01	0.03	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	1	1	-	1
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	3	0.00	0.00	0.01	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0		-	-	1
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	37	0.00	0.00	0.02	0.00
66	電気めっき施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	2	0.04	0.02	0.05	0.02
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	66	0.00	0.01	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.01	0.02	0.05	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	18	0.01	0.02	0.08	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	0.01	0.01	0.01	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	_	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	_	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.02	-	0.02	0.02
	合計	209	0.01	0.01	0.10	
	HHI	203	0.01	0.01	0.10	0.00

表5.3(7) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

総水銀 単位:mg/

	W + 41 + 11 1 =					単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	•
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	1
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	_	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	_	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_	_	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_		_
18	立腐又は急豆の製造業の用に供する海魚施設	0	-	-		-
18-2	インスタントコーヒー製造業の用に供する施設 冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0		-		
		0				
18-3	たばこ製造業の用に供する施設		-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	•
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	•
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	•
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0		-	-	
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	1
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	_	_		_
47	医薬品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0		-		-
50		0	-	-		-
JU	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	U	-	-	-	-

総水銀 単位:mg/

						単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	1	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	1	0.00	-	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	_	_	-	_
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	_	_	_	_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	_	-	-	_
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	_	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_	_	_	_
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	0	_	_	_	_
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	_	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	_	_	-	_
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	_	_	-	_
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	_	_	_	_
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	_	-	_	_
70	廃油処理施設	0	_	_	-	_
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	_	-	_
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	56	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	_	_		_
72	し尿処理施設	1	0.00	_	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	19	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	0.00	-	0.00	0.00
			-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 特定施設不明	0	-	-	-	-
-						
	合計	121	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(8) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

アルキル水銀化合物 単位:mg/

	アルキル水銀化合物					
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	_	_		-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		_		_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0		_		_
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0		_		
9		0		_		
10		0				
11	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	-	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-		-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	_	_		_
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	_		-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0		_		
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0		_		
23		0		_		
23-2	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0		-		
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設		-	-	-	
	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設 では、製造業の用に供する施設	0	_	_	_	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0		_		
41	香料製造業の用に供する施設	0		-		
42		0		-		
43	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 写真成火は対象性の	0	-	-	-	
	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	-	-		-	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0		-		

アルキル水銀化合物 単位:mg/

				アルモル :	水銀化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	_	0.00	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	_	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	_	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	_	-	_
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	_	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	_	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	_	-	_	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	_	_	_
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	0	_	-	_	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	_	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	_	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	_	_	_	_
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	_	_	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	_	_	_
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	31	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	0	-	-	-	-
71-4	産業廃棄物処理施設	0	_	_	_	-
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	_	_	_
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	_	_	_	-
72	し尿処理施設	0		_	_	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	_	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0		_		_
-	特定施設不明	0	_	_	_	_
	合計	51	0.00		0.00	0.00
	HRI	31	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(9) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

PCB 単位:mg/

					rcb	単位∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	•	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	•	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-		-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-		-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	_	_	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_	-	_
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_	_	_
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	_	_	-	_
18-2	インスノンドコーヒー 表担果の用に供する施設	0	_	-		-
18-3		0	-	-	-	
19	たばこ製造業の用に供する施設	0			-	
	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	•	-
20	洗毛業の用に供する施設 (水光体) (水水体) (水光体) (水水体) (水水k) (水k) (-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	•	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	•	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-		-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-		-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-
	Hマンハンスルオップロドン V Hやオスペニ/ISBX			L		

PCB 単位:mg/

						単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大值	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	_	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	_	_	_	_
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0		_		_
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0		_		_
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0		_		_
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0		_	<u> </u>	_
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0		-		-
		0				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設			-		-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	25	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	_	_	_	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0		_	_	_
-	特定施設不明	0		_		_
	合計	50	0.00	0.00	0.00	0.00
	FIRE	50	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(10) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

トリクロロエチレン 単位:mg/

				トリクロ	コロエチレン	甲位∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	_	-	_	_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-		_
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	_	-	_	_
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0		-		_
10	飲料製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0		-		_
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0		_		-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	_	-		-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0		•		-
15		0		-		-
	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0		•		
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	-	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.02	0.02	0.03	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-		-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	1	-	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-		-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	_	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-		-	-
39	では では では では では では では では では では	0				_
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0		-		_
41	香料製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
42	世界製造業の用に供する施設	0		-		-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0		-		-
44		0				
45	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	2	- 0.00	0.00	0.00	- 0.00
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設		0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

トリクロロエチレン 単位:mg/

	W-+	T I			コロエチレン	
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	6	0.01	0.01	0.02	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	4	0.01	0.02	0.03	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	_	_	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	_	_	_	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	15	0.01	0.03	0.09	0.00
66	電気めっき施設	17	0.01	0.01	0.03	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0		_	_	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		_	_	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	_	-	_	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0		_	_	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0		_	_	-
67	本子学、ハー、イヤハレー、ナイドグラク寺に設置されるちゅう房心設 洗た〈業の用に供する洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	0.00	0.00	0.00	-
68-2		0		-	_	-
69	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0		_	-	-
69-2	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0		-	-	-
69-3	中央卸売市場に設置される施設地方卸売市場に設置される施設	0			-	-
70		0		-	-	-
70-2	廃油処理施設 「中野市へ紹教性事業の円に供するはまない。	0				
_	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設		-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	- 0.00	- 0.01	- 0.02	- 0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	33	0.00	0.01	0.03	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	21	0.02	0.02	0.06	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
72	し尿処理施設 	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	17	0.00	0.00	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	153	0.01	0.01	0.09	0.00

表5.3(11) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

テトラクロロエチレン 単位:mg/

				テトラクロ	コロエチレン	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	1	ı	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	1	•	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	1	•	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	0.02	0.01	0.03	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	1	1	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	1	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	1	1	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	1	1	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	1	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-		-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	1	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	1	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-		-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0		-	-	_
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	_	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0		_		_
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0		_	_	_
50	四木ツ衣足未り用に広りる叫来衣足肥政	U		_	_	_

テトラクロロエチレン 単位:mg/

					コロエチレン	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	1
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	
61	鉄鋼業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	_	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	_	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	_	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	_	_	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6	0.01	0.01	0.03	0.00
66	電気めっき施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	_	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0		_	_	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	_	_		-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0		_		-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	_	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0		_	_	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	20	0.01	0.01	0.06	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	- 0.01	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0		_		-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0		_		_
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	_	_		-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0		_		
70	廃油処理施設	0		_		-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0		_		-
71	自動式車両洗浄施設	0		_		
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	32	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3		1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	一般廃棄物処理施設である焼却施設 産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5						
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設		0.00	0.00	0.01	
72	し尿処理施設	0	-	- 0.00	-	- 0.00
73 74	下水道終末処理施設 特定事業場から排出される水の処理施設	17	0.00	0.00	0.01	0.00
		2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	116	0.00	0.01	0.06	0.00

表5.3(12) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

ジクロロメタン 単位:mg/

				シ	「クロロメタン	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-		-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	_		-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0		_		
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0		_		
		0		_	_	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	-		-	•	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-		-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-		-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	1	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0		_		_
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0		_	_	
18-2	プステンドコーと 装造業の用に供する施設	0		_	•	
		0		-	•	
18-3	たばこ製造業の用に供する施設		-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	1	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-		-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	_	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.02	_	0.02	0.02
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	7	0.02	0.01	0.02	0.02
28		0	-	0.01	-	
	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設			-		-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.03	-	0.03	0.03
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	では、 硬化油製造業の用に供する施設	0		_	_	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	1	0.00	_	0.00	0.00
				-		
41	香料製造業の用に供する施設 サラスト サース かきり かんしゅう しゅうしゅう かんしゅうしゅう しゅうしゅう しゅう	1	0.00	-	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	13	0.00	0.01	0.02	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	12	0.00	0.00	0.01	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	_	-	-
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0		l		

ジクロロメタン 単位:mg/

	/\ 	= W 10 *L	T15/#		プロロメタン	
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-		-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	ı	•	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	1	1	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	
61	鉄鋼業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	5	0.02	0.04	0.09	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	1	1	1
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-		-	1
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	14	0.08	0.22	0.84	0.00
66	電気めっき施設	7	0.00	0.01	0.02	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_		-	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	_	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	_	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0		_	_	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	_	_	_	-
70	廃油処理施設	0		-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0		-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	39	0.00	0.01	0.07	0.00
71-3		1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	一般廃棄物処理施設である焼却施設	4	0.00	0.01	0.00	0.00
71-5	産業廃棄物処理施設	13				
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	6	0.03	0.05	0.18	0.00
72	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 し尿処理施設		0.00	0.01	0.02	
		0	- 0.00	- 0.04	- 0.00	-
73 74	下水道終末処理施設 特定事業場から排出される水の処理施設	15	0.00	0.01	0.02	0.00
		9	0.02	0.04	0.12	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	175	0.01	0.07	0.84	0.00

表5.3(13) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

四塩化炭素 単位:mg/

					四塩化炭素	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	1	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	_	_	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	_	_	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	_	_	_
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	_	_	_
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	_	_	_
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0		_	_	_
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_	_	_
			-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	_	_	-
44		0	-	_	_	_
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	_	_	_
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	
47		4	0.00	0.00		
	医薬品製造業の用に供する施設	0	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設		-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

四塩化炭素 単位:mg/

					四塩化炭素	単位∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	1	•	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	•		-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-		-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	_	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	_	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_		-	_
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	_	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	_	-	-	_
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	_	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	_	-	-	-
70	廃油処理施設	0	_	-	-	_
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	-	-	_
71	自動式車両洗浄施設	0	_	-	-	_
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	34	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.00	
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	0.00	0.00	0.00	
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	_	-		_
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	_
-	例:10:13:05:05:05:05:05:05:05:05:05:05:05:05:05:	0	_	-	-	_
_	合計	74	0.00	0.00	0.00	0.00
	FI RI	14	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(14) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,2-ジクロロエタン 単位:mg/

	1,2-5					単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-		_	_
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	_		-	_
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0			_	_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0				_
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0				_
7	小支材製造業の用に供する施設 一	0		-		-
8		0		-		-
_	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽				-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	•	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-		-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-		-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	_	-	-	_
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	_	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	_
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0		_		_
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	_	-	-
24	が開業、山水業、中間業人は表版業の用に供する施設 化学肥料製造業の用に供する施設	0				_
25		0		-		-
	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設				-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	- 0.04	-	- 0.00	- 0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	7	0.01	0.01	0.02	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	5	0.01	0.02	0.04	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	0.00	0.01	0.01	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-		-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-		-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	9	0.02	0.05	0.15	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	6	0.02	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49		0	-	-		-
50	農薬製造業の用に供する混合施設			-		-
3 U	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,2-ジクロロエタン 単位:mg/

					クロロエタン	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-		-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	•	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-		-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	_	-	_
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	_	-	-	_
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	_	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	_	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	_	_	-	_
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0		_	-	_
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	_	_	-	_
66	電気めっき施設	0		_	_	_
66-2	旅館業の用に供する施設	0		_	-	_
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0		_	_	_
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		_	_	_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0		_		_
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	_	_		_
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0		-		_
67		1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	0.00	_	0.00	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0		_		-
69		0		_		_
69-2	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0		-	_	-
69-3	中央卸売市場に設置される施設地方卸売市場に設置される施設	0			-	-
70	PEプログログに改直で100/PE設	0		-		-
70-2		0			-	
71	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-2	自動式車両洗浄施設	34	0.00	0.00	0.00	0.00
-	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	-				
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1 4	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	•	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	96	0.00	0.02	0.15	0.00

表5.3(15) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,1-ジクロロエチレン 単位∶mg/

				1,1-ングレ	コロエチレン	平1⊻∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-		_	_
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	_			_
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0				_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0				_
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0				
7	砂糖製造業の用に供する施設	0		-		-
8	が構築追集の用に供する施設 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0		-	-	-
9		0		-	-	-
_	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機				-	
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-		-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-		-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-		-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	_	-	_	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	0.00	- 0.00	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	_	-		-
30	3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0		-		-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0		-		-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0				-
33		0		-	-	-
34	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-		-	-
35	合成ゴム製造業の用に供する施設	0		-	-	-
	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設		-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	1	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-
	The state of the s	1				

1,1-ジクロロエチレン 単位:mg/

					コロエチレン	平1U∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	ı	•	ı
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	•	•	•
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	•	•	•
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	28	0.00	0.00	0.02	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.01	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	•
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	56	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(16) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シス-1,2-ジクロロエチレン 単位:mg/

			シノ	<u> </u>		甲位∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0		-	_	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		_	_	_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	_	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0		_	_	_
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	_	_	_
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	_		_
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	_		_
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	_	_		-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	_		-
14		0	-	-		-
15	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設			-		
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	1	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	1	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	1	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0		-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	_	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0		_	_	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	_	_	_
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	_		_
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-		-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	_	_		_
44		0	-	-		-
45	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-		-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設		- 0.00	-	- 0.00	- 0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シス-1,2-ジクロロエチレン 単位:mg/

				<u> </u>	コロエチレン	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	ı
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	1
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	1
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	_	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0.06	-	0.06	0.06
66	電気めっき施設	0	-	_	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	_	_	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0		_	_	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		_	_	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	_	_	_	
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	_	_	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_	_	_	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	_	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	_	_	_	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	_	_	_	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0		_	_	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	_	_	_	
70	廃油処理施設	0		_	_	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0		_	_	-
71	自動式車両洗浄施設	0		_	_	
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	29	0.00	0.01	0.04	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00		0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.01	0.02	0.04	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	0.02	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0		-	-	-
72	し尿処理施設	0				
73	下水道終末処理施設	15	0.00	- 0.01	0.04	
74	トホロボイルほんは 特定事業場から排出される水の処理施設	0	0.00	0.01		0.00
81	行足事業場から辞山と118小の処理地設 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	-		-	-	-
91	相上地域特定施設(500万年10月201~500万円) 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
	` '	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	- 0.01	- 0.00	-
	合計	55	0.00	0.01	0.06	0.00

表5.3(17) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,1,1-トリクロロエタン 単位:mg/

				1,1,1-17	クロロエタン	平山 ilig/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	•	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-		-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-		-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_	-	_
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_	_	_
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	_	_	-	_
18-2	インスタントコーヒー製造業の用に供する施設	0	-	-		-
18-3		0	_	_	-	
19	たばこ製造業の用に供する施設	-			-	-
	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	•	-
20	洗毛業の用に供する施設 (2014年 1975年 197		- 0.00	-	- 0.00	- 0.00
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	•	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	•	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	•	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	•	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	_	_		-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0		_		-
50	叫来の表に未り用に供りる武栄表に肥政	U			•	-

1,1,1-トリクロロエタン 単位:mg/

					クロロエタン	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	•	ı	•	•
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	1	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	·
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0		-		
59	砕石業の用に供する施設	0	•	1	•	ı
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0		-		-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-		-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	_	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	_	-	_	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	_	_	_	_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-		_
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	_
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	_		-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	0.00	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-			-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0				
69-2		0	-	-	_	_
69-3	中央卸売市場に設置される施設 地方卸売市場に設置される施設	0				-
70	東油処理施設	0		-		
70-2		0	-	-		-
71		0	-		-	-
71-2	自動式車両洗浄施設 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	31	0.02	0.06	0.30	0.00
71-3		1	0.02	-	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
	産業廃棄物処理施設			0.00	0.00	
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	- 0.04	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	65	0.01	0.04	0.30	0.00

表5.3(18) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,1,2-トリクロロエタン 単位:mg/

	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	プロロエダノ 最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	- 1	-	- AX7 (IE	- AX-J
1-2	新産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	_	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	_	-	_
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	_	-	_
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0		_		_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	_	_	_	_
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	_	_	_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0		_		_
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	_		
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	_		_
10	が果装造業の用に供する施設 飲料製造業の用に供する施設	0	-	_		
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0		_		_
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
13	イースト製造業の用に供する施設	0		_		_
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	_		-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16		0	-	-		-
17	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0			-	
	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		-	-		-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0		-		-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0		-		-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	•	-	•	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-
		1 0				

1,1,2-トリクロロエタン 単位:mg/

					クロロエタン	
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	1
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	1
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	_	-	-	-
66	電気めっき施設	0	-	_	_	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	_	_	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	_	_	_	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	_	_	_	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	_	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	_	_	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_	_	_	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	_	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	_	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	_	_	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0		_	_	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0		_	_	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	_	_	_	-
70	廃油処理施設	0		_	_	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	_	_	-
71	自動式車両洗浄施設	0	_	_	_	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	28	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0.00	0.00		0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0		_		-
72	し尿処理施設	0				-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.04	
73 74	ト小旦終不処理施設 特定事業場から排出される水の処理施設	0	0.00	0.00	0.01	0.00
81	行足事業場から採出される小の処理地設 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-		-
91	指定地域特定地域() () () () () () () () () ()		-	-		-
		0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	- 0.04	- 0.05	- 0.00
	合計	57	0.00	0.01	0.05	0.00

表5.3(19) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,3-ジクロロプロペン 単位:mg/

			/ 単位:mg/			
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
13	イースト製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	_	_		_
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0		_		_
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0		_		_
17		0		-		-
18	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0		-	-	-
	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	-	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	_	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0		-		_
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0		_	_	_
44	ラ真感光材料製造業の用に供する施設	0		-		-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0		-		-
46	不例化学工業の用に供するブルブラール窓りゅう地設 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-		-
47		-	0.00			0.00
	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,3-ジクロロプロペン 単位:mg/

					コロプロペン	半江 川関/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	1	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	1	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	1	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-		-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	_	-	_	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	_	-	_	_
65	歌又はアルカリによる表面処理施設	0	_	-	_	_
66	電気めっき施設	0		-	_	_
	旅館業の用に供する施設	0		-	_	_
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	_	-	_	_
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	_	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0		-	_	_
66-6		0		-	-	-
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0		-	-	-
67	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	洗たく業の用に供する洗浄施設 写真現像業の思に供する点熱学スペル/現像洗浄施設	0	0.00		0.00	-
68-2	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0		-	_	-
69	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0				-
	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設		-	-	-	-
70	廃油処理施設 大計	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	- 0.00	-	- 0.00	-
	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	26	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00		0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	53	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(20) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

チウラム 単位:mg/

					チワフム	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	新産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	_	-	-	_
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	_	_	_	_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0		_		_
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		_		_
7	小支が製造業の用に供する施設 小支が製造業の用に供する施設	0		-		-
8	が構築追集の用に供する施設 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0		-	-	-
9		0		-		-
_		0				
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設		-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	_	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
30	発酵工業の用に供する施設	0	_	-	_	_
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0		_		_
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0		_		_
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	_	_		_
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	_	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0		_	-	0.00
37		0		-		-
38	その他の石油化学工業の用に供する施設	0		-		-
39	石けん製造業の用に供する施設 「西仏は製造業の用に供する施設	0		-		-
	硬化油製造業の用に供する施設	_		-		-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 ロままなども対象がある。 ローグ サスス まいとり かんかい	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

チウラム 単位:mg/

					チウラム	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	8	0.01	0.02	0.06	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	_
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	_	_
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0		_		_
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	_		_
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		_	_	_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	_	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	_	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	_		_
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	0		_		_
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	_	_
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	_	_		_
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	_	_		_
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	_	_	_	_
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	_	_		_
70	廃油処理施設	0	_	_	_	_
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	_		-
71	自動式車両洗浄施設	0	_	_		_
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	25	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	- 0.00	0.00	0.01
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	0.01	_	0.01	-
72	し尿処理施設	0				
73	下水道終末処理施設		0.00	0.00	0.01	- 0.00
74	トバ連終不処理施設 特定事業場から排出される水の処理施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0		-		-
	 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
91		0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	- 0.00	- 0.04	-	-
	合計	67	0.00	0.01	0.06	0.00

表5.3(21) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シマジン 単位:mg/

					シマシン	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	1	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	•	-	1	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0		-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	_	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	_	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	_		_
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	_		_
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	_		_
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	_	_		_
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	_		_
17	回の が 規模 追案 の 用に 供する 湯 煮 施 設	0		_		-
18		0				
-	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	_	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-		-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-		-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	1	-		-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	1	-	•	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	•	-	1	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	•	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0		-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	_		_
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	_	-	_
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	_	_		_
41	商が設定業の用に供する施設 香料製造業の用に供する施設	0	-	_	-	_
42	甘戸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0		_		_
43		0	_	_		_
44	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設		-	-		-
	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49 50	農薬製造業の用に供する混合施設 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シマジン 単位:mg/

					シマジン	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	_	_	-
59	砕石業の用に供する施設 の対象の対象を表現している。 のがある。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のが。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のが。 のが。 のがる。 のがる。 のがる。 のが。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のが。 のがる。 のが。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが	0	-	_	_	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	_	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	_	_	_	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	_	_	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0	_	_	_	_
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	_	_		_
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	_	_		_
64	ゴス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0		_		_
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0		_		-
65	小垣心設、工業用小垣心設又は日家用工業用小垣の浄小心設 酸又はアルカリによる表面処理施設	0		-		_
66		0		-		-
66-2	電気めっき施設 旅館業の用に供する施設	0		-		-
66-3		0				
		0		-	<u> </u>	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	-	-	-		-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	28	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	16	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	50	0.00	0.00	0.01	0.00

表5.3(22) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

チオベンカルブ 単位:mg/

		チオベンカル				単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0		_	-	_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0		_	_	
6		0				
7	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 砂糖製造業の用に供する施設	0		-	-	-
8		0		-	-	-
	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽			-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	_	-	_
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	_
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	_	_	_	
21-3	放表物業又は不物プリン表色素の用に戻する極式パーガー 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0		_		
21-3		0		-	-	
	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0		-	-	
22	木材薬品処理業の用に供する施設	-		-	-	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	_	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	_	_	_	_
38	石けん製造業の用に供する施設	0		_	_	
39	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0			_	
40		0		-	-	-
	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設			-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

チオベンカルブ 単位:mg/

					ベンカルブ	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	1	1	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	_	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	_	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	_	-		_
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	_	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0		-	-	_
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0		_		_
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-		_
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0		-		_
64		0			-	_
64-2	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0		-	-	-
65	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0		-	-	-
	酸又はアルカリによる表面処理施設		-	-	-	
66	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗た〈業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	0	-	1	1	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	27	0.00	0.00	0.02	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	0	-	-	-	-
73	下水道終末処理施設	15	0.00	0.01	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	-	-	-	-
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	_	_	_	_
	特定施設不明	0		-		_
-				_	_	

表5.3(23) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

ベンゼン 単位:mg/

					ペンセン	単位∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	_	_	_	_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0		_		_
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		-		_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0		-		-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0		-		-
9	バン・果丁の袋垣業又は袋のル業の用に供する独衆のルのル殿情 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0		-		-
10	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	2	0.01	0.00	0.01	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.03	0.03	0.05	0.01
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	_	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	0.01	0.02	0.05	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	_	- 0.00	-
30	コールケール表面表 世来の 州に 戻する 旭 成	0		-		_
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0		-		_
32		1	0.00	-	0.00	0.00
	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	5		0.04		
33	合成樹脂製造業の用に供する施設		0.01	0.01	0.03	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	9	0.01	0.03	0.09	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0		-		-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	_
	まってい マップ・マンコン・マンコン・マンン 女子が大きな人口の日本					

ベンゼン 単位:mg/

					ヘノセノ	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	21	0.01	0.02	0.05	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-		-	
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	1	-	1
61	鉄鋼業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-		-	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	1	0.01		0.01	0.01
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	11	0.01	0.02	0.07	0.00
66	電気めっき施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	_	-	_	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		-	_	_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	_	-	_	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	_	-	_	_
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_	-	_	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	_	-	_	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	_	-	_	_
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0		-		_
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0		-	_	_
70	廃油処理施設	0	_	-	_	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	-	_	-
71	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	36	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.01	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0.00	0.01	0.01	0.00
71-6		0				-
72	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 し尿処理施設	0		-		
73	下水道終末処理施設		- 0.00	- 0.00	- 0.04	- 0.00
73 74	ト小道総木処理施設 特定事業場から排出される水の処理施設	15	0.00	0.00	0.01	0.00
		9	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	157	0.00	0.01	0.09	0.00

表5.3(24) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

セレン及びその化合物 単位:mg/

				セレン及び	その化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	7	0.03	0.03	0.09	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-		-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0			_	_
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		_	_	_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0			_	_
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0				
9		0	-	-		_
10		0			-	
11	飲料製造業の用に供する施設	0		-	-	-
	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	-	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-		-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-		-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	_	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	_	-		-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	_	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	_	-	_	_
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0		-	_	_
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0		-	_	_
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.02	0.03	0.06	0.00
28		0	-	0.03	0.00	-
29	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0				
_	コールタール製品製造業の用に供する施設	0				-
30	発酵工業の用に供する施設	-	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-		-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	1	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-		-	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0.00		0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0		_	_	_
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0				_
50	叫来の表足未の用に供する叫采表に肥政	U	-	-	-	-

セレン及びその化合物 単位:mg/

				セレン及び	その化合物	
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	1	1	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-		•	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-		-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-		-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-		-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	1		-
61	鉄鋼業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	5	0.02	0.02	0.05	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	_
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	5	0.00	0.01	0.01	0.00
66	電気めっき施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0		-	-	_
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0		-	-	_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0		-	-	_
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	_	-	-	_
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0		-	-	_
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	_	-	-	_
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	_	-	-	_
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	_	-	-	_
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	_
70	廃油処理施設	0	_	-	-	_
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	-	-	_
71	自動式車両洗浄施設	0	_	-		-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	45	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.01	0.01	0.03	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	_	-	-	_
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	16	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	0	-	-	-	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0		-	_	_
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	内// D// D/	1	0.05	-	0.05	0.05
-	合計					
		120	0.01	0.01	0.09	0.00

表5.3(25) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

ほう素及びその化合物 単位:mg/

				ほう素及び	その化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	6	7.27	17.02	42.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	3	1.17	1.93	3.40	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	_	_		
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0		_		-
9		0		_		
10		0		-		
11	飲料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設					
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	1	0.20	-	0.20	0.20
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	3	1.93	1.90	3.80	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	_	-	_	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	_	-	_	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	5	0.21	0.23	0.60	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0.70	0.99	1.40	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	7	1.50	1.79	5.00	0.10
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	2.60	-	2.60	2.60
26	無機顔料製造業の用に供する施設	6	4.99	8.49	22.00	0.01
27		35	3.51	11.86	70.00	
	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	3.20	11.00		0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設		3.20	-	3.20	3.20
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	11	0.74	1.39	4.00	0.01
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	2	0.64	0.66	1.10	0.17
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	2	2.40	0.85	3.00	1.80
38	石けん製造業の用に供する施設	0		-		-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0		_		
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	16	0.67	1.16	4.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	21	0.07	1.79	7.60	0.00
48		21	0.71	0.57	1.05	0.00
	火薬製造業の用に供する洗浄施設			0.57		
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	3.40	-	3.40	3.40
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ほう素及びその化合物 単位:mg/

51 日					はつ系及ひ	単位∶mg/	
51-2 日勤車用タイヤ等ブム製品製造業の用に供する直接的洗施設 1 0.03 - 0.03 0.0 0.0 1		代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
51-3 医療・衛生用ゴA製品製造業の用に供するテックス成形型洗浄施設	51	石油精製業の用に供する施設	1	3.40	1	3.40	3.40
52 皮革製造業の用に供する施設	51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	1	0.03		0.03	0.03
3	51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-		-	-
54 セメント製品製造業の用に供する施設 0	52	皮革製造業の用に供する施設	0	-		-	-
1	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	29	0.63	0.94	3.50	0.00
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 1 0.60 - 0.66 0.65 1 55.00 0.0 0.65 0.65 0.65 0.65 0.65 0.65	54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
57 人造黒部電極製造業の用に供する成型施設 24 18.99 45.86 155.00 0.0 58 繁葉原科の精製業の用に供する施設 0	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	-	-	-
58	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
99 砕石繁の用に供する施設 0	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	0.60	-	0.60	0.60
60 砂利採取業の用に供する施設 14 1.15 1.45 4.50 0.0 1.61	58	窯業原料の精製業の用に供する施設	24	18.99	45.86	155.00	0.00
61	59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	1	-	-
63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 0	61	鉄鋼業の用に供する施設	14	1.15	1.45	4.50	0.00
63-2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗りが施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設	8	1.60	1.68	4.30	0.10
日本学院 日本学院	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	62	0.64	1.44	8.01	0.00
63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃力ス洗浄施設 4 36.93 62.09 130.00 4.1 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 0	63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設 4 0.01 0.01 0.02 0.0 0.0	63-3		4	36.93	62.09	130.00	4.10
64-2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	64		0	-	-	-	-
85 酸又はアルカリによる電処理施設 218 1.22 2.75 27.00 0.0 信 で 電気かっき施設 261 2.06 4.25 37.00 0.0 0.0 信 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	64-2		4	0.01	0.01	0.02	0.00
66 電気めっき施設 261 2.06 4.25 37.00 0.0 66-2 旅館業の用に供する施設 2 105.50 147.79 210.00 1.0 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 1 4.60 - 4.60 4.6 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 0	65		218	1.22	2.75	27.00	0.00
66-2 旅館業の用に供する施設 2 105.50 147.79 210.00 1.0 66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 1 4.60 - 4.60 4.6 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 0	66		261	2.06	4.25	37.00	0.00
66-3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 1 4.60 - 4.60 4.66 4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 0	66-2						1.00
66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 1 0.12 - 0.12 0.1 66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 1 0.12 - 0.12 0.1 0.1 0.16 66-6	66-3		1	4.60	-	4.60	4.60
66-5 飲食店に設置されるちゅう房施設 1 0.12 - 0.12 0.1 66-6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0			0		-		
66-6 そば店、うどん店、すじ店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設 0	66-5		1	0.12	-	0.12	0.12
66-7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設 0	66-6		0	-	-	-	-
67 洗たく業の用に供する洗浄施設 0	66-7		0	-	-	-	_
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 0	67		0	-	-	-	-
68-2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	68		0	-	-	-	-
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 0	68-2		2	0.51	0.69	1.00	0.03
69-2 中央卸売市場に設置される施設 0	69			-	-	-	_
69-3 地方卸売市場に設置される施設	69-2		0	-	-	-	-
70 廃油処理施設	69-3		0	-	-	-	-
70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 0	70		0	-	-	_	_
71 自動式車両洗浄施設 1 0.22 - 0.22 0.2 71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 70 0.16 0.31 1.80 0.0 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 3.20 - 3.20 3.2 71-4 産業廃棄物処理施設 5 5.98 9.54 23.00 1.0 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 3 1.77 2.25 4.30 0.0 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 0 - - - - 72 し尿処理施設 6 0.50 1.17 2.90 0.0 73 下水道終未処理施設 25 0.16 0.20 0.95 0.0 74 特定事業場から排出される水の処理施設 18 1.08 1.26 3.90 0.0 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - - 9	70-2		0	-	-	_	_
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設 70 0.16 0.31 1.80 0.0 71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 3.20 - 3.20 3.2 71-4 産業廃棄物処理施設 5 5.98 9.54 23.00 1.0 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 3 1.77 2.25 4.30 0.0 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 0	71		1	0.22	-	0.22	0.22
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 1 3.20 - 3.20 3.2 71-4 産業廃棄物処理施設 5 5.98 9.54 23.00 1.0 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 3 1.77 2.25 4.30 0.0 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 0 - - - - 72 し尿処理施設 6 0.50 1.17 2.90 0.0 73 下水道終末処理施設 25 0.16 0.20 0.95 0.0 74 特定事業場から排出される水の処理施設 18 1.08 1.26 3.90 0.0 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - + 特定施設へは対策を施設して、 - - - - - - - - - - - - - - - - - -			70		0.31		0.00
71-4 産業廃棄物処理施設 5 5.98 9.54 23.00 1.0 71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 3 1.77 2.25 4.30 0.0 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 0 - - - - - - 72 し尿処理施設 6 0.50 1.17 2.90 0.0 73 下水道終未処理施設 25 0.16 0.20 0.95 0.0 74 特定事業場から排出される水の処理施設 18 1.08 1.26 3.90 0.0 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - + 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0	71-3		1	3.20	-	3.20	3.20
71-5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設 3 1.77 2.25 4.30 0.0 71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 0 - - - - 72 し尿処理施設 6 0.50 1.17 2.90 0.0 73 下水道終未処理施設 25 0.16 0.20 0.95 0.0 74 特定事業場から排出される水の処理施設 18 1.08 1.26 3.90 0.0 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - - 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0			5		9.54		1.00
71-6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設 0 - - - - 72 し尿処理施設 6 0.50 1.17 2.90 0.0 73 下水道終末処理施設 25 0.16 0.20 0.95 0.0 74 特定事業場から排出される水の処理施設 18 1.08 1.26 3.90 0.0 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - - 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0							0.00
72 し尿処理施設 6 0.50 1.17 2.90 0.0 73 下水道終末処理施設 25 0.16 0.20 0.95 0.0 74 特定事業場から排出される水の処理施設 18 1.08 1.26 3.90 0.0 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - - 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0				-	-	-	
73 下水道終末処理施設 25 0.16 0.20 0.95 0.0 74 特定事業場から排出される水の処理施設 18 1.08 1.26 3.90 0.0 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - - 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0				0.50	1 17	2 90	0.00
74 特定事業場から排出される水の処理施設 18 1.08 1.26 3.90 0.0 81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0							0.00
81 指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽) 5 2.03 3.09 7.50 0.0 91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - - 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0	74						0.00
91 湖沼法みなし指定地域特定施設(病院) 0 - - - 92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.08	81						0.00
92 湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽) 0 - - - - - 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0				-	-	-	-
- 特定施設不明 1 0.08 - 0.08 0.0			-	_	_	_	_
		, ,		0.08		0.08	0.08
I Del 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		合計	895	2.32	12.05	210.00	

表5.3(26) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

ふっ素及びその化合物 単位:mg/

				ふっ素及び	その化合物	単位:mg/
	代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	9	1.91	2.26	7.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	_	-	-	_
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0		_	_	_
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0		_	_	_
7	砂糖製造業の用に供する施設	0		-		-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0		_		_
9		0		-	_	-
10	が果然に乗るなどの形に供するが不機 飲料製造業の用に供する施設	0		-	-	-
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0		-		-
12		0		-	-	
	動植物油脂製造業の用に供する施設	-		-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	7	0.25	0.31	0.80	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21	化学繊維製造業の用に供する施設	3	1.53	1.99	3.80	0.09
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	3	0.17	0.15	0.30	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	9	2.51	2.53	6.40	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	6	2.58	2.69	6.00	0.30
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	28	3.22	3.75	14.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	2.65	1.77	3.90	1.40
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	2	0.23	0.33	0.46	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	10	0.37	0.70	2.30	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	3	1.03	0.55	1.60	0.50
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	_	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	5	2.85	5.13	12.00	0.10
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	_	_	-	_
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	_	_	_	_
41	商制設金担保の用に供する施設 香料製造業の用に供する施設	0		-	-	-
42	世界	0		-		_
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
44		0	0.00		0.00	0.00
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	-	0.50	0.04	2.00	
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	13	0.56	0.81	2.90	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	13	0.47	0.98	3.60	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-		-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	2	3.35	4.74	6.70	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ふっ素及びその化合物 単位:mg/

				ふっ素及び	ての化合物	早1U∶mg/
	代表特定施設	事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小值
51	石油精製業の用に供する施設	1	1.10	-	1.10	1.10
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	3	0.10	0.04	0.14	0.06
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-			-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	41	1.91	2.07	7.50	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	-	1	1	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	1	1	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	1	1	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	18	1.10	1.57	5.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	32	2.35	2.14	7.20	0.10
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	12	2.28	3.12	11.00	0.02
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	89	1.65	2.03	11.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	4	1.75	1.10	3.40	1.10
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	8	0.01	0.04	0.10	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	381	2.05	2.52	19.00	0.00
66	電気めっき施設	229	1.93	3.05	27.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0.18	-	0.18	0.18
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.02	-	0.02	0.02
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	- 0.02		-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0		_	-	_
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.05	-	0.05	0.05
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	_	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.50	_	0.50	0.50
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0		_	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0		_	_	
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0		_	_	
70	廃油処理施設	0	_	-	-	_
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	_	-	-	_
71	自動式車両洗浄施設	1	0.32	-	0.32	0.32
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	79	0.79	2.46	20.00	0.02
71-3		2	0.95	1.07	1.70	0.19
71-4	一般廃棄物処理施設である焼却施設 産業廃棄物処理施設	6	2.66	1.97	4.60	0.60
71-5	産業廃業物処理施設 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	1.80	2.22	5.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	0	1.00	2.22	-	-
72	し、アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア		1 11	1 70		
73	下水道終末処理施設	6	1.44	1.78	4.43	0.00
74	ト小道総本処理施設 特定事業場から排出される水の処理施設	28	0.09	0.13	0.60	0.00
		23	1.57	1.72	6.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	4	0.98	1.43	3.10	0.02
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0		-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	1	4.60	-	4.60	4.60
-	特定施設不明	2	1.61	1.96	3.00	0.23
	合計	1,098	1.76	2.55	27.00	0.00

表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 単位:mg/0

読事及は未改集等の別に供する施設			アンモニウム化台	物、曲硝酸	化合物及び	硝酸化合物	単位:mg/ℓ
1-2		代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
2	1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	6	16.17	18.12	42.00	0.00
3	1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	_	_	1	_
### 11.94 5.68 19.00 6. 一方で、しょう物、食用で、/検索の製造業の用に供する施設 4 11.94 5.68 19.00 6. 小大麦や製造業の用に供する施設 0	2	畜産食料品製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
4 野菜又は果来を貯料といる保存を料金製造業の用に供する施設 4 11.94 5.68 19.00 6.	3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	_	_	_	_
5 入そ、しと前、食用アスノ酸等の製造業の用に供する施設 4 11.94 5.68 19.00 6 6 小类的製造業の形に供する配設 0 —			0	_	_		_
5				11 94	5.68	19.00	6.35
7							
9							
9 米菓製産業又はこうに製造薬の用に供する施設 1 19.00 — 19.00 19.11 数粉の素的科とは有機に関連をの用に供する施設 0 — 1 — 19.00 19.12 動物の動物は影性薬の用に供する施設 0 — 1 — 19.00 19.13 イート・製造薬の用に供する施設 0 — 1 — 1 — 1 1 1 0 0 — 1 1 0 0 — 1 1 0 0 0 — 1 — 1			_	_			
10 放料製造業の用に供する施設				_	_		
11 動物系調料又は有権質肥料の製造業の用に除する施設					_	_	
13				19.00	=	19.00	19.00
13				_	_	_	_
14	12	動植物油脂製造業の用に供する施設		_	_		_
15	13	イースト製造業の用に供する施設	0	_	_		_
16	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	_	_	I	_
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する協裁	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	1	1.00	_	1.00	1.00
18-2 一次メタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_	_	_
18	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	_	_	_	_
18-2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設			0	_	_	_	_
18-3			0	_			
19		+ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_	_	_		
20 洗毛薬の用に供する施設		The second was provided and the second secon	-	0 22	10 10	62.00	0.00
21・2 化学繊維製造業の用に供する施設 7 9.05 9.74 27.20 0. 21・2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する超式バーカー 0					10.10	02.00	0.00
21-2 一般製材業又は木材チンブ製造業の用に供する極式バーカー			_		0.74	- 07.00	
21-3 合を製造業の用に供する接着機洗浄施設				9.05		27.20	0.54
1				_	=	_	
22 木材薬品処理業の用に供する施設		合板製造業の用に供する接着機洗浄施設				_	
23		パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	_	_	I	_
23-2 新開業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	_	_	_	
24 化学肥料製造業の用に供する施設	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	10	0.55	0.70	1.70	0.00
25	23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	1.50	_	1.50	1.50
無機顔料製造業の用に供する施設 5 23.26 24.56 58.00 3. 27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 49 37.80 93.92 590.00 0. 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 0 - - - - - -	24	化学肥料製造業の用に供する施設	13	17.81	33.28	126.00	0.00
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 49 37.80 93.92 590.00 0.28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 0 - - - 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 0 - - - 30 発酵工業の用に供する施設 1 4.00 - 4.00 4.01 4.01 4.01 4.02 4.00 4.01 4.01	25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	2.09	0.16	2.20	1.98
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 49 37.80 93.92 590.00 0. 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 0 - - - - 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 30 発酵工業の用に供する施設 1 4.00 - 4.00 4. 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 7.80 - 7.80 7. 32 有機調料又は合成染料の製造業の用に供する施設 7 8.98 11.21 31.00 0. 33 合成機能製造業の用に供する施設 20 3.27 4.30 18.00 0. 34 合成が上製造業の用に供する施設 4 1.93 2.56 5.40 0. 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 0 - - - - 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 0 - - - - 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 8 10.17 11.20 35.00 0. 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 0 - <td>26</td> <td>無機顔料製造業の用に供する施設</td> <td>5</td> <td>23.26</td> <td>24.56</td> <td>58.00</td> <td>3.60</td>	26	無機顔料製造業の用に供する施設	5	23.26	24.56	58.00	3.60
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 0 - - - 29 コールタール製品製造業の用に供する施設 0 - - - 30 発酵工業の用に供する施設 1 4.00 - 4.00 4. 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設 1 7.80 - 7.80 7. 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 7 8.98 11.21 31.00 0. 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 20 3.27 4.30 18.00 0. 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 4 1.93 2.56 5.40 0. 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 0 - - - - 36 合成光剤製造業の用に供する施設 0 - - - - 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 8 10.17 11.20 35.00 0. 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 0 - - - - 41 香料製造業の用に供する施設 0 - - - -			49		93.92	590.00	0.00
29 コールタール製品製造業の用に供する施設				_	_	_	_
30 発酵工業の用に供する施設				_	_		
31			_	4.00		4.00	
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設							4.00
33 合成樹脂製造業の用に供する施設 20 3.27 4.30 18.00 0. 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 4 1.93 2.56 5.40 0. 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 0 - - - 36 合成洗剤製造業の用に供する施設 0 - - - 37 その他の石油化学工業の用に供する施設 8 10.17 11.20 35.00 0. 38 石けん製造業の用に供する施設 0 - - - 39 硬化油製造業の用に供する施設 0 - - - 40 脂肪酸製造業の用に供する施設 0 - - - 41 香料製造業の用に供する施設 0 - - - 41 香料製造業の用に供する施設 1 5.76 - 5.76 5. 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - - - 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 1 4.10 - 4.10 4. 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - 45 木材化学工業の用に供する施設 0 - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 31 9.43 18.88 100.00 0. 47 医薬品製造業の用に供する施設 31 9.43 18.88 100.00 0. 48 火薬製造業の用に供する混合施設 31 4.64 8.55 40.00 0. 49 農薬製造業の用に供する混合施設 1 14.80 - 14.80 14.80 14.80							7.80
34 合成ゴム製造業の用に供する施設							0.00
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設		合成樹脂製造業の用に供する施設	20	3.27	4.30	18.00	0.00
36 合成洗剤製造業の用に供する施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設	4	1.93	2.56	5.40	0.00
37その他の石油化学工業の用に供する施設810.1711.2035.000.38石けん製造業の用に供する施設039硬化油製造業の用に供する施設040脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設041香料製造業の用に供する施設15.76-5.765.42ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設043写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設14.10-4.104.44天然樹脂製品製造業の用に供する施設045木材化学工業の用に供する方力ルフラール蒸りゆう施設046その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設319.4318.88100.000.47医薬品製造業の用に供する施設314.648.5540.000.48火薬製造業の用に供する洗浄施設613.4411.8531.601.49農薬製造業の用に供する混合施設114.80-14.80-14.80-	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	_	_	I	_
38 石けん製造業の用に供する施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	_	_	_	_
38	37	その他の石油化学工業の用に供する施設	8	10.17	11.20	35.00	0.00
39 硬化油製造業の用に供する施設 0 -	38		0	_	_	_	_
### 14.00 14.10 15.76	39		0	_	_	_	
### 15.76				_	_	_	
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 0 - </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.76</td> <td>_</td> <td>5.76</td> <td>5.76</td>				5.76	_	5.76	5.76
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 1 4.10 - 4.10 4 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - 45 木材化学工業の用に供するブルフラール蒸りゆう施設 0 - - - - 46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 31 9.43 18.88 100.00 0 47 医薬品製造業の用に供する施設 31 4.64 8.55 40.00 0 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 6 13.44 11.85 31.60 1 49 農薬製造業の用に供する混合施設 1 14.80 - 14.80 1				5.10	_	J.10	J.10
24 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 0 - - - - -				4 10	_	4 10	4 10
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設 0 - - - - -						4.10	4.10
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 31 9.43 18.88 100.00 0. 47 医薬品製造業の用に供する施設 31 4.64 8.55 40.00 0. 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 6 13.44 11.85 31.60 1. 49 農薬製造業の用に供する混合施設 1 14.80 - 14.80 - 14.80				_	=	_	=
47 医薬品製造業の用に供する施設 31 4.64 8.55 40.00 0. 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 6 13.44 11.85 31.60 1. 49 農薬製造業の用に供する混合施設 1 14.80 - 14.80 14.80			-	_	_	_	_
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 6 13.44 11.85 31.60 1. 49 農薬製造業の用に供する混合施設 1 14.80 - 14.80 14.80		その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設					0.00
49 農薬製造業の用に供する混合施設 1 14.80 - 14.80 14.	47	医薬品製造業の用に供する施設	31	4.64	8.55	40.00	0.00
perfection for the perfect of the pe	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	6	13.44	11.85	31.60	1.27
50 對蔣の制進業の用に供する對蔣制進施設 0	49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	14.80		14.80	14.80
『中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国	50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	_	_	_

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 単位:mg/0

		アンモニウム化合				
	代表特定施設 代表特定施設	事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51	石油精製業の用に供する施設	6	1.66	2.21	5.30	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	_	_	_	
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	Ī	_	-	_
52	皮革製造業の用に供する施設	0		_	_	_
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	10	18.56	28.26	89.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0		_	1	_
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0		_	1	_
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	_	-	_
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	5.60	_	5.60	5.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	3	3.17	4.10	7.80	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0		_		_
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0		_	_	_
61	鉄鋼業の用に供する施設	15	12.59	15.09	52.20	0.14
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	9	9.21	9.82	32.00	0.00
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	91	14.40	27.92	228.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0		_		_
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	6	11.29	12.42	31.20	0.23
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	2	16.35	12.94	25.50	7.20
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	12	3.18	9.59	33.60	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	277	16.32	29.38	338.00	0.00
66	電気めっき施設	207	18.22	40.15	500.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	1	_	1	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	1	_	1	1
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	1			_
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	4.75		4.75	4.75
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	1			_
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	1			_
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	1			_
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	1	_	1	1
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	4.57		4.57	4.57
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	1			
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	=	_		_
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	1			
70	廃油処理施設	0	1			-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	1			-
71	自動式車両洗浄施設	1	7.90		7.90	7.90
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	90	7.38	9.66	51.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	3.60	2.26	5.20	2.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	41.16	42.94	110.00	1.20
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	4	53.65	65.52	140.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設	1	0.05		0.05	0.05
72	し尿処理施設	11	26.13	53.42	170.00	0.00
73	下水道終末処理施設	40	9.75	9.20	54.70	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	20	10.62	21.95	100.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201~500人槽)	11	8.81	13.21	44.81	0.07
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	_	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	I		Ī	_
_	特定施設不明	2	13.49	9.21	20.00	6.98
	合計	1,052	14.87	34.47	590.00	0.00

【水質汚濁物質排出量総合調査票】

平成21年度 水質污濁物質排出量総合調査票

(調査対象期間:平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日実績)

総務省承認No.27687

承認期限 平成21年12月31日まで

環境省水•大気環境局水環境課

「問い合せ番号」= XXXXX

〒000-1111 住所 事業所名 排水関連ご担当者 様

環境	竟省統·	一番号	排水量、有害区分
代表	長産業:	分類	水域番号
代表	長特定 	——— 施設コート	補助区分

- ・記入要領に従い、調査対象期間の値を太枠内に御記入ください。
- ・本調査票の内容は、統計以外の目的に使用しません。
- ・前年度調査の報告値が網掛け部分にプリントされていますので、参考にして下さい。
- ・問合せの際にはこのページの右上に記載の「問合せ番号」をお知らせ下さい。
- ・提出は原票を返信用封筒にて御返送下さい。

【提出期限 平成21年10月31日】

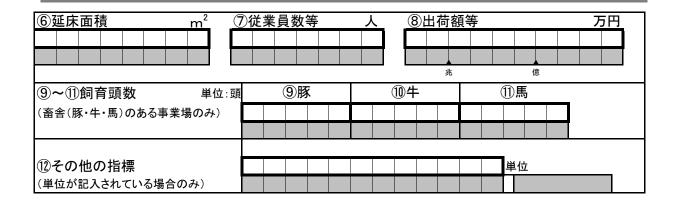
1 工場・事業場の概要

①工場・事	業場名									
②所在地		TL.								
3記 載	所属									
担当者	氏名	Tel — —								
(4) 産業分類	(産業分	↑類が正しくない場合、 □ 内に×を記入してください。)								
上記以外新	の産業だ	分類に該当する場合、下欄にその内容を記入してください。 ()								

⑤事業場の稼働状況 事業場の稼働状況について、下の稼働コードより選択し、記入してください。 1:稼働(今回の調査対象となります) 2:下水道に全量接続 3:H21.3.31現在建設中で稼働していない 4:休止(稼働を再開する見込みはあるが停止中) 5:廃止(稼働を再開する見込みはない場合も含む) 9:その他(誤って郵送されてきたなど)

稼働コードが2、3、4、5、9の場合は調査はこれで終了です。 この調査票を返信用封筒に入れて御返送下さい。

稼働コードが1の場合は引き続き⑥以降についてご記入ください。



2 用排水量及び排水処理方法

①用水量 (m³/日)	・用水量とは上水、工業用水、井戸水、沢水、海水など使用した水量です。 ・総排水量は「処理水量」+「未処理水量」に加え ・ あ水や、下水道など非公共用水域へ排水した量
(M総排水量 (m³/日)	・処理水量とは排水処理施設で処理し、河川などの
⑤処理水量 (m³/日)	 <u>公共用水域へ排水</u>した水量です。 →未処理水量とは排水処理施設で処理せずに、
(m³/日)	河川などの<u>公共用水域へ排水</u>した水量です。→詳しくは記入要領を参照ください。

⑪排水処理方法 	排水処理方法について、下のコードから選択し記載して下さい。	
	01:活性汚泥 02:その他の生物処理 03:凝集沈殿、凝集浮上、加圧浮上 04:砂ろ過 05:オゾン処理 06:活性炭 07:油水分離 08:その他の高度処理 09:沈殿、中和、無機物の除去を主たる目的とした処理等 (上記のいずれにも該当しない場合)	
I		

3 排水濃度等

排水濃度の測定値を記載下さい。

- ・河川、海などの公共用水域への排水を対象としています。(下水等への排水は対象ではありません)
- ・水素イオン濃度について、1年間に1回のみ測定している場合、この測定値を上限値、下限値の両方に記入してください。
- ・水素イオン濃度を除く項目については、各項目における平均的な排水濃度(1年間の平均値など)を記入してください。
- ・網掛け内に前年度調査の報告値が記載されていますので、参考にして下さい。
- ・詳細は記入要領を参照下さい。

項番	項目	名			18	排刀	k濃.	叓					
01	水素イオン濃度	下限値											
02	(Hq)	上限値											
03	BOD	(mg/l)											
04	COD	(mg/l)											
05	SS	(mg/l)											
06	ノルマルヘキサン	鉱油類											
07	抽出物質(mg/l)	動植物油脂類											
08	フェノール類	(mg/l)											
09	銅	(mg/l)											
10	亜鉛	(mg/l)											
11	溶解性鉄	(mg/l)											
12	溶解性マンガン	(mg/l)											
13	クロム	(mg/l)											
14	大腸菌群数	(×1000個/cm³)											
15	総窒素	(mg/l)											
16	総燐	(mg/l)											
									前	门回幸	设告	値	

有害物質を使用又は製造していない事業者の調査はこれで終了です。この調査票を返信用封筒に入れて御返送下さい。

なお、有害物質を使用(原料とする製品を使用も含む)又は製造している事業者は、 引き続き ⑪ 以降に御記入下さい。

4 有害物質使用・製造の有無、排水濃度等

- ・使用(原料とする製品の使用も含む)又は製造している有害物質が対象となります。
- ・有害物質名(※)には他に呼び方がある場合がありますので、記入要領で御確認ください。
- ・「②排出方法」には各有害物質別に下記のコードを参考に丸を記入して下さい。「⑨ 使用の有無」、「⑩ 製造の有無」において、いずれも「無」の有害物質については空欄としてください。
 - 1:処理後の排水は公共用水域(川、海など)へ排水している。
 - 2:廃棄物処理業者が(廃液などを)回収している。
 - 3:処理後の排水は下水道へ排水している。
 - 4:その他
- ・「②排水濃度」は「②排出方法」において「1:処理後の排水は公共用水域(川、海など)へ排水している。」を選択された有害物質のみ、排水濃度(複数回測定している場合には最大の値)を御記入ください。前年度、報告があった場合には、その報告値が予め網掛け部分にプリントされていますので、参考にして下さい。
- 詳細については記入要領を参照ください。

				有	害物	勿質	の			
│ 項 │ 番	有害物質名	19 1	吏用	20 \$	製造	21	排出	方:	法	②排水濃度(mg/l)
		有	無	有	無	1	2	3	4	
01	カドミウム及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
02	シアン化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
03	有機燐化合物 (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
04	鉛及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
05	六価クロム化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
06	砒素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
07	総水銀	1	2	1	2	1	2	3	4	
08	アルキル水銀化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
09	PCB	1	2	1	2	1	2	3	4	
10	トリクロロエチレン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
11	テトラクロロエチレン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
12	ジクロロメタン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
13	四塩化炭素 (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
14	1,2-ジクロロエタン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
15	1,1-ジクロロエチレン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン(※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
17	1,1,1-トリクロロエタン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
18	1,1,2-トリクロロエタン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
19	1,3-ジクロロプロペン	1	2	1	2	1	2	3	4	
20	チウラム (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
21	シマジン (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
22	チオベンカルブ (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
23	ベンゼン	1	2	1	2	1	2	3	4	
24	セレン及びその化合物 (※)	1	2	1	2	1	2	3	4	
25	ほう素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
26	ふっ素及びその化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
27	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1	2	1	2	1	2	3	4	
			前回報告值							

調査は以上で終了です。この調査票を返信用封筒に入れ、御返送下さい。 ありがとうございました。

水質汚濁物質排出量総合調査について

はじめに

この調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を有する工場又は事業場における、水質汚濁物質の排出実態を把握することにより、水質汚濁防止法の施行上の基礎資料を得ることを目的としたもので、環境省が実施するものです。次頁以降に示す記入要領に従って調査票に御記入の上、下記期限までに御回答くださるようお願いいたします。

なお、御回答いただいた個別の調査票の内容は秘密扱いとし、外部に公表することはありません。報告されたデータをもとに特定施設分類別や産業分類別にデータを集計し、その集計結果を調査結果概要として公表いたしますので、報告される内容は正確にお願いいたします(平成20年度調査結果概要は、環境省HP上に公表しております。)。この公表資料から個々の事業場の特定は不可能ですので、御理解の上、御協力をお願いいたします。

また、**報告されたデータを根拠として、法に基づいた罰則等は適用されませんので**、各事業場の正確なデータを御記入くださいますよう重ねてお願いいたします。

記

〇調査票提出期限 平成21年10月31日まで

〇調査対象期間 調査の対象となる期間は、<u>平成20年度(平成20年4月1日から平成21</u>

年3月31日までの1年間)です。

〇調査対象事業場 本調査では、水質汚濁防止法に定める特定施設を有する工場又は事業場(特

定事業場)のうち、日間平均排水量が50m3以上のもの又は有害物質使用特定事業場を対象としています。なお、特定施設を有していても下水道(合流式、

分流式)に全量排水している工場又は事業場は調査対象とはなりません。

〇本件の問合せ先 本件に関する質問等の一切は、<u>下記 東レエンジニアリング株式会社</u>が一括

して対応させていただきます。なお、本調査は、環境省水・大気環境局水環境

課(担当:○○)の請負調査として実施しています。

会 社 名:東レエンジニアリング株式会社

住 所: 〒520-0842 滋賀県大津市園山1丁目1番1号

電話番号:077-533-7363 (受付:10/1~10/31の平日9:30~12:00、13:00~17:00)

F A X : 077-537-6423 E-mail : assessment@toray-eng. co. jp

担 当 者:0000

なお、委託会社のホームページ http://www.toray-eng.co.jp/env でも、記入方法等を御案内しております。

また、調査の照会方法や調査票の様式など、調査の改善のための御意見がある場合は、下記連絡 先宛て御提出下さい。

連 絡 先:環境省 水・大気環境局 水環境課

F A X:03-3593-1438

電子メール: mizu-kanri@env. go. jp

【 調査票の記入要領 】

- 太枠で囲まれた欄のみ記入してください。
- \bigcirc 数字は1文字につき1マスを用いて、小数点があれば小数点も1つのマス目を使用してください。
- 調査票の中で、網掛け欄に記載されているデータは、前回調査において御記入いただいたものであり、今回の参考にしてください。なお、空欄となっている場合は、前回調査の報告を頂いていない事業場です。今年度調査につきましては、必ず御回答いただけますようお願いいたします。

以下、記入に当たっての細部説明を項目ごとに述べますので、十分御理解の上、記入してください。

1. 工場・事業場の概要

①工場・事業場名

<u>②所 在 地</u>

記載内容を御確認ください。

「工場・事業場名」及び「所在地」については、変更があった場合には法の規定により各所在の自治体に届け出ることとされています。この届出に基づいて作成された各自治体の事業場台帳に基づいて調査票の情報を毎年更新しており、変更があった場合等については随時反映されております。万が一、実際の工場・事業場名又は所在地が調査票に記載されたものと異なっている場合は、変更の届出が正しくなされていない可能性がありますので、所在の自治体の水環境管理担当部局にも御確認をお願いいたします。

<u>③記載担当</u>者

記載内容について問い合わせする際に使用するためのものです。記載担当者の 所属・氏名、連絡先電話番号をはっきりと御記入ください。

<u>4</u>產 業 分 類

前年度調査の結果等をもとに各事業場5つまで印字されていますが、該当しないものがあれば、それぞれ左の□欄に×を記入してください。

また、主に行われている事業で記載されていないものがあれば、その内容を一番下の欄に記入するとともに、産業分類番号が分かる場合は、左の4桁の欄に分類番号を記入してください。その場合、産業分類は主なものを5つまでデータ化しますので、既に産業分類が5つ記載されている場合は、削除してよい産業分類の□欄に×を記入してください。

※ ④産業分類は、総務省が告示する「日本標準産業分類」の項目のうち細分類項目を指します。日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、昭和24年に制定されました。その具体的な内容は、事業所において行われる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融業、医療、福祉、教育、公務などすべての経済活動を、大分類、中分類、小分類及び細分類の4段階に分類したものであります。産業構造の変化に伴い改正を重ね、最新は平成20年4月1日から適用されています。なお、詳細は総務省ホームページ http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm に掲載しております。

⑤事業場の稼働状況

平成21年3月31日現在における事業場の稼働状況について、下記より稼働 コードを選んで□欄に番号を記入してください。

なお、分流式下水道に全量排水する事業場も、「2」となります。

稼働状況	稼働コード
稼働(今回の調査対象となります)	1
下水道に全量接続(公共用水域への排出はない)	2
H21.3.31 現在建設中で稼働していない	3
休止(稼働を再開する見込みはあるが停止中)	4
廃止(稼働を再開する見込みはない場合も含む)	5
その他(誤って郵送されてきたなど)	9

以下(⑥~②)は、

「⑤事業場の稼働状況」において<u>「1(=稼働)」を選択された場合のみ、御記入ください。</u> (1以外を選択された場合は、⑥以下は記入する必要はありません。)

⑥~13 規模の指標について

⑥延 床 面 積

工場又は事業場の建築物の総床面積を記入してください。なお、住宅団地等の場合は、関係している住宅の延床面積の合計を記入してください。平成 21 年 3 月 31 日時点での数値を記入してください。

⑦従 業 員 数 等

従業員数(常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計)を記入してください。なお、水道施設の場合は給水人口、集合型生活排水処理施設(下水道終末処理施設、集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽など)の場合は処理対象区域の利用人口、学校の場合は職員数と生徒数の合計となります。

⑧出 荷 額 等

平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間)における工場又は事業場の出荷額(出荷額がない場合は、収入額、年間予算額、年間取扱額等)を**1万円単位で御記入ください。**なお、住宅団地の場合は記入不要です。

9~⑪飼育頭数

畜舎(豚・牛・馬)のある事業場のみ記入してください。平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間)における通常の家畜の飼育頭数を頭単位で記入してください。

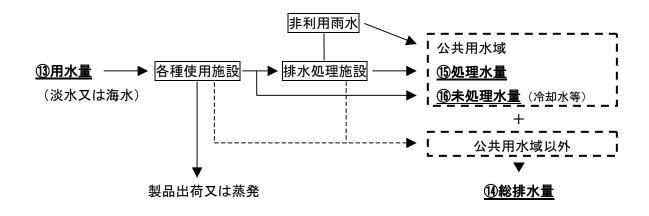
<u>⑫その他の指標</u>

記入の必要のある工場又は事業場については、記入していただく指標とその 単位がすでに印字されています。**印字がない場合は、記入の必要はありません。**

2. 用排水量及び排水処理方法

ここでは、一日当たりの用排水量**について、③用水量、⑩総排水量、⑤処理水量及び⑥未処理水量(いずれも単位は m³/日)に分けて記入してください。ただし、⑥処理水量及び⑥未処理水量については、河川など公共用水域への排出分のみを記入してください。

※ 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間に、事業所で使用、排出した用排水量を操業日数で除したもの



記入要領 3 ページ

- 注1)公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接する水路等で下水 道以外のものをいいます。
- 注2)水道施設(64の2(水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設番号。括弧内の数字において以下同じ。))において、③用水量には浄水される水量も含みます。
- 注3) し尿処理施設(72)、下水道終末処理施設(73) において、③用水量には処理対象となる受入し尿や下水の量は 含みませんが、希釈水等として使用する水は含むこととします。一方、④~⑥は、事業場から排出されるすべての 水を対象とします。
- 注4) 廃油処理施設(70)、産業廃棄物処理施設(71の4)、し尿浄化槽(72)、共同処理施設(74)のみが設置されている事業場においては、注3)に準じて、処理対象として受け入れる廃油、廃酸・廃アルカリ、し尿等又は特定事業場から排出される水は③用水量には含みませんが、希釈水等として使用する水は含むこととします。一方、⑭~⑩は、事業場から排出されるすべての水を対象とします。

⑪排水処理方法

各排水口から排水処理をして排出を行う場合、その主な排水処理方法を下記の処理コードから選択し、記入してください。

排水処理方法の種類	処理コード
活性汚泥	0 1
その他の生物処理	0 2
凝集沈澱、凝集浮上、加圧浮上	0 3
砂ろ過	0 4
オゾン処理	0 5
活性炭	0 6
油水分離	0 7
その他の高度処理	0 8
沈澱、中和、無機物の除去を主たる目的とした処理等 (上記のいずれにも該当しない場合のみ)	0 9

3. 排水濃度等

ここでは、工場又は事業場の排水口からの排水について記入していただきます。ここで、排水口 とは、工場又は事業場から河川や海域等の公共用水域へ排出されるもの全てを指します。したがっ て、非利用雨水排水など事業に直接関係のないものも含まれますが、この非利用雨水排水などにつ いて、排水濃度等の測定をされていない場合は、これを除いて排水濃度を算出してください。

⑱排 水 濃 度 等

各項目における平均的な排水濃度(1年間の平均値など)を記入してください。 ただし、定量限界以下の場合は、記入欄に「ND」と記入してください。<u>事業場内において、公共用水域に排出する排水口が複数ある場合、平均的な排水濃度とは、工場又は事業場内にあるそれぞれの排水口からの排水量と排水濃度とから次のように平均値を算出し、その値を記入してください。</u>

<平均的な排水濃度の算出方法>

排水口 1 (排水量 Q_1 排水濃度 C_1) 排水口 2 (排水量 Q_2 排水濃度 C_2) 排水口 3 (排水量 Q_3 排水濃度 C_3)

排水口N (排水量Q_N 排水濃度C_N) の場合、

記入要領 4 ページ

平均的な排水濃度Cは、以下のとおりとなります。

$$C = \frac{Q_{1} \times C_{1} + Q_{2} \times C_{2} + Q_{3} \times C_{3} + \dots + Q_{N} \times C_{N}}{Q_{1} + Q_{2} + Q_{3} + \dots + Q_{N}}$$

ただし、排水濃度が定量限界以下(ND)の場合は、排水濃度は0として計算してください。

注1)水素イオン濃度(pH)については、1から14の範囲内で数値を記入してください。

(この範囲を超える数値は存在しないためです。)

注2) 大腸菌群数の単位は、「×1000個/cm³」であるため、記入の際には十分御注意ください。なお、cm³は ml です。

(例:500個/cm³の場合 → 0.5 と記入してください。)

注3)数値は有効数字2桁(3桁目を切り捨て)で記入してください。

4. 有害物質使用・製造の有無、排水濃度等

ここでは、有害物質を使用(原料とする製品を使用も含む)又は製造している事業者のみが対象 となります。なお、調査票に記載されている有害物質名については、別の呼び方が用いられている ことがあります。次項表に代表的な例を示しましたが、該当する物質がないか充分御確認いただき ますようお願いいたします。

⑩使用の有無、⑩製造の有無、⑪排出方法について、前回調査において御回答いただいた項目には、あらかじめ回答欄に○がついています。当該箇所を訂正する場合は、○を⊕のように抹消したうえで、該当する番号に○をつけてください。

項番	項目名	別名の例
0 3	有機燐化合物	パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN
1 0	トリクロロエチレン	トリクレン、三塩化エチレン、三塩化エテン、エチニルトリクロライド
1 1	テトラクロロエチレン	パークレン、四塩化エチレン、パークロロエチレン
1 2	シ゛クロロメタン	塩化メチレン、ジクロルメタン、メチレンクロライド、二塩化メチレン、メチレンジクロライド
1 3	四塩化炭素	四塩炭、四クロロメタン、ベンジノホルム
1 4	1, 2-ジクロロエタン	二塩化エタン、二塩化エチレン、エチレンジクロライド
1 5	1, 1ージクロロエチレン	クロロエチレン、1,1–ジクロロエテン、塩化ビニリデン、ビニリデンクロライド
16	シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	シス−1, 2−ジクロロエテン
17	1, 1, 1ートリクロロエタン	メチルクロロホルム
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	β -トリクロロエタン
2 0	チウラム	〒トラメチルチウラムジスルフイド、グリーンチオノック、チオノック、チウラミン、ポマゾールエフ
2 1	シマシ゛ン	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ) -s-トリアジン
2 2	チオヘ゛ンカルフ゛	S-4-クロロヘ゛ンシ゛ル=N, N-シ゛ェチルチオカルハ゛マート
2 4	セレン	セレニウム

⑪使用の有無

当該物質を使用している場合は、使用量の多少にかかわらず、「1」を○で囲んでください。使用していない場合は、「2」を○で囲んでください。また、当該物質を原料とする製品を使用している場合も使用しているものとみなします。

②製造の有無

当該物質を製造している場合は、製造量の多少にかかわらず、「1」を○で囲んでください。製造していない場合は、「2」を○で囲んでください。また、当該物質を含む製品を製造している場合も製造しているものとみなします。

②排 出 方 法

それぞれの有害物質を含むおそれのある汚水等がどのように排出されているかについて、次表の中から該当するコードを選択し、番号を○で囲んでください。なお、「⑩使用の有無」及び「⑩製造の有無」において、いずれも「無」の項目については空欄としてください。

記入要領 5 ページ

排出方法	排出コード
処理後の排水は公共用水域(川、海など)へ排出している。	1
廃棄物処理業が(廃液などを)回収している。	2
処理後の排水は下水道へ排水している。	3
その他	4

②排 水 濃 度

「②排出方法」において「1:処理後の排水は公共用水域(川、海など)へ 排出している。」を選択された項目のみ、御記入ください。工場又は事業場から の排出水について、排水濃度を分析している項目があれば、その項目について排 水濃度を記入してください。ただし、定量限界以下の場合は、記入欄へは「ND」 と記載し、排水濃度データが複数ある場合は、平成20年度(平成20年4月1 日から平成21年3月31日までの1年間)において最大のものを記入してくだ さい。なお、網掛け欄に記載されているデータは、前回調査において御記入いた だいたものであり、参考としてください。排水濃度を分析していない項目につい ては、空欄のままで結構です。

★ お知らせ ★

水質汚濁物質排出量総合はこれまで毎年度実施してきましたが、今年度調査以後は隔年度実施(一年おきの実施)となります。これにより、次回の水質汚濁物質排出量総合調査は平成 23 年度調査となります。また、次回の調査より、「政府統計共同利用システム」を導入する計画となっています。

「政府統計共同利用システム」を導入することにより、これまでの調査と同様に紙の調査票で記入・ 回答いただく方法に加え、インターネット回線が利用可能な場合には電子調査票にてオンラインで回答 いただくことが出来るようになります。

電子調査票は adobe 社の AdobeReader (無償)で閲覧・記入が可能な pdf ファイルとして作成される予定となっており、今回の調査では東レエンジニアリング株式会社のホームページから、電子調査票 (pdf ファイル)をダウンロードして記入し、電子メールで添付ファイルとして提出いただくことが可能となっています。

電子調査票のダウンロード http://www.toray-eng.co.jp/env 電子調査票の提出先 assessment@toray-eng.co.jp

※なお、今回の電子調査票は白紙の電子調査票となっており、前回調査時の数値等は記入されておりません。

その他、御不明な点等ございましたら、問合せ先にお願いいたします。御協力ありがとうございました。